

応 急 計 画

目 次

第1章 計画の方針.....	1
第1節 計画の方針.....	1
第2節 予測できない事態の対応.....	1
第2章 災害対策本部等の運用計画.....	1
第1節 町の防災組織等.....	1
第2節 本部設置前の災害警戒体制.....	1
第3節 災害対策本部の設置.....	3
第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等.....	8
第5節 本部の閉鎖.....	8
第6節 災害対策本部の標識等.....	9
第3章 動員計画.....	9
第1節 本部設置前の災害警戒本部等の動員.....	9
第2節 災害対策本部の動員.....	10
第4章 通信連絡情報活動計画.....	11
第1節 庁内及び町防災関係機関における措置.....	11
第2節 災害情報及び被害状況の収集・報告.....	12
第3節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準.....	16
第4節 非常無線通信等の利用.....	16
第5章 広報・広聴活動計画.....	17
第1節 広報活動.....	17
第2節 広聴活動.....	19
第6章 災害救助法の適用計画.....	20
第1節 災害救助法の適用基準.....	20
第2節 活動計画.....	21
第7章 消防活動計画.....	22
第1節 出動計画.....	22
第2節 消防活動.....	23
第3節 応援要請.....	23
第8章 水防計画.....	23
第1節 水防組織.....	24
第2節 重要水防区域.....	25
第3節 水防体制.....	25
第4節 水防活動の実施.....	25
第9章 避難に関する計画.....	28
第1節 避難の勧告等.....	28
第2節 警戒区域の設定.....	31
第3節 避難の方法.....	31
第4節 土砂災害警戒区域等の避難計画.....	32

第5節	浸水想定区域等の避難計画.....	34
第6節	暴風警戒地区の避難計画.....	35
第7節	学校等の集団避難計画.....	35
第8節	火災に対する避難計画.....	35
第9節	避難所群及び福祉避難所群の開設.....	35
第10節	避難の実施.....	36
第11節	避難所群の運営管理等.....	36
第12節	避難所における感染症対策.....	37
第13節	避難者健康対策.....	39
第14節	広域一時滞在.....	40
第15節	被災者への情報伝達活動.....	41
第16節	車中泊避難計画.....	41
第17節	避難勧告等の解除.....	41
第10章	観光客等保護・帰宅困難者対策計画.....	41
第1節	観光客等・帰宅困難者への広報.....	41
第2節	交通情報の提供・災害時帰宅支援ステーション本部の運用.....	41
第3節	災害時帰宅支援ステーションの開設.....	41
第4節	災害時帰宅支援ステーション本部への誘導.....	41
第5節	ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等.....	42
第11章	食料供給計画.....	42
第1節	食料供給の方法.....	42
第2節	給食に必要な米穀の確保.....	42
第3節	その他の食品の調達.....	43
第4節	輸 送.....	43
第5節	炊き出しの計画.....	43
第6節	災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準.....	43
第12章	生活必需品等の供給計画.....	43
第1節	物資の調達等.....	44
第2節	災害救助法適用の場合の措置.....	44
第3節	災害救助法が適用されない場合の措置.....	45
第4節	町内の物資の主な販売業者.....	45
第5節	物資の輸送、配給方法.....	45
第13章	給水計画.....	45
第1節	実施責任者.....	45
第2節	水道施設等の応急対策.....	45
第3節	医療機関等への応急給水.....	46
第4節	給水の方法.....	46
第5節	近隣市町村による給水応援.....	46
第6節	災害救助法による飲料水の供給.....	46

第 14 章	住宅対策計画.....	47
第 1 節	り災証明証の発行.....	47
第 2 節	被災住宅の応急修理.....	47
第 3 節	公営住宅等へのあつ旋.....	47
第 4 節	応急仮設住宅建設と供与.....	47
第 15 章	医療助産計画.....	48
第 1 節	実施責任者.....	48
第 2 節	医療及び助産の対象者.....	48
第 3 節	京都府保健医療調整本部の設置等.....	48
第 4 節	保健医療活動チーム派遣の要請と災害対策本部の行動.....	49
第 5 節	救護所.....	50
第 6 節	助産.....	50
第 7 節	医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法.....	50
第 8 節	医療品等の調達.....	50
第 9 節	心のケア.....	50
第 10 節	災害救助法による医療.....	51
第 11 節	災害救助法による助産.....	51
第 16 章	保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画.....	51
第 1 節	防疫及び保健衛生計画.....	51
第 2 節	し尿処理対策計画.....	52
第 3 節	遺体の捜索、処理及び埋火葬計画.....	53
第 17 章	救出救護計画.....	55
第 1 節	救出救護の対象.....	55
第 2 節	救出救護体制.....	55
第 3 節	関係機関への協力要請.....	56
第 4 節	災害救助法による救出.....	56
第 18 章	障害物除去計画.....	56
第 1 節	道路上の障害物除去.....	56
第 2 節	道路の補修.....	57
第 3 節	緊急道路啓開等協力体制.....	57
第 4 節	住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）.....	57
第 5 節	河川の障害物除去.....	57
第 19 章	廃棄物処理計画.....	57
第 1 節	廃棄物の収集体制.....	58
第 2 節	がれき等処理.....	58
第 3 節	生活ごみ処理.....	59
第 4 節	処理施設等の現況.....	59
第 20 章	文教対策計画.....	59
第 1 節	実施責任者.....	59

第2節	情報の収集・伝達.....	59
第3節	施設・設備の緊急点検等.....	59
第4節	学校等における安全対策.....	60
第5節	教育に関する応急措置.....	60
第6節	学校等における保健衛生及び危険物等の保安.....	62
第7節	被災者の救護活動への連携・協力.....	62
第21章	輸送計画.....	62
第1節	実施責任者.....	62
第2節	輸送及び移送の方法.....	62
第3節	災害時における輸送方法.....	63
第4節	輸送力の確保.....	63
第5節	輸送力確保についての協力要請.....	64
第6節	航空機等による輸送、移送.....	64
第7節	緊急通行車両の取扱い.....	65
第8節	災害救助法による輸送基準.....	65
第22章	交通規制計画.....	65
第23章	災害警備計画.....	66
第24章	危険物等応急対策計画.....	66
第25章	鉄道施設応急対策計画.....	68
第26章	通信・放送施設応急対策計画.....	68
第1節	通信施設応急対策計画.....	68
第2節	放送施設応急対策計画.....	69
第27章	電気・ガス・上下水道施設応急対策計画.....	69
第1節	電気施設.....	69
第2節	上水道施設.....	70
第3節	下水道施設.....	70
第4節	ガス施設.....	71
第5節	金融機関.....	72
第28章	農林関係施設応急対策.....	72
第29章	労務供給計画.....	72
第1節	作業員等の雇用.....	73
第2節	災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準.....	73
第30章	自衛隊災害派遣計画.....	73
第31章	職員派遣要請及び町職員の派遣受援計画.....	74
第1節	府等への職員派遣受援要請.....	74
第2節	町職員の受援・派遣.....	75
第32章	義援金品受付配分計画.....	75
第33章	社会福祉施設応急対策計画.....	76
第34章	精華町災害支援対策本部運用計画.....	76

第1節	災害支援対策本部体制.....	76
第2節	情報収集.....	77
第3節	応援の実施.....	77
第35章	高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画.....	77
第1節	避難行動要支援者の避難.....	77
第2節	妊産婦・乳幼児家族の避難等.....	78
第3節	高齢者・在宅治療者の避難.....	78
第4節	外国人・観光客等・帰宅困難者等の避難.....	79
第5節	安否確認.....	80
第36章	環境保全に関する計画.....	80
第37章	災害ボランティア受入計画.....	80
第1節	町センターの災害発生時体制への移行.....	80
第2節	町センターの運営.....	80
第38章	文化財等の応急対策.....	81
第39章	応援受援計画.....	82
第1節	応援.....	82
第2節	受援.....	82
第40章	社会秩序の維持に関する計画.....	84

第1章 計画の方針

第1節 計画の方針

災害応急対策計画は、災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合において、町及び防災関係機関が有する全機能を発揮し、いち早く災害対策本部等を立ち上げるとともに、国・府の行政機関、住民、事業所及びボランティア団体等の民間組織と連携して災害の発生を防ぎ、よし又は応急的救助を行うなど、被害の拡大を防止する。

そのため、本計画は、次のような観点に立ち策定する。

- 1 防災業務は、業務継続計画及び災害時受援計画に基づき、一般業務と平行して行う。
- 2 応急対策は、人命救助に重点をおくとともに、人権への配慮及び速やかな復旧に留意する。
- 3 行うべき行動をできるだけ体系的に整理し、内容が漏れなくかつ府計画と整合した構成とする。
- 4 対策内容は、第2篇災害予防計画、府計画及び町の他計画と一貫させるとともに、災害時における具体的な行動手順を示し、一刻も早く各機能の回復を図ることに主眼をおく。
- 5 広域相互応援やボランティア等の外部からの物資及び人的応援を、必要な所に必要なだけ速やかに配備・配置することを意識する。
- 6 正確で最新の情報が伝達できる体制を整え、被災者の不安の解消を図るとともに、人権に配慮し、被災者特に女性及び要配慮者、LGBTからのニーズ等も吸い上げるため、双方向の情報伝達の整備を図る。
- 7 国・府、町、住民・企業の役割分担を明確にする。(協働防災)
- 8 従来からの組織、施策、事業、施設等を活用し、総合的に体系化することで、防災政策の欠落を防ぐ。(総合防災)

第2節 予測できない事態の対応

災害時においては、関係者は、原則として、災害応急対策計画に基づいて対応する。

しかし、計画どおりに対応できない事態に遭遇した際には、町民の生命、身体、財産を守ることを最優先することを念頭に、被害を最小限にすることを基本とし、各担当部局等の責任において町が独自に行なう事項、住民・事業所に協力を求める事項、国・府に期待すべき事項について臨機応変・機略縦横に対応する。

第2章 災害対策本部等の運用計画

災害発生時には、想定されないさまざまな事態が発生し、住民の生命と安全を守るためには、迅速な対応が必要である。そのための応急活動体制特に災害対策本部機能の確立は、災害応急対策のなかで、きわめて重要な位置を占める。

第1節 町の防災組織等

1 町防災会議

町長を会長として、災害対策基本法第16条第1項の規定に基づき組織され、町地域防災計画の作成並びにその実施の推進等を図ることを目的とする。

資料 1-1 精華町防災会議条例

資料 1-2 精華町防災会議規程

2 町災害対策本部

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2及び相楽郡精華町災害対策本部条例（昭和38年精華町条例第14号）に基づき、町長を本部長、副町長及び教育長を副本部長として組織され、地域防災計画の定めるところにより、町域にかかる災害予防及び災害応急対策を実施する。

災害対策本部会議員は、副町長、教育長、部長、担当部長、次長、危機管理監（総務部参事が就任し本部長を直接補佐）、消防長、議会事務局長とする。

資料 1-4 精華町災害対策本部条例

第2節 本部設置前の災害警戒体制

災害対策本部設置前の体制として、台風及び降雨等の状況による影響を把握し、水防活動及び初期の応急対策を行い、あるいは災害対策本部設置のための判断資料を得るため、次の基準により水防待機体制及び町災害警戒本部を設置する。

町長は、早期注意情報等の情報から、災害対策本部副本部長、総務部長との協議を踏まえ、災害警戒本部の設置及び閉鎖を決定する。ただし、山城南部地域に、大雨特別警報、暴風特別警報、が発表されたときは、直ちに設置する。

災害警戒本部は、町長を本部長とする。

なお、本部長が不在の場合の指揮順位は次のとおりとする。

順位	代理者
1	副町長（副本部長）
2	教育長（副本部長）
3	総務部長

1 職員配備体制

(1) 水防待機体制（0号体制・レベル1対応）

気象業務法に基づく早期注意情報「高」並びに水防法に基づく洪水予報及び水防警報（加茂水位 2.5m）の通知を受けたときは、必要に応じて水防待機体制に移行する。

(2) 災害警戒本部1号体制（レベル2対応）

ア 町に大雨・洪水注意報もしくは強風注意報が発表され、その後警報への切り替えが予想されるとき（早期注意情報（警報級の可能性）「高」）。

イ 水防警報「準備」に移行

ウ 2号体制移行を判断、被害情報収集等軽易な対応を実施

エ 総務部参事以下で対応

オ 災害警戒本部解散準備時期にも1号体制をとることがある。

(3) 災害警戒本部2号体制（レベル3準備）

ア 町に大雨・洪水警報もしくは暴風警報が確実視されるとき。

イ 国が水防警報「出動」を発令（氾濫注意水位：加茂水位 4.5m）したとき。

ウ 避難準備、高齢者等避難発令時期の判断、軽易な障害排除を実施

エ 総務部長以下で対応

(4) 災害警戒本部3号体制（レベル3対応、レベル4準備）

ア 避難準備、高齢者等避難発令・2号態勢では障害排除できない場合

イ 避難判断水位（加茂水位 5.9m）に達したとき。

ウ 高齢者等避難の円滑な実施、避難勧告発令時期の判断、障害排除を実施

エ 町長が指揮、参事は危機管理監となり町長を直接補佐

(5) 災害警戒本部4号体制（レベル4対応）

ア 避難勧告発令

イ 氾濫危険水位（加茂水位 6.0m）に達したとき。

ウ 住民避難の円滑な実施、災害対策本部への移行

エ 町長が指揮

警戒体制等概念図

警戒レベル	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
気象情報	早期警戒	注意報	警報	特別警報	発災
避難情報			避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	
警戒体制		1号	2号	3号	4号（災害対策本部）
長	危機管理室長	参事	総務部長	町長	

2 本部室の位置

本部室は、原則として町役場1階食堂または6階審議会室に設置する。

3 災害警戒本部における業務

災害警戒本部の業務は主として下記のとおりとするが、各部課等の業務分掌、警戒本部の運用等については、災害対策本部の場合に準ずる。

(1) 本部長の指示事項の伝達

(2) 降雨状況、河川水位の観測及び防災気象情報等の収集並びに伝達

(3) 住民への情報伝達

(4) 高齢者等避難の実施

- (5) 防災関係機関との連絡調整
- (6) 危険箇所の状況把握及び応急措置
- (7) 被害状況の調査及び収集

4 災害警戒本部事務局の編成

総務部危機管理室を中心に各部から要員を得て編成し総務部長の指揮を受ける。

- (1) 本部班
全般情報の整理、部外調整、京都府への報告
- (2) システム班
システムの構築・運営
- (3) 連絡班
動員、避難所開設伝達
- (4) 調整班
部内調整、住民への情報提供、外国人避難
- (5) 情報収集班
被害状況の確認、軽易な障害排除
- (6) 誘導班
要配慮者等状況確認、避難誘導確認

5 災害対策本部への移行

町長（町長に事故ある場合は副町長）は、災害の危険が解消したとき、災害警戒本部を閉鎖する。

また、災害対策本部が設置された場合（レベル4）においては、災害警戒本部は自動的に閉鎖し、その業務を災害対策本部に引き継ぐ。

第3節 災害対策本部の設置

1 本部の設置基準

災害対策本部は、次の基準に達したとき、町長が設置する。本部員は直ちに災害対策本部に参集する。

なお、多数の人命に危険が生ずる突発的事故（列車転覆、航空機遭難、爆発等）やライフラインの広域な断絶等については、「大規模事故対策編」による。

- (1) 局地的集中豪雨又は暴風雨もしくは暴風等により、町域において相当の被害が発生するおそれのある場合。（レベル4）
- (2) 災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じた場合（レベル5）。
- (3) 台風の進路予測等から本部設置の必要が認められる場合。（レベル4）
- (4) その他町長が必要と認めた場合（広域応援等）。

2 本部室の位置

本部室は、原則として町役場1階食堂または6階審議会室に設置する。

3 本部事務局

本部事務局は、総務部長を長として、総務部危機管理室を核として、組織する。この際、本部班、システム班、調整・広報班、ボランティア班を常設する。また、(6)以下の各業務班を状況の進展により設置もしくは廃止する。なお、本部長の指示によりその他の班も臨時に編成する。

- (1) 本部班
全般情報の整理、避難統制、応援要請、物資調達、
- (2) システム班
システムの構築・運営
- (3) 連絡班
動員調整、避難所開設指示、避難所管理、緊急雇用
- (4) 調整班
部外調整、住民への情報提供、外国人対応
- (5) ボランティア班
ボランティア調整
- (6) 誘導班

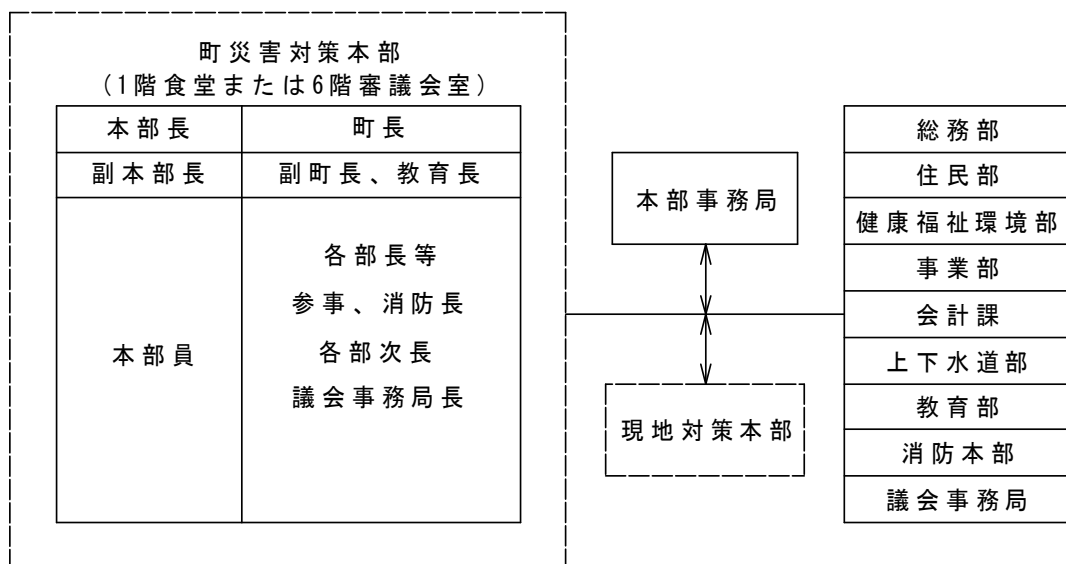
要配慮者等状況確認、避難誘導確認

4 本部会議

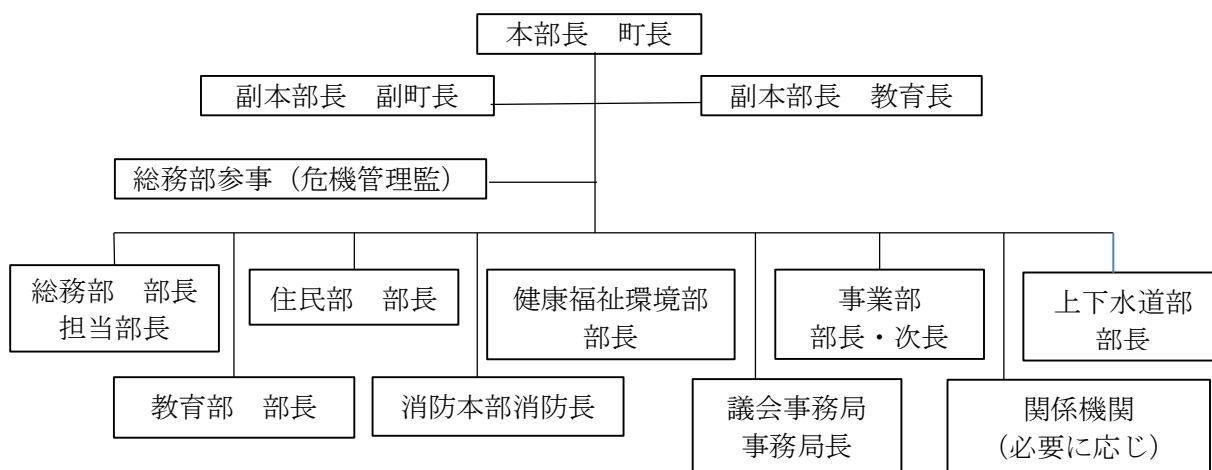
本部長（町長）は、副本部長、本部員を招集し、災害対策本部会議を開き、災害情報、被害状況等により、活動の基本方針を決定する。ただし、本部長が本部会議を開くいとまがないときは、副本部長が代わって開く。また、本部長に事故あるときは、副本部長がその職務を代理する。

災害対策が長期におよぶ場合は、応急活動の状況及び今後の方針等の情報の共有化・方針の周知徹底のために定時的（午後4時前後）に開催する。

図 町災害対策本部組織図



災害対策本部会議メンバー組織



5 災害対策本部要員の役割分担

災害時には、初期段階の対応がその後の防災活動に大きな影響を与え、被害の程度を左右する。

初動体制を迅速に立ち上げ、役割分担と責任体制の明確化を図るため、災害対策本部組織における緊急、応急、復旧の3段階における時間別に対応した具体的な内容を示し、責任者をあらかじめ指定する。

災害対策本部各課の編成及び業務分掌は次のとおりとする。

業務分掌については、各課長が責任を持って統括するが、災害時の業務内容の遂行については、必要に応じて重要度が異なることから、各部長は平常時の課の範囲を超えて人員配置を行う。

表 災害対策本部各課の編成及び業務分掌一覧

部	課	業務分掌
総務部 部長 総務部長 担当部長	危機管理室	1 対策本部の設置及び閉鎖 2 本部会議の運営 3 本部長の命令伝達 4 水位情報・気象状況・予警報の把握の他本部長が指名する者 5 避難勧告等の伝達 6 府庁との連絡調整 7 被害調査の取りまとめ・災害救助法の運用 8 災害記録の編さん 9 関係機関への緊急連絡、 10 団体等の協力活動に関する連絡調整及び受入れ（受援窓口） 11 軽微なり災証明 12 その他防災一般
	総務課	1 要員の動員、配置及び服務規律 2 各課の業務調整・避難所開設運営の総合調整 3 庁舎及び付属施設の被害状況の把握と応急措置 4 町有建物の応急復旧及び関連施設の応急措置の応援 5 庁用応急必需品の管理保管 6 車両の統制及び運行 7 自治会、各課からの情報の収集及び各種資料等の確保、提供 8 災害対策本部関係者の健康管理及び食堂開設 9 作業員等の雇用 10 町職員の被災状況調査及び見舞い 11 その他、他課に属さない事項
	企画調整課 （協働のまち づくり推進 室）	1 関係機関からの情報の収集及び各種資料等の確保 2 外国人避難 3 その他町内に所在する者（外国人含む）への広報・広聴活動及び 報道機関との連絡 4 関係機関への情報の提供 5 各種陳情の応接及び被災地の慰問
	財政課 （入札契約 室）	1 災害予算の編成 2 応急資材及び救助物資の調達 3 各種調達についての危機管理室との連絡調整
	情報政策室	1 庁内電算システムの被害状況の把握と応急措置 2 庁内システムの運営
	住民部 部長 住民部長	総合窓口課
国保医療課		1 援護業務に必要な情報の収集 2 救援物資等の受付及び配分
税務課		1 民家の被害状況調査 2 り災証明に関すること（軽微なり災証明は除く。） 3 被災者の租税徴収猶予等税相談
人権啓発課		1 人権センター施設の被害状況調査及び応急措置 2 被災者救助及び救援物資等の配分 3 広聴活動 4 その他人権一般
社会福祉課 高齢福祉課		1 地域福祉センターの被害状況調査及び応急措置 2 地域福祉センターの運営指導 3 生活保護世帯の被害状況調査及び応急支援 4 関係福祉団体との連絡 5 生活必需品等の供給 6 災害弔慰金、被災者生活再建支援金等及び融資に関する事務 7 その他救助一般 8 避難行動要支援者の避難誘導及び応急支援 9 福祉避難所群との連絡調整 11 社会福祉協議会とボランティアの登録、受入れ等について調整

健康福祉環境部 部長 健康福祉環境部長	子育て支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊産婦乳幼児家族の避難指示及び応急支援 2 妊産婦乳幼児家族指定避難所の開設及び運営指導 3 保育業務に必要な情報の収集 4 保育施設の被害状況取りまとめ
	保育所	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育施設の被害状況調査及び応急措置 2 被災地における措置児童の応急保育 3 炊き出し（各保育所） 4 妊産婦乳幼児家族指定避難所の開設及び運営 5 その他保育所一般
	健康推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 山城南保健所との連絡調整 2 関係医療機関との連絡調整 3 避難所の健康・衛生管理に関する助言及び救護所の設置に関する調整 4 医療救護及び助産の調整 5 被災者等に対する健康対策 6 防疫班の編成及び防疫活動に関する調整 7 防疫薬品の確保 8 国保病院の被害状況調査及び応急措置 9 その他衛生一般
	環境推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 清掃関係業務に必要な情報収集及び災害廃棄物及びし尿の収集運搬処理に関すること 2 木津川市・精華町環境施設組合や相楽郡広域事務組合、協定事業者との連絡調整 3 その他清掃一般 4 衛生業務に必要な情報の収集 5 愛玩動物の保護、情報収集及び広報 6 環境保全に関する対応（害獣、害虫駆除等の防疫対策含む）
事業部 部長 事業部長 次長	産業振興課	<ol style="list-style-type: none"> 1 農林関係業務に必要な情報（被害状況調査含む）の収集 2 農作物及び農機具等の応急指導及び生産資材の確保 3 家畜の待避及び防疫指導 4 治山施設の被害状況調査及び応急復旧 5 用水施設及びため池にかかる水防活動及び管理指導 6 土地改良区との連絡調整 7 農地及び農林施設の被害状況調査及び応急復旧 8 商工観光関係業務に必要な情報の収集 9 商工観光関係被害状況調査 10 被災企業等の復興金融措置 11 華工房等の施設の応急復旧と帰宅支援ステーション運営指導 12 被災者への給食に必要な食料確保 13 観光客保護及び帰宅困難者対策
	検査住宅課	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業部に必要な情報の収集 2 緊急工事の業者指定及び調整 3 被災住宅調査 4 その他住宅一般
	営繕室	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共施設等の被害状況調査及び応急修理 2 応急仮設住宅建設及び運営 3 被災住宅の応急修理斡旋
	建設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設の管理業務に必要な情報の収集 2 町管理河川等の水防活動 3 道路、橋梁、樋門、排水機場、都市公園、付帯施設等の被害状況調査及び応急復旧 4 道路内工事の交通制限 5 災害統計 6 河川、排水路、雨水路の被害状況調査及び応急復旧 7 公共土木施設被害の取りまとめ 8 公共土木施設の災害復旧事業及び技術指導 9 道路業務に必要な情報の収集 10 道路新設工事個所の被害状況調査 11 その他建設一般

	都市整備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市計画業務に必要な情報の収集 2 公共交通の確保 3 その他都市計画一般 4 開発事業関係施設の被害状況調査及び応急措置の指導 5 宅地造成工事現場の状況調査及び応急措置の指導 6 都市の復興計画 7 地域整備 8 区画整理区域内の被害状況調査及び応急措置 9 被災宅地危険度判定の実施に関すること
議会事務局 部長 議会事務局 長	議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 議員との連絡調整 2 被災地の慰問についての連絡調整 3 各種陳情の応接
上下水道部 部長 上下水道部 長	上下水道課 (経理営業課)	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道業務に必要な情報の収集 2 関係団体・協会との連絡調整 3 その他水道業務一般 4 飲料水の供給及び確保 5 上水道施設及び設備の被害状況の調査 6 応急資材の整備、点検及び確保 7 上水道施設及び設備の応急復旧 8 その他上下水道一般
	会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1 出納業務に必要な情報の収集 2 災害関係支出の審査及び支払 3 その他出納一般
消防本部 消防長	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防業務に必要な情報の収集 2 消防職・団員の動員、配置及び服務規律 3 その他消防業務一般 4 消防器材及び施設整備
	警防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒 2 消防活動及び水防活動一般 3 救助活動一般 4 消防水利対策 5 消防資機材の整備・点検・確保 6 自主防災組織との連絡調整 7 学研地区防災連絡協議会会員との連絡調整 8 避難誘導 9 住宅危険箇所の把握 10 消防資機材の整備・点検・確保 11 救急活動一般
	予防課	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報の伝達及び注意報の発令 2 婦人防火クラブとの連絡調整 3 その他防火一般 4 危険物規制 5 高圧ガス、液化ガス、指定可燃物の防火
	指令課	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種災害情報の収集及び報告 2 雨量の調査及び記録 3 気象情報の受信、報告及び記録 4 高山ダムの放流連絡の受信及び報告 5 職員の非常参集
	消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害の警戒 2 消防活動及び水防活動一般 3 救助活動一般 4 消防水利対策 5 り災証明の発行 6 避難誘導

教育部 部長 教育部長	学校教育課 (教育支援室)	1 学校教育業務に必要な情報の収集 2 学校教育施設及び設備の被害状況調査及び応急復旧 3 災害地における児童生徒等の応急教育 4 被災児童生徒等の応急援護 5 その他学校教育一般 6 指定避難所(小・中学校)の設置運営に関する調整 7 教育委員会等との連絡調整 8 炊き出し(小学校)及び炊き出しの調整等 9 その他学校施設一般
	生涯学習課	1 社会教育業務に必要な情報の収集 2 社会教育施設及び設備の被害状況調査及び応急復旧 3 文化財の被害状況調査及び応急措置 4 その他社会教育一般 5 社会体育施設及び設備の被害状況調査及び応急復旧 6 指定避難所(むくのきセンター)の設置運営に関する調整 7 その他社会体育一般 8 図書業務に必要な情報の収集 9 図書館の被害状況調査及び応急措置 10 その他図書一般 11 図書館内職員託児スペースの指定

6 現地災害対策本部

(1) 現地災害対策本部の設置

本部は被害状況もしくは広域応援の必要に応じて、現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部長は、本部長が指名する。

原則として、現地災害対策本部は、町の施設に設置するが、広域応援の場合は当該自治体との調整による。

(2) 現地災害対策本部の業務

- ア 本部長の指示による応急対策
- イ 被害状況・復旧状況の情報分析
- ウ 現場部隊の役割分担の調整
- エ その他の緊急を要する応急対策

第4節 災害対策本部の運用及び任務分担等

1 災害対策本部の運用

災害対策本部の運営は、以下のとおり行う。ただし、本部長不在の場合には、対策本部会議構成メンバーのうち、あらかじめ指定された者が運営にあたる。

- (1) 災害対策本部を設置及び閉鎖したときは、災害対策本部指令により出先の関係者に通知するとともに、庁舎内は放送で周知する。また、基準とは異なる条件で本部を設置する場合においても、災害対策本部指令により関係者に通知する。
- (2) 災害対策本部の活動は、災害の規模、程度によって最適な体制をとる。
- (3) 災害対策本部の運営は、本部会議で決定した基本方針に基づき、業務分掌の迅速な処理を行う。
- (4) 災害対策本部の配備要員は、各業務分掌に基づき災害の程度に即応した適正な規模によるものとし、応援要員は配備された部署の職務に専念する。

2 任務分担

災害対策本部各部・課の編成及び業務分掌は第2章第3節「5. 災害対策本部要員の役割分担」のとおりとする。

3 本部事務局の役割

本部事務局は、部内外の情報を収集整理して、本部会議に提供し本部長の決定を準備するとともに、住民へ災害情報を提供する。また、対策の実行に当たっては各部の調整に当たる。

4 企業等の事業継続に係る情報提供・収集窓口

企業等の事業継続に係る情報提供・収集が必要であるときは、災害対策本部調整班が行う。

第5節 本部の閉鎖

町域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるときは、町長は災害対策本部を閉鎖する。

第6節 災害対策本部の標識等

災害対策本部が設置され災害応急対策の業務に従事するときは、資料に示す腕章及び標識をつける。

資料 3-13 災害対策本部の腕章及び標識

第3章 動員計画

災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、本部要員及びその他の職員の動員について必要な事項を定める。

第1節 本部設置前の災害警戒本部等の動員

町域において災害が発生し、又は被害拡大のおそれがある場合は、表における応急活動体制をとる。

1 水防待機体制

気象業務法に基づく早期注意情報「高」の通知を受けたときは、参事、危機管理室長、総務課長及び防災担当、建設課長及び産業振興課長は自宅待機とする。(レベル1)

被害が発生するおそれや注意報が警報に切り替えられると予想されるとき(早期注意情報「高」)、または、水防法に基づく洪水予報及び水防警報の通知を受けたときは、参事、危機管理室長及び防災担当は自主登庁し、水防体制を確立するため連絡調整並びに気象情報、降雨等の状況把握を行う。なお、状況に応じ参事は担当職員に対し、待機等必要な指示を行う。(レベル2)

水防業務を処理する水防団にあつては、第3編第8章「水防計画」に基づき、「団長の招集」又は「あらかじめ指定するところ」により出動する。

表 水防待機体制における配備動員の基準

要件	課別	危機管理室 (防災担当)	建設課 (管理担当)	産業振興課 (土地改良担当)	消防団 (水防団)
早期注意情報「高」もしくは水防団「待機」(レベル1)		自宅待機	自宅待機	自宅待機	役員自宅待機
早期注意情報「高」かつ注意報もしくは水防団「準備」(レベル2)		3名配備 室長含む	2名配備 課長含む	2名配備 課長含む	招集配備
洪水予報氾濫注意水位(木津川水位4.5m)及び水防警報(水防団「出動」(レベル2))		同上	同上	同上	招集配備

2 災害警戒本部

災害警戒本部を設置した場合における本部及び本部事務局動員数は、次表による。

なお、状況に応じ各部長は、本部決定事項に基づき必要な職員を動員する。

表 災害警戒本部を設置した場合における本部及び本部事務局配備動員の基準

区分	レベル	対応	発令基準	理事者	部長等	管理職	一般職			適応	
							総務部	事業部	他部		
1号体制	レベル1	災害警戒本部（事務局）	大雨又は洪水の注意報が発令されており、早期注意情報が「中」の時	台風接近、大雨その他異常な自然現象が予想され、早期警戒情報が「高」の可能性が予想される時		参事	危機管理室	2名（危機管理室）			情報収集
			以外の時								
2号体制	レベル2	災害警戒本部（事務局）	大雨又は洪水の注意報が発令されており、早期注意情報が「高」である場合	台風接近、大雨その他異常な自然現象が予想		参事	危機管理室 建設課・産業振興課	企画調整課3割 総務課6割 財政課3割	3割		3号体制の要否具申
			以外の時			参事	危機管理室	（危機管理室） 2名			情報収集
3号体制	レベル3	災害警戒本部	広域的な避難を伴わない被害が予想 軽微な被害が報告されている時 広範囲な被害の報告がない時		全員	全員	全員	4割	3割	3割 （施設管理者含む）	避難準備・高齢者等避難の発令 避難勧告の発令の判断 4号体制への移行の判断
4号体制	レベル4		特別警報の発令が予想 軽微な被害が多数報告されている時 広域的な避難を伴う被害が予想 広範囲な被害発生が予想される時		全員	全員	全員	6割	5割	5割 （施設管理者含む）	避難勧告の発令 避難指示の発令の判断 災害対策本部への移行の判断

※一般職の配備動員の割合については目安とします。

※消防本部の配備動員については消防本部の基準による。なお、消防団にあっても同基準を準用する。

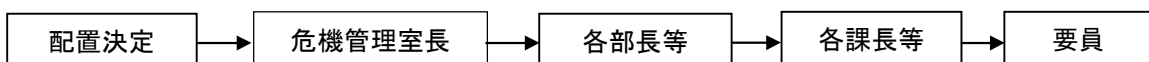
第2節 災害対策本部の動員

1 動員要領

(1) 動員の連絡系統

動員の連絡系統は、下図に示す。

図 動員の連絡系統



(2) 動員の方法

ア 動員の連絡は災害対策本部指令により庁内放送又は電話、連絡員等により行う。

イ 夜間・休日等の勤務時間外の災害発生時における動員の伝達は、あらかじめ確立された

電話・携帯電話等を活用する情報連絡系統に基づいて行う。

ウ 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより動員が困難な場合等を想定して、動員の体制を定めておく。

エ 家族の安否を確認した上で指定部署に参集する。

オ 事情により指定部署に参集できない場合には、最寄りの町施設に参集し、本部の指示を受ける。

(3) 動員の基準となる人数の設定

本部要員の動員招集はあらかじめ各課に基準となる動員数を定め、災害対策本部指令に基づき各部課長が災害の状況に応じ、本部指令を基準として臨機応変に実施する。

動員の基準となる人数は、災害対策本部動員計画による。実動員は業務継続計画及び応援受援計画を考慮し決定する。

(4) 動員状況の把握

ア 報告系統

災害対策本部の活動を円滑に運営するため、次の系統により動員した要員を報告する。

イ 報告内容

- ① 所属別・男女別人員
- ② 対策従事者・待機者の内訳及び状況
- ③ 待機者の待機場所等

(5) 細部は災害対策本部動員計画による。

(6) 上記に定める状況以外の災害の場合、その他動員について必要な事項はそのつど災害対策本部長が指示する。

第4章 通信連絡情報活動計画

(危機管理室、総務課、企画調整課、消防本部、関係各機関)

災害発生時において、関係機関等が緊密に連携して的確な応急対策を実施するため、予報及び警報の伝達、情報の収集を行うとともに、町域の被害状況を把握し、その対策に必要な指揮命令の伝達等を迅速かつ確実に実施し、災害に関する情報を住民、報道機関に周知させる。

第1節 庁内及び町防災関係機関における措置

(1) 気象台が発表する予報、警報及び火災予防のための気象通報、情報及び国が発表する水防情報は、総務部危機管理室（危機管理室長）が受報する。

(2) 危機管理室長は、気象台が発表する台風又は大雨に関する予警報及び国が発表する水防情報で必要と認めるものを受報した場合は直ちに町長、副町長に報告するとともに、関係課等に伝達する。なお、関係課長等は府の配信する防災・防犯情報メールを受信するよう努める。

(3) 危機管理室長は気象情報等を端末機により入手し、参事に報告するとともに関係各課等に伝達する。

(4) 参事は情報を分析し、災害警戒本部2号体制の場合は総務部長に報告し、災害警戒本部3号体制以上の場合は本部長に報告するとともに、災害警戒本部会議または災害対策本部会議等で情報共有する。

(5) 伝達を受けた関係課長等は、直ちにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、自治会等関係先に伝達する。また、かしのき苑、保育施設、華工房等に避難所開設準備を連絡する。

(6) 危機管理室長は、注意報及び警報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、当該注意報及び警報を庁内放送するなど、所要の措置を行う。また、防災行政無線を活用し住民に周知する。

(7) 企画調整課広報担当は、必要情報を直ちに住民に広報するため、町HP、SNS等を配信する。

(8) 通信方法

伝達に携わる機関は、担当者の習熟を図るとともに、受報用紙等の所在を明確にし、伝達上の行き違いや錯乱の未然防止に努め、迅速確実な伝達を確保するための体制を確立する。

ア 水防のため緊急を要する場合の通信は、水防法第27条第2項に定める一般公衆電話の非常取扱い、警察通信施設、鉄道通信施設等を利用するほか消防無線通信施設を活用して行

う。

イ 通信施設途絶又は近距離連絡に備え自動車、自動二輪車、自転車及び徒歩伝令員を必要により配置し円滑を図る。

(9) 受報者の取るべき措置

予報警報を受報した機関は、災害予防計画編第2章第7節「予報、警報等の周知徹底」に定める方法により関係者及び住民に周知するとともに、必要な臨機の措置により災害の防止又は軽減に努める。

第2節 災害情報及び被害状況の収集・報告

被害状況の迅速かつ的確な把握は、応急対策要員の動員、応援要請、資器材の調達、災害救助法適用の要否等災害応急対策において基本となる重要な事項である。

災害時における情報及び被害状況の収集及び報告の要領については、法令等に特別の定めがある場合のほか、次のとおり行う。ただし、町の被害が甚大で町において被害調査が実施できないとき、又は調査に特別な技術を要するため町が単独ではできないときは、府災害対策本部山城災害対策支部又は木津副支部等に応援を求める。

また、被害状況の調査に当たっては、関係機関相互の連絡を密にし重複、遺漏等のないよう十分留意し、異なった被害状況等は調査し調整する。

1 被害情報等の収集体制

- (1) 各課等の長は、災害の発生状況について、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関との緊密な連絡を取り、被害の状況その他災害応急対策活動に必要なあらゆる情報の収集を行い、本部に報告する。
- (2) 勤務時間外における発災の場合、町職員は、登庁時に登庁経路周辺の被災状況を把握し、直ちに本部に報告する。(登庁経路における重要ポイントは、別に定める)
- (3) 勤務時間内に発災した場合については、課等毎に決められたエリア・ポイントの情報収集に当たり、直ちに本部に報告する。(課毎のエリア・ポイントは、別に定める)
- (4) 町内防災関係機関は、それぞれの担当する災害等の情報をあらゆる手段により、収集するとともに、当該情報を迅速に本部に報告する。
- (5) 早期に被害状況を把握するため、必要に応じ災害現場において職員が撮影した被害状況写真を携帯電話等を通じて本部に伝送し、情報収集する。
- (6) 自衛隊からの災害情報の入手

災害発生の際は、通常住民からの通報によるが、電話回線が不通になることが予想されるため、現地への出動部隊、派遣要請を受けたヘリコプター等から幅広く情報を収集する。

2 被害状況の収集

被害が発生したとき、町は直ちに被害状況の収集活動を開始し、必要に応じて消防本部、木津警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

(1) 収集すべき被害情報の内容

災害発生後、直ちに収集すべき被害情報は、おおむね次のとおりである。

- ア 人的被害
- イ 建物被害
- ウ 道路、橋等の被害
- エ 河川決壊又は崖崩れ被害
- オ 公共施設・インフラ等の被害
- カ 産業施設の被害
- キ その他及ぼす影響が大である被害

(2) 被害状況収集の実施者

被害状況収集は、災害対策本部事務分掌に定められた各課の所管業務に基づいて、担当者、報告の種類及び連絡先等を定めた上で所属の職員があたる。それぞれの分担要領は次のとおりである。

ア 各施設の管理者の調査内容

- (ア) 所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害

- (イ) 所管施設の物的被害及び機能被害
- イ 職務上の関連部課の調査内容
 - (ア) すべての人的被害
 - (イ) 災害発生状況及び災害による物的被害
 - (ウ) 災害原因
 - (エ) 避難の必要の有無及びその状況
 - (オ) 要救急救助情報及び医療活動情報
 - (カ) 現地活動のあい路
 - (キ) 商店、工場、田畑等の物的被害
 - (ク) 住家の被害
 - (ケ) 危険物施設の物的被害
 - (コ) 避難道路及び橋りょう等の被災状況
- ウ 協力依頼

調査の漏れを防ぎ報告の迅速化を図るため、消防団の協力を得る。
- エ 現地調査の手順
 - (ア) 被害状況調査の分担
 - (イ) 調査の実施
 - (ウ) 被害写真の撮影
 - (エ) 調査報告の取りまとめ
- 3 被害状況の取りまとめ及び報告

各課長等は、被害状況等災害に関する情報を迅速かつ的確に危機管理室に報告する。

 - (1) 報告の内容
 - ア 被害の状況
 - イ 災害応急対策実施状況
 - ウ 応急対策の実施方針及び全体計画、避難の勧告等並びに救助活動、消防、水防活動の状況等すでに災害に対してとった措置、応援職員の要請その他要望事項等今後とろうとする措置
 - エ その他災害応急対策実施上参考となる事項
 - (2) 情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告は、参事及び危機管理室が担当する。
 - (3) 各課から本部長への報告

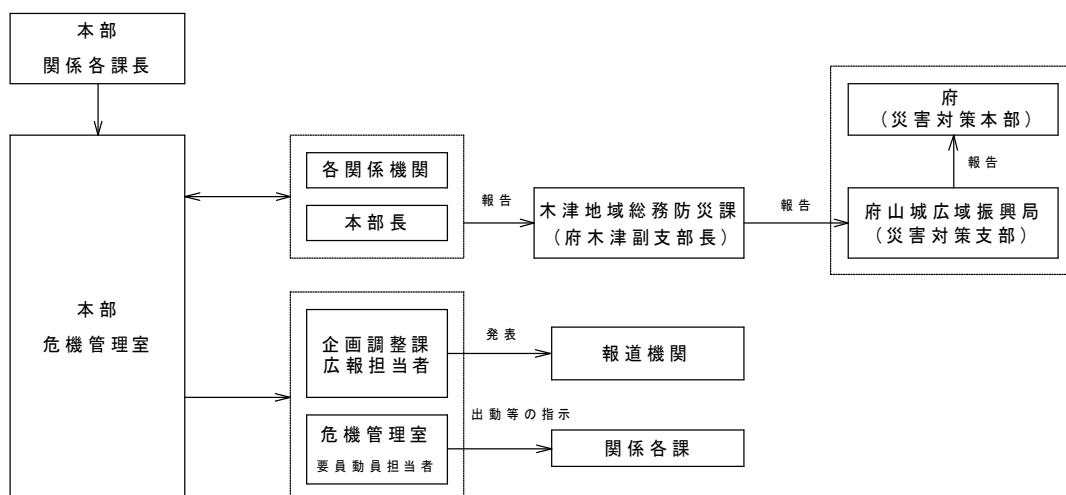
各課は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を本部長に報告する。
- 4 府への報告
 - (1) 被害の認定基準

災害による被害の認定に際しては、「資料 3-7 被害程度の認定基準」に基づく。

資料 3-7 被害程度の認定基準
 - (2) 報告系統

関係各課長より総務部危機管理室長に報告された被害情報に基づき、本部は下図の系統により府へ報告を行う。

図 被害状況等の一般的な報告の系統



(3) 報告内容

ア 災害情報報告

危機管理室における報告責任者は、町内に災害が発生し又はそのおそれがある場合、水位、雨量、災害危険箇所の状況、予想される被害の内容、その他災害防止対策を講じるために必要な資料、又はすでに実施若しくは実施しようとする応急措置について、若しくは災害対策本部を設置した場合等、災害の状況、社会的影響等から報告の必要がある場合には、その状況を速やかに府（山城広域振興局木津地域総務防災課）に報告する。

また、府に報告できない場合（山城広域振興局木津地域総務防災課に報告できない場合）は、直接府災害対策課に報告を行うが、府災害対策課にも報告できない場合にあっては、一時的に報告先を消防庁に変更する。この場合において、府と連絡がとれるようになった後は、府に報告する。

報告の内容は以下のとおりである。

(ア) 報告の内容

- a 被害の概要
- b 対策本部の設置状況
- c 避難勧告及び指示の状況
- d 消防（水防）機関の活動状況（消防（水防）職団員別とし、使用した機材と主な活動内容）
- e 応援要請状況
- f 要員及び職員派遣状況
- g 応急措置の概要
- h 救助活動の状況
- i 要望事項
- j その他の状況

ただし、被害状況のうち次に掲げる事項については、被害の発生のおそれその詳細を同様式により報告する。

- a 人的被害
- b 建物被害
- c 一般車両が通行不能となった道路、橋等の被害
- d 付近住家に被害を及ぼすおそれのある河川決壊又は崖崩れ等
- e その他およぼす影響が大である被害

(イ) 報告の概要

(ア) に掲げる事項が発生次第、その都度「資料 4-11 災害情報報告用紙」で府に報告する。

資料 4-11 災害情報報告用紙

イ 災害概況即報

初期的段階で被害の有無及び程度の全般的概況について、正確度よりも迅速を旨とし、「資料 4-12 災害概況即報報告用紙」で報告する。ただし、警報が発令されたとき、又は本部長が指定するときは、被害の有無にかかわらず原則として1時間ごとに報告する。

資料 4-12 災害概況即報報告用紙

ウ 被害状況報告

災害概況即報後、被害状況がある程度まとまった段階において、逐次「資料 4-13・4-14 被害状況報告用紙」によりそれぞれの課に該当する事項を取りまとめて報告する。ただし、警報が発表された場合は被害の有無にかかわらず、原則として発表後1時間以内に同様式で報告し、府知事が必要と認める場合は、その指示に従って報告する。

資料 4-13・4-14 被害状況報告用紙

エ 被害確定報告

被害の拡大のおそれがなく、被害が確定した後15日以内に「資料 4-15 災害状況概況報告書」により府へ報告する。ただし、府知事が必要と認める場合は、その指示にしたがって報告しなければならない。

資料 4-15 災害状況概況報告書

オ 被害詳細報告

衛生、商工、農林、土木及び教育関係の被害詳細については、府が定めるところにしたがって関係各課が報告する。

カ 被害写真報告

被害状況の写真による報告は、最も迅速な便をもって報告する。

(4) 報告の方法

報告は、原則として京都府防災情報システム等により行い、災害の経過に応じて把握した事項から逐次報告する。

なお、京都府防災情報システム等により報告を行った場合は、資料編に掲載している様式により報告したものと見なす。

また、京都府防災情報システム以外の通信設備を利用する際には、次の事項に留意すること。

ア 電話による場合

「災害時優先電話」を利用するものとし、場合によっては衛星携帯電話を利用する。必要に応じて「定時通話」により一定間隔によって報告を行う。

イ 西日本旅客鉄道株式会社の通信設備等の利用

警報の伝達及び応急措置の実施に必要な連絡等緊急を要するもので、かつ一般の公衆電話が途絶した場合は最寄りのJR駅、木津警察署及び消防本部の通信設備を利用する。

(5) 報告の留意事項

報告にはあらかじめ定められた記号を用いて行い、要領よく、かつ、明確に行い、受信者の復唱をまって終了するものとし、単位の呼称（人、棟、世帯、センチメートル、ミリメートル等）は省略する。また、時刻は24時間制を採用し、午前、午後の区別は使用しない等報告の簡略化を図る。

5 議会への報告

警戒本部事務局は、結節を捉えて議会事務局を通じ最新の状況を議会に報告する。その要領は府への報告に順ずる。

6 火災・災害等即報要領

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知）により実施する。

7 水防情報、報告

水防に関する情報等の報告要領は、第3編第8章「水防計画」に定めるところによる。

8 土・日曜日、休日及び夜間における初期の情報業務

土・日曜日、休日及び夜間においては、参事及び危機管理室が事前に情報収集するほか、町長がその必要を認め、職員が登庁するまでの間における各種注意報の伝達、気象状況等の把握、

又は被害状況の収集等と関係者に対する連絡については、日直または警備員がこれにあたる。

第3節 災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準

災害時に使用する用語及び被害程度の判定基準は、資料に示す。

資料3-5 気象庁震度階級関連解説

資料3-7 被害程度の認定基準

第4節 非常無線通信等の利用

次の方法により連絡の確保を図る。

1 府防災行政無線設備の運用

府防災行政無線設備は、電波法、同法施行令及び別に定める町防災行政無線運用規定に基づき町における運用を行う。

2 町防災行政無線の運用

町防災行政無線設備は、電波法、同法施工令及び別に定める町防災行政無線運用規程に基づき運用を行なう。

3 防災系非常通信経路の利用

有線の途絶時の府に対する連絡については、加入電話、消防無線通信等を活用する。

4 民間サービスの利用

被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての電話がつながりにくい状況（ふくそう）になっている場合には、西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は「災害用伝言ダイヤル171」を提供し、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンクモバイル株式会社は「災害用伝言板サービス」を提供する。なお、提供時にはテレビ・ラジオを通じて、利用方法、伝言登録エリア等を広報する。

5 通信途絶時の措置

消防本部、木津警察署の無線通信施設をはじめとし、いかなる機関の通信施設においても連絡不能の場合は、災害対策本部からの連絡員の急派により、連絡の確保に努める。したがって、関係各課は、上記の措置を効果的に実施するため、あらかじめ具体的計画を策定しておく。

(1) 町各部との連絡

災害現場等に出動している各部との連絡は、携帯用電話等により行う。また、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

(2) 非常通信の利用

人命の救助、災害の救援等のため、有線電話等が使用不能又は著しく使用が困難である場合は、電波法第52条の規定に基づく非常通信の利用を図る。その運用要領は、以下のとおりである。

なお、非常通信は、下記のほか必要に応じて町在住のアマチュア無線局に協力を要請する。

ア 非常通信の内容

- (ア) 人命の救助に関すること。
- (イ) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関すること。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震等の観測資料に関すること。
- (エ) 電波法第74条実施の指令及びその他の指令に関すること。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。
- (キ) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。
- (ク) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。
- (ケ) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及び修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関すること。
- (コ) 災害対策基本法第57条の規定に基づき、知事又は市町村長が発受する通知、要請、伝達又は警告で特に必要があると認めたもの。
- (カ) 災害対策基本法第79条の規定に基づき、指定地方行政機関の長、都道府県知事又は市町村長が災害の応急措置を実施するために必要な緊急通信に関するもの。

- (シ) 防災関係機関相互間発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分等に関するもの。
- (ス) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。
- (セ) 民生の安定上必要と認められる緊急を要するニュース。
- イ 非常通信を発信できる機関
 - 非常通報は、無線局を開設している者が自ら発受するほか、次に掲げる者の依頼により発受できる。
 - (ア) 官庁（公共企業体を含む。）及び地方自治体
 - (イ) 地方防災会議及び災害対策本部
 - (ウ) 日本赤十字社
 - (エ) 全国都市消防長連絡協議会
 - (オ) 電力会社
 - (カ) 地方鉄道会社
 - (キ) その他人命の救助及び急迫の危険又は緊急措置に関して発信を希望する者
- ウ 非常通報の依頼事項
 - 発信を希望する際は、次の事項を明記して最寄りの無線局に依頼する。
 - (ア) あて先の住所、氏名（かっこをもって電話番号を付記する。）
 - (イ) 本文（字数は、1通200字以内とし、末尾に発信者の名称を記入する。）
 - (ウ) 発信者の住所、氏名（電話番号を付記する。）
- (3) 孤立防止対策用衛星電話の導入
 - 災害時は交通手段、通信手段の途絶により、特に山間部での孤立化が予想される。西日本電信電話株式会社において、孤立防止対策用衛星電話（Ku-1ch）が設置されているため、加入電話等の途絶に際しては、この無線電話を導入し、災害情報の報告等通信の確保に努める。
- (4) JR通信設備の利用
 - 町は災害に際して、通知、要請、伝達又は警告若しくは応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があるときは、西日本旅客鉄道株式会社が設置する通信設備を利用することができる。
- (5) 放送機関に対する放送の要請
 - 町は緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ定めた手続きにより日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社エフエム京都等に災害対策基本法第57条に規定する伝達、通知又は警告について放送の要請を行う。

第5章 広報・広聴活動計画

（企画調整課、危機管理室、住民部、健康福祉環境部、事業部、関係各機関）

災害が発生、または発生するおそれのある場合、速やかに住民に対する災害情報及び措置情報を積極的に広報し、人心の安定を図り、もって必要な行動を促す。

また、被災住民等からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応し、適切な処置を実施するため、問い合わせ相談窓口を設置する。

第1節 広報活動

1 広報事項

(1) 災害情報

- ア 気象、河川の水位及び被害の状況等、収集された情報
- イ 本部等の設置と活動状況
- ウ 避難誘導及びその他注意事項
- エ 町内の被害状況
- オ 家庭、職場での対策と心得
- カ その他必要な事項

(2) 生活関連情報

- ア 電気、ガス、水道、通信施設等の被害状況と復旧見込み

- イ 食糧、生活必需品等供給状況
- ウ 道路交通状況
- エ 鉄道、バス等交通機関運行状況
- オ 医療機関の活動状況
- カ その他必要な事項
- (3) 救援措置情報
 - ア リ災証明書等の発行状況
 - イ 各種相談窓口の開設状況
 - ウ 税、手数料等の減免措置の状況
 - エ 災害援護資金等の融資情報
 - オ 仮設住宅等の臨時住宅の提供状況
 - カ 町業務の再開状況
 - キ その他必要な事項
- (4) 報道機関に発表する情報
 - ア 災害の種別
 - イ 発生日時及び場所
 - ウ 被害の状況
 - エ 応急対策実施状況
 - オ 住民に対する避難勧告指示の状況
 - カ 住民及び被災者に対する協力及び注意事項

2 広報の方法

(1) 本部による緊急広報の方法

- ア 防災行政無線による緊急広報
- イ ラジオ、テレビによる緊急広報

本部は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告等が緊急を要する場合、その通信のため特別の必要があるときは、各放送機関（日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都）に対して必要事項の放送要請を行う。

本部長は、必要と認めるときは、株式会社 KCN 京都に対し、町庁舎内に臨時サテライトを設置するよう要請する。

- ウ 広報車、職員派遣による緊急広報

本部は、必要に応じて、被災地域に広報車や職員を派遣して緊急広報を実施する。

- エ 広報紙、チラシ、ポスター及びホームページ等の情報通信環境の利用

- オ SNS、緊急エリアメールの利用

- カ ヘリコプター等による緊急広報

本部は、ヘリコプター等による緊急広報の必要があると判断した場合は、府等防災関係機関等に協力を求め、緊急広報を実施する。

(2) 町管理施設、事業所等による緊急広報の方法

- ア 不特定多数の住民が利用する施設や繁華街、事業所等の管理者及び事業者は、災害発生時の混乱の防止を図るため、利用者が冷静に初動行動ができるように館内放送や非常用放送設備を用いて広報を実施する。

- イ 商店街等の事業者は、災害発生直後の来街者の安全確保のため、有線放送等を用いて広報を実施する。

- ウ 鉄道事業者は、利用客の安全な避難誘導を行うため広報を実施する。

- エ 有線放送事業者は、災害発生直後には混乱防止の内容について、放送を実施する。

(3) 一般広報の方法

- ア 報道機関との連携

(ア) 本部長は、本部が設置されたときは、速やかに記者会見を行い、住民に対して冷静な行動をとるよう要請する。

(イ) 企画調整課は、報道機関（日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都、日刊紙、日刊地方紙等）に対して、災害情報、生活関連情報、救援措置情報の提供

を行う。なお、報道機関への広報は、広報用専用室を設けて行う。

- (ウ) 警戒本部事務局が収集した情報をもって公式情報とし、企画調整課から随時公表する。また報道機関からの照会、問い合わせの受付及び返答についても、原則として同事務局を通じて行う。

イ 広報刊行物の発行

- (ア) 企画調整課は、各種支援情報の概要を「華創号外」などの広報刊行物を作成し、各課等へ送付する。
- (イ) 各課は、広報刊行物に掲載する広報内容を企画調整課に提出する。
- (ウ) 総務課は、地元組織等に対して広報刊行物の配布の協力を依頼する。
- (エ) 地元組織等は、総務課と協力して避難所への配布、被災地への個別配布、掲示板への掲示を行う。
- (オ) 各課は、住民に広報された内容については、課職員への徹底を図る。

ウ 現地広報

被災地の付近住民に対する被害状況、応急対策に関する現場広報は、企画調整課が関係機関と協議して行う。ただし、緊急を要するときは、消防本部の現場指揮者の判断により行う。

エ その他の広報

- (ア) 企画調整課は、住民への広報刊行物等による広報内容について、必要に応じて、インターネット等を利用して情報提供を図る。
- (イ) 企画調整課は、ボランティア等と連携して、外国語（英語以外を含む。）による広報刊行物を作成するとともに、報道機関に対して外国語（英語以外を含む。）の広報文を提供し、広報を依頼する。

3 関係機関の相互協力

災害の広報にあたって必要があるときは、他の関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、公共情報コモンズを利用した被害の状況や応急復旧等に関する情報の提供を行うなど、相互に資料の交換を行う。

4 記録写真等資料の収集

危機管理室及び各課は、被災地の状況をビデオ又は写真撮影するほか、必要に応じて関係機関からの資料収集を行い、復旧対策及び広報活動の資料として活用する。

第2節 広聴活動

1 緊急問い合わせへの対応

(1) 「問い合わせ対応チーム」の立ち上げ

企画調整課、総合窓口課及び人権啓発課は、災害発生直後に多発すると想定される電話による住民からの問い合わせや相談に対し、電話回線の確保や室の確保など必要な連携を行った上で、速やかに社会福祉課、高齢福祉課、税務課、検査住宅課の所要の要員を加え「問い合わせ対応チーム」（仮称）を組織して対応する。

(2) 議会対応

対策本部事務局調整班（企画調整課）は、議会事務局と連携し、災害発生後、議会からの問い合わせに対応する。

(3) 窓口対応

「問い合わせ対応チーム」は、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消するため、被災者からの相談、要望、苦情等多彩な生活等の問題について適切に相談に応じるほか、速やかに関係機関に連絡して早期解決に努める。

また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行う。

(4) 問い合わせ内容の管理及び回答

「問い合わせ対応チーム」は、問い合わせに対する対応内容を本部事務局へ上申し、統一的な回答文書として作成し、掲示又は課員へ配布してその後の対応の迅速化を図る。また、当日の問い合わせ内容、件数を記録、集約し、同種多数の問い合わせ内容については危機管理室へ報告し、必要に応じて広報紙等に掲載する。

(5) 安否確認に関する対応

被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防本部、木津警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

2 臨時相談所の開設・運営

企画調整課、総合窓口課及び人権啓発課は、以下の要領で臨時相談所を開設し、運営する。

- (1) 本部長の指示により被災地域内の公共施設や指定避難所等に臨時相談所を開設する。
- (2) 臨時相談所における相談内容、苦情等を聴取し、速やかに各関係機関へ連絡し、早期解決を図るように努力する。
- (3) 外国人に対しては、事業所の責任のもと企画調整課が語学ボランティアと連携し対応する。
- (4) 相談内容の処理の正確性及び統一性を図るため、「相談内容聴取用紙」を用いて相談等の記入を行う。

資料 4-31 相談内容聴取用紙

- (5) 相談内容、件数、処理内容、件数等を相談内容等報告書により定期的に本部へ報告する。ただし、急を要すると判断される場合は、本部にファクシミリ等により速報する。

資料 4-32 相談内容等報告書

第 6 章 災害救助法の適用計画

(危機管理室、財政課)

災害により、災害救助法の適用基準を超える大きな被害が生じた場合、被災者の保護と社会秩序の保全の面から、災害救助法の適用を受け、被災者に必要な救助を実施する。

第 1 節 災害救助法の適用基準

1 災害救助法による救助の実施

町域の災害が、災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号 以下「救助法」という。）の適用基準を超える場合、府知事より、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助が実施される。

町長は、救助法に基づき知事に適用を要請するとともに救助に着手したときは、府知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、次の各号に掲げる救助の実施に関する職権は、町長に委任されている。町長は委任された職権を行使したときは、すみやかにその内容を詳細に府知事に報告しなければならない。

なお、緊急を要する場合は、府知事による救助法に基づく救助の実施を待つことなく、町長は救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処理について指示を受ける。

委任項目は次のとおり。

- (1) 避難所の設置
- (2) 炊き出しその他による食品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 生活必需品の給・貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) 被災者の救出
- (7) 住宅の応急修理
- (8) 町立学校の児童生徒等に対する学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索
- (11) 死体の処理
- (12) 障害物の除去

2 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が次の各号の一つ以上に該当する災害でかつ、現に応急的な救助を必要とするときは、市町村ごとに実施する。

- (1) 町の区域において、60世帯以上の住家が滅失した場合
- (2) 府の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が2,000世帯以上の場合であって、町の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が上記(1)の滅失世帯数の半数以上であること。
- (3) 府の区域内で住家の滅失した世帯の数が9,000世帯以上であって、町の区域内の被害世帯数が多数であること。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって多数の者が避難して継続的に救助を必要とし、内閣府令で定める基準に該当すること。

3 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

災害救助法の適用基準にいう「住家の滅失」は次の通り算定する。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した世帯は1とする。
- イ 住家が半壊又は半焼したものにあっては2世帯をもって、1とみなす。
- ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積などにより一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、1とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 全壊、全焼又は流失

住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の20%以上50%未満のもの

ウ 床上浸水

ア及びイ.に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。

ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

資料 3-7 被害程度の認定基準

資料 3-8 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償基準

4 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

第2節 活動計画

1 救助法適用時の措置

救助法を適用する場合、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 町における被害状況の実態把握
- (2) 救助法の適用基準該当の有無判定
- (3) 災害救助の種類判定
- (4) 災害救助実施計画の策定

(5) 救援救護活動

2 府知事への報告

- (1) 災害に際し、町における災害が本章第1節の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、町長は、直ちにその旨を府知事に報告するとともに、救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請する。

資料 4-36 応援要請書

- (2) 救助法適用の要請を受けた知事は、府災害対策本部会議を開き救助法を適用するか否かを判断し、救助法の適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について町長に指示が下ろされるとともに関係機関に通知又は報告され、一般に告示される。
- (3) 災害の事態が急迫して、府知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は救助法による救助に着手し、その状況を直ちに府知事に報告し、その後の処置に関して指揮を受ける。

第7章 消防活動計画

(消防本部、消防団)

災害が発生した場合、特に強風発生時には、火災が同時多発することが予想される。火災の延焼阻止、危険物施設等からの二次災害の防止など災害の拡大を防止するため、迅速かつ的確な活動態勢をとり、必要な消防活動（消火、救助、救急活動等）を行わなければならない。また、消火活動に当たっては、地域住民、消防団等と連携を図った取り組みが行えるよう体制を整えておくことも必要である。

第1節 出動計画

消防本部は、住民の生命、身体及び財産を災害による火災等から守るとともに、被害を最小限にとどめるため、消防活動に万全を期する。

1 出動区分

災害時における消防対等の出動区分は警防規程等に基づく。

(1) 消防本部

消防本部の出動区域は町全域とする。

(2) 消防団

ア 消防団の出動区域は各分団の担当区域とする。

イ 災害の状況に応じ、他分団区域へ応援出動を行う。

表 消防本部・消防団の出動区分

<消防本部（署）>

区 分	内 容
第 1 出 動	水火災等が発生し、小規模で防ぎよ可能と認められる場合
第 2 出 動	水火災等が発生し、第 1 出動で防ぎよ困難と認められる場合
第 3 出 動	水火災等が発生し、第 2 出動で防ぎよ困難と認められる場合
特 命 出 動	水火災等が発生し、特定の隊を出動させる場合
訓 練 出 動	訓練の内容により、必要な隊を出動させる場合

<消防団>

区 分	内 容
第 1 出 動 (部出動)	部の所属する地域内において、水火災等が発生し、小規模で防ぎよ可能と認められる場合
第 2 出 動 (分団出動)	部の所属する地域内において、水火災等が発生し、第 1 出動の範囲において防ぎよ困難と認められる場合
第 3 出 動 (分団出動)	部の所属する地域内において、水火災等が発生し、第 2 出動の範囲において防ぎよ困難と認められる場合
第 4 出 動 (全出動)	第 3 出動で防ぎよ困難と認められる場合

特 命 出 動	水火災等の状況により、上記の区分によらないで必要な特定分団又は部が要請を受け出動する場合
訓 練 出 動	訓練の内容により必要な分団又は部が出動する場合

第2節 消防活動

1 消防本部の活動

- (1) 強風による火災発生時には、全消防力をあげて消火活動にあたる。
- (2) 火災の種類、規模、発生数による消防車、消防隊員の確保を速やかに行い、消防活動体制を早期に確立する。
- (3) 消火活動と並行して人命の安全確保を最優先とした救助・救急活動を行い、特に延焼のおそれが少ない場合は、救助・救急活動を主力に行う。
- (4) 情報収集等
 - ア 消防本部は、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
 - イ 防災関係機関等と情報交換を行い、情報を相互に共有する。

2 消防団の活動

- (1) 災害発生時には、火元の始末を住民に呼びかけ出火防止を行う。
- (2) 住民への避難の呼びかけ、誘導、避難時の安全確保等行う。
- (3) 消防活動上必要な情報や被災状況の情報の収集を行い、消防無線機等を活用し防災関係機関等に伝達を行う。
- (4) 火災発生時には、消火活動、群衆整理、避難の道路確保等を、独自若しくは消防本部と協力して行う。
- (5) 住民と一体となった救出活動を行い、負傷者の応急措置を行う。
- (6) 消防本部の応援要員として消火活動等を行う。
- (7) 被災状況に応じて、他分団区域へ応援出動を行う。

3 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防本部は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 消火栓以外の消防水利の活用

災害により消火栓の利用ができないことも予想されるため、その場合は、以下の消防水利を活用する。

- (1) 学校プール水の活用
事前に整備された学校プールに設けられた採水口を活用する。
- (2) 河川水等自然水利の活用
直接汲み上げることが可能な河川・池の水を活用する。
- (3) 防火水槽、農業用井戸の活用
事前に整備された防火水槽、農業用井戸を活用する。

第3節 応援要請

火災が拡大・延焼し、災害の程度が甚大となるおそれが生じ、町の消防力で対応しきれないときには、他の市町村、消防機関あるいは府に応援を要請する。

- 1 町域における火災が著しく拡大し、町の消防力で対処できない場合は、消防組織法第39条の規定に基づき、京田辺市消防本部、相楽中部消防組合消防本部、生駒市消防本部及び奈良市消防局に応援を要請する。
- 2 1においても、対処できない場合は、広域消防応援を要請する。大災害及び特殊災害を広域的に処理するため、京都府広域消防相互応援協定が定められている。
- 3 1、2においても、対処できない場合は、町長は本編第39章「応援受援計画」に基づき、府知事に他府県の消防機関の応援を要請する。

資料 1-6 京都府広域消防相互応援協定書

第8章 水防計画

(危機管理室、消防本部、消防団、関係各機関)

降雨時間が増大又は降雨強度が大きい場合は、洪水や浸水等の被害が想定される。町域における水防上必要な諸活動は災害応急対策の重要な柱である。町域における水防は、水防法第 33 条の規定に基づき実施する。

第 1 節 水防組織

1 水防組織と機構

水防業務を処理する水防団は、消防団が兼務するものとし、水防時において分団毎にこれを設け、定められた地域の水防にあたる。ただし、被災特定地域の事態の緩急に応じ消防団長の指示により水防分団は、その地域の水防業務に従事する。

町災害対策本部が設置されたとき水防業務を処理するため、町警防規程第 33 条に基づき消防本部の消防小隊を水防小隊に編成替えする。水防小隊は小隊長及び所要の隊員並びに所要の装備をした消防自動車等を持って編成する。

(1) 水防団（消防団）及び水防小隊（消防本部）の機構

図 水防団及び水防分団の機構図

消防団	—	第 1 分団	—	第 1 部（菱田・滝ノ鼻・中久保田）
（消防団長）		（分団長）		第 2 部（舟・里）
				第 3 部（北稲八間）
				第 4 部（僧坊・谷・旭）
		第 2 分団	—	第 1 部（西北・東・中）
		（分団長）		第 2 部（南・祝園西一丁目）
				第 3 部（南稲八妻・精華台四丁目・精華台五丁目・精華台九丁目）
				第 4 部（植田・精華台一丁目・精華台二丁目・精華台三丁目・精華台六丁目・精華台七丁目・精華台八丁目）
				第 5 部（菅井・馬淵・北ノ堂）
		第 3 分団	—	第 1 部（山田・桜が丘一丁目・桜が丘二丁目）
		（分団長）		第 2 部（乾谷・桜が丘三丁目・桜が丘四丁目・光台二丁目・光台四丁目・光台五丁目・光台七丁目）
				第 3 部（柘榴・光台六丁目・光台八丁目）
				第 4 部（東畑・光台一丁目・光台三丁目・光台九丁目）
消防本部	—	消防署	—	水防小隊（町内全域）
（消防長）		（消防署）		

(2) 水防大隊及び中隊並びに要員

水防大隊・・・・・・・・・・大隊長（消防団長）

大隊長補佐（副団長 2 名）

第 1 分団中隊・・・・・・・・・・中隊長（第 1 分団長）及び団員

第 2 分団中隊・・・・・・・・・・中隊長（第 2 分団長）及び団員

第 3 分団中隊・・・・・・・・・・中隊長（第 3 分団長）及び団員

水防小隊（消防本部）・・・・小隊長（消防司令補等）以下 3～4 名

(3) 水防事務分掌

ア 総務課、消防署

(ア) 水防に関する諸情報の収集並びに連絡、報告

(イ) 水防関係機関との連絡

(ウ) 水防施設及び資材の整備点検

イ 水防大隊及び中隊

(ア) 危険地域の警戒

(イ) 河川、溜池、堤防その他緊急を要する被害箇所の応急復旧

(ウ) 水害現場活動

(エ) 人命救助及び避難、誘導

(オ) その他水防に関し特命事項

2 動員計画

- (1) 水防団（消防団）の動員については、「精華町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」第9条により、団長の招集又はあらかじめ指定するところにより出動する。
- (2) 水防小隊（消防本部）の動員については、精華町水防活動規定第6条により編成する。

3 担当区域

消防本部水防小隊の担当区域は町域全域とする。

第2節 重要水防区域

町管内区域の内、その現状並びに洪水が公共上及ぼす影響の大きい重要水防区域は、資料5-5のとおりである。

資料5-5 重要水防区域一覧

第3節 水防体制

1 出水時の監視

気象警報を受けたときから各水防小隊（分団各部）は担当河川を各2名が監視し、水防団待機水位（指定水位）に達したときから（量水標のない小河川（以下、無標の河川と称す）においては、刻々増水しているとき）、特に重要箇所及び危険箇所に注意し、また危険箇所の早期発見に努める。

ただし、水防団員等の安全確保に十分配慮する。

2 報告措置

監視中に危険箇所を発見し、又は水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは（無標の河川は溢水、漏水、刻々増水のおそれがあるとき）直ちに中隊長（分団長）に連絡し中隊長（分団長）は、その状況を詳細に大隊長に報告するとともに、危険箇所発見の場合は必要に応じて隊員を現場に派遣して応急措置を行う。

3 水位通報要領

(1) 毎時観測3時間通報

水防団待機水位（指定水位）以上で氾濫注意水位（警戒水位）以下前1時間の水位の上昇が、30センチ以下のときは毎正時に観測。0、3、6、9、12、15、18及び21時の定時に前3時間分をまとめて通報する。

(2) 毎時観測毎時通報

指定水位以上警戒水位以下で、前1時間の水位上昇が30センチ以上のとき及び警戒水位以上となったときは、毎正時に観測し直ちに通報する。

(3) 前各号の他、特に観測通報を変更指示することがある。

(4) 通報形式

- ア ○○分団水位報告
- イ ○○川、○時観測
- ウ 量水位置、○○左（右）岸
- エ 水位、○○メートル○○センチ

(5) 消防署長は各河川水位の状況把握に努めるとともに、河川上流地域の降雨量並びに高山ダム放流量等の状況を推移判断し、出水区域の水防対策に備える。

4 雨量観測

通信指令員は町消防本部に設置の雨量計を活用し、水防対策の資料とするほか災害対策本部に適時降雨量を報告する。

5 ため池、樋門等の管理

ため池管理者等は水位上昇のため危険が予想される場合は、ため池監視システムを活用するとともに、適宜樋門を開放する等災害防止上適切な措置を講じなければならない。

ただし、水位上昇を制限するため緊急に樋門開放を要する場合は、区域内水防中隊長と連絡を密にし、不測の被害をもたらすことのないよう配慮しなければならない。

第4節 水防活動の実施

1 現場における必要な活動

- (1) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊のおそれありと判断したときは、現場警戒責任者は消防署長に通報し、危険箇所に対する措置を求める。
- (2) 消防署長は危険箇所の拡大防止のため、現況に即した水防工法を実施する。

- (3) 消防署長は山崩れのおそれ又は大洪水のおそれがあると判断し、消防本部のみにて事態の収拾困難と認めた場合は、災害対策本部長に報告するとともに自衛隊派遣要請の意見を具申する。
- (4) 現場の消防本部の長は、その所在を明確にするため、昼間は赤色腕章、夜間は赤灯を用いる。

2 居住者等の協力

水防隊の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、水防法第 24 条の規定に基づき、次の要領により町に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

- (1) 居住者等の年齢は、18 歳以上 50 歳未満で身体強健であるもの
- (2) 業務は、必ず水防隊員の監視下において行い、単独行動を指示してはならない。
- (3) 危険予防に細心の注意を払い、第一線現場水防工法はこれを避け、後方における土のう仕拵え、水防資材集め、事態急迫前における避難行動要支援者等の避難誘導並びに連絡等の協力を従事する。
- (4) 現場水防隊の長は、協力者の氏名、年齢、性別を把握し、業務終了後消防署長に報告する。ただし、水防従事者の報告は水防隊の長が協力について指示した居住者等とする。

3 堤防等の異常報告

- (1) 各中隊長は、前各項に規定する場合のほか、次の事項を直ちに、消防署長へ報告する。
- ア 重要水防区域河川の水位が急上昇しつつあるとき。
 - イ 最高水位近々に達したとき。
 - ウ 最高水位をこえ、堤防上溢水した場合
 - エ 堤防が決壊し、又は決壊寸前の事態が予想されるとき。
 - オ 堤防決壊により、隣接区域に災害が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 量水標示
各河川の標示場所は、資料編のとおりである。

資料 5-4 町周辺の水位観測所・町周辺の雨量観測所

4 公用負担命令書

- (1) 水防法第 28 条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（町長）、消防本部の長又は委任を受けた者は、早期水防現場収受策のため土地の一時使用並びに必要な資材及びその運搬器具の使用又は工作物の処分を行うことができる。この場合は、様式 1 の命令書を目的物の所有者、管理者又はこれらに準ずべき者に手渡してこれを行う。

資料 4-37 公用負担命令書

- (2) 公用負担権限証明書

水防法第 28 条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理者（町長）、消防本部の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては、様式 2 の証明書を携行し、必要ある場合はこれを提示する。

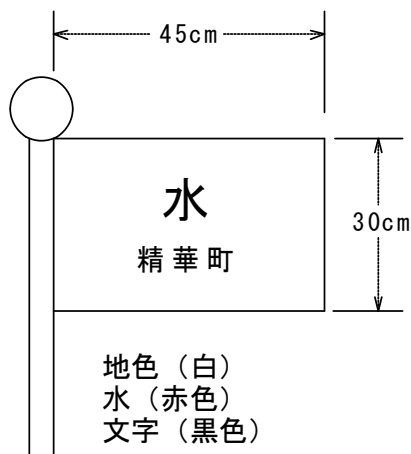
資料 4-37 公用負担命令書

5 優先通行の標識

- (1) 水防のため出動する車両の優先通行標識は、図のとおりである。

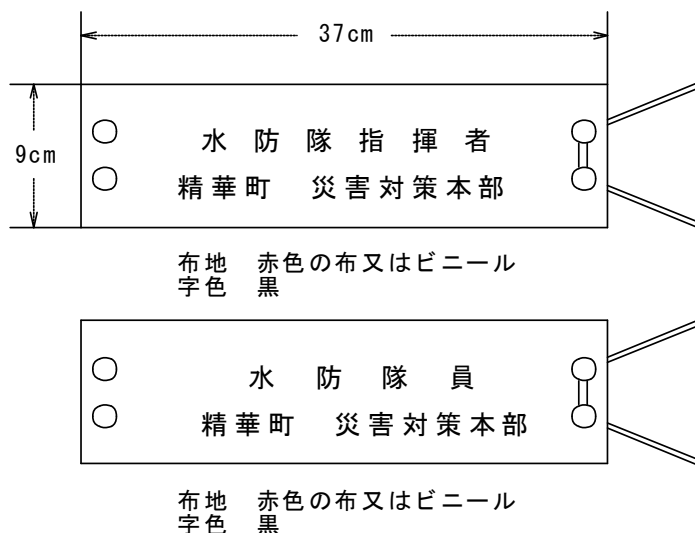
図 優先通行標識

ア 標旗（昼間）



(2) 水防作業に従事するときは図に示す腕章をつける。

図 水防作業に従事するときの腕章



6 水防信号

水防時における信号区分は、下表のとおりである。

表 水防時における信号区分

区分	方法	サイレン信号	摘要
第1信号		○ - 休止 約5秒 15秒 ○ - 休止 約5秒 15秒 ○ - 休止 約5秒 15秒	氾濫注意水位（警戒水位）に達したことを一般に知らせる。
第2信号		○ - 休止 約5秒 6秒 ○ - 休止 約5秒 6秒 ○ - 休止 約5秒 6秒	消防本部全員の出動を知らせる。
第3信号		○ - 休止 約10秒 5秒 ○ - 休止 約10秒 5秒 ○ - 休止 約10秒 5秒	区域内の居住者で壮健者の出動を知らせる。
第4信号		○ - 休止 約1分間 5秒 ○ - 休止 約1分間 5秒 ○ - 休止 約1分間 5秒	必要と認める区域の居住者全員の避難すべきを知らせる。
備考 1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要あれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達等により周知させる。			

7 避難勧告等

(1) 町長は、河川逆流、氾濫、堤防決壊等のため危険が切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者に対して避難勧告等を行う。

消防長は、水防現場において事態の急迫を告げ、避難の指示を受けるいとまのないときは、町長にかわって避難のため臨機の措置をとる。

町長は前項により避難勧告等を出したときは、知事及び木津警察署長に通知する。

(2) 予定避難先

予定避難先は、避難計画中の指定緊急避難場所及び指定避難所とする。

8 輸送

水防時出水地域の人命救出作業、資材の運搬及び浸水地内の連絡を容易にするため、必要な地域に舟艇を配置するとともに現場水防資材の調達、輸送状況調査連絡に備えるため、消防用超短波無線電話装置（移動局、携帯局）搭載の広報車、消防車及び借上計画に基づいて手配されているトラック車両をこれにあてる。

9 応急措置

河川又は溜池の堤防が決壊、漏水、亀裂等が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害現場機関の長に急きょ応急措置の指示をするとともに管理者責任関係機関に連絡して災害の拡大防止に万全を期する。

10 水防解除

消防署長は水位が警戒水位以下に減じ、水防警戒の必要なしと判断したときは災害対策本部長に報告し、命令により水防解除を指令する。災害対策本部長は、これを一般に周知させるとともに府山城南土木事務所長並びに府山城広域振興局長に報告する。

11 水防顛末報告

(1) 各中隊長は、水防解除の翌日までに水防活動実施報告書により消防署長に報告し、消防署長はこれを取りまとめ、消防長に速やかに報告する。

資料 4-22 水防活動実施報告書

(2) 町長は水防解除をしたときは、5 日以内に水防活動実施報告書により府山城南土木事務所長を経由して知事に水防顛末の報告をする。ただし、警戒のみに終わった場合はこの限りでない。

第 9 章 避難に関する計画

(危機管理室、消防本部、消防団、健康福祉環境部、教育部、自治会等)

災害発生時には、住民が自らの判断で避難行動をとることが原則である。住民は、気象予警報に注意を払い、特に避難行動要支援者及びその支援者は避難行動を早めに開始する必要がある。また、町から避難勧告等が発令された場合、速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要がある。

したがって、浸水やがけ崩れ等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危険地域にある住民に対して避難勧告等発令し、安全な場所に避難させる等、人命の被害の防止・軽減を図るために必要な事項について定め、住民が自ら避難行動の判断ができるよう、適切に避難準備情報等を提供し、周知を徹底する。

第 1 節 避難の勧告等

1 実施責任者

災害の種類等により、避難の勧告又は指示を行う実施責任者は、表のとおりである。

災害全般については、第一次的に住民に直結する町長が勧告等を行う。また、避難所の開設についても町長が（災害救助法が適用された災害にかかるものについては知事の補助執行者として）行うか又は指示する。

表 災害の種類等による実施責任者

実施責任者	災害の種類	根拠法
町長（準備）	災害全般	災害対策基本法第60条
町長（勧告、指示）	災害全般	災害対策基本法第 60 条
警察官（指示）	〃	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条第 1 項
知事又はその命を受けた職員（指示）	洪水、地すべり	水防法第 29 条 地すべり防止法第 25 条
水防管理者（指示）	洪水、高潮	水防法第 29 条
自衛官（指示）	災害全般	自衛隊法第 94 条

2 避難勧告等

町長は、避難準備、避難勧告、避難指示を発令したときは速やかに知事に報告する。

(1) 避難準備・高齢者等避難開始（レベル3）

ア 発令時の状況

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

イ 住民に求める行動

高齢者等避難

- 避難行動要支援者は、避難行動支援者の支援を得て、かしのき苑等福祉避難所群へ避難する。
- 避難行動支援者の支援を必要としない在宅治療者及び高齢者は、自ら高齢者等指定避難所へ避難する。
- 妊産婦及びその家族は自ら、乳幼児は家族とともに、妊産婦乳幼児家族指定避難所へ避難する。
- 外国人は、自らもしくは事業所及び語学ボランティアの誘導に従い、事業所若しくは指定避難所等へ避難する。
- 上記以外のもは、家族との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
- 特に突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある地域では、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所（高齢者等指定避難所及び指定避難所）へ自主的に立退きすることが強く望まれる。

(2) 避難勧告 避難指示（緊急）（レベル4） 注1

（勧告）

ア 発令時の状況

通常の避難行動ができるものが避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況

イ 住民に求める行動

全員避難

- 避難を終了した要配慮者であっても、避難所自体が危険となった場合は再度立ち退き避難を行う。
- 通常の避難行動ができるものは、計画された指定避難場所（小中学校）等への避難行動を開始
- 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」（※1）への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を（※2）を行う。

（指示（緊急））

ア 発令時の状況

- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況
- 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況

イ 住民に求める行動

全員避難

- 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な行動を直ちに完了
- 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動
- 指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には「近隣の安全な場所」(※1) への避難や少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として「屋内安全確保」を(※2)を行う。

(3) 災害発生情報 (レベル5)

ア 発令時の状況

すでに災害が発生した状況

イ 住民に求める行動

命を守るための最善の行動をとる。

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋への移動

注1 避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的、または重ねて促す場合などに発令されるものである。

3 対象者

災害により被害を受け、又は受けるおそれのある地域の居住者、滞在者その他の者とする。

4 一般的基準

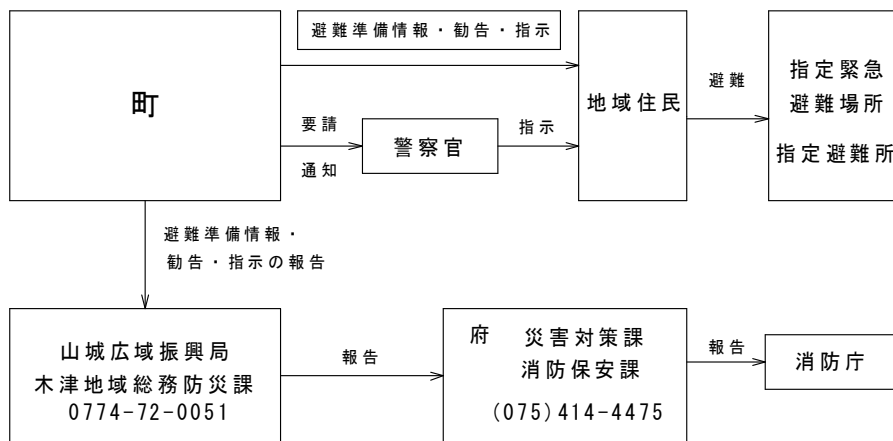
避難勧告等は、次のような事態になったとき発する。

- (1) 各種特別警報等が発令され、避難の必要があると認められるとき
- (2) 河川が氾濫危険水位(警戒特別水位)を突破し、氾濫のおそれがあるとき
- (3) 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき
- (4) 地すべり、山崩れ及び土砂流等により、著しく危険が切迫しているとき
- (5) その他諸般の状況から、避難の必要があると認められるとき

5 方法

災害対策本部長(町長)は、町域において危険が切迫し、必要と認めた場合には、木津警察署長、消防長と協議の上、住民等に対して避難勧告等を行う。この場合、本部長は速やかに知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し知事に報告する。

図 避難勧告等の連絡系統



なお、警察官又は自衛官が指示する場合は次のとおりである。

(1) 警察官の指示

町長が避難を指示することができないとき、又は町長から要請があったときは、避難を指示し、これによって避難の目的が達成できないときは、警察官職務執行法に基づき、必要な限度で避難措置を講じる。

(2) 自衛官の指示

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で警察官が

- その場にいない場合に限り、町長、消防長等と連絡協議の上避難措置を行い、又は協力する。
- (3) 指示によらない場合
 避難準備・高齢者等避難開始（レベル3）以前の段階で自主的に避難を希望する者は、自治会等が開設した高齢者等指定避難所を自主避難所として避難できる。
- 6 勧告等の伝達及び事前措置
 避難の指示者は、勧告等の発令に当たって、過去に発生した災害を挙げるなど危険が差し迫っていることを想起させる文例を作成する。
 この際、住民がリアルタイムで映像を確認できるよう府河川情報システムの河川情報カメラリンクを設定する。
- (1) 伝達の方法
- ア 防災行政無線による伝達
 - イ ラジオ、テレビ放送、有線テレビジョン放送等による伝達
 NHK、KBS等の放送局に対して勧告、指示を行った旨を通知し、関係住民に伝達すべき事項を明示し、放送について協力を依頼する。
 - ウ 広報車による伝達
 町、消防本部、消防団、木津警察署の広報車により、関係地区を巡回して伝達する。
 - エ 個別巡回による伝達
 町職員、消防職員、消防団員、自治会等又は警察官などにより関係地区を巡回し、ハンドメガホン等を利用して口頭伝達を行うほか、必要あるときは各家庭を個別に訪問して伝達の周知徹底に努める。
 - オ サイレンによる伝達
 - カ 上記のほか、消防無線、携帯電話、メール、町ホームページ、SNS等あらゆる広報手段を尽くして迅速な徹底を図る。
- (2) 伝達の内容
 避難の勧告及び指示を行う場合の伝達内容は次のとおりとする。
- ア 避難対象地域
 - イ 避難先
 - ウ 適切な避難行動のあり方（立退き避難又は屋内安全確保）
 - エ 避難経路
 - オ 避難勧告等の理由
 - カ その他必要な事項

第2節 警戒区域の設定

災害が発生、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づいて、町長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じることができる。

第3節 避難の方法

1 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図る。

- (1) 居住地域の災害の特性を確認し、防災マップなどであらかじめ確認する。
- (2) 基本である立ち退き避難に際しては、避難に要する時間及び環境（感染症脅威）から避難目標（緊急指定避難場所、指定避難所、知人宅等）を判断し、手段（車両もしくは徒歩）を決定する。避難に際しては、必ず火気等の始末を行う。
- (3) 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根・雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は家財を2階等に移動させる等の応急処置をとる。
- (4) 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置を講ずる。
- (5) 避難者は、3日程度の食料、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、貴重品、お薬手帳、救急薬品、マスク、軍手等を携行する。また、必要に応じ女性用品、乳幼児用品、ペット用品を携行する。

- (6) 避難者はできるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので水にぬれてもよいもの）を準備する。
- (7) 服装は軽装とするが、素足、ゴム長、無帽はさげ、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。
- (8) 感染症脅威下の場合、マスク、消毒液、体温計、スリッパを携行する。
- (9) 貴重品以外の荷物（大量の家具類等）は持ち出さない。また、平素から用意しておける物品等は「非常持出し」の標示した袋等に入れて迅速に持ち出せるようにする。
- (10) 病院、老人ホーム、保育所等多数の病人、高齢者、乳幼児を受入れている施設にあっては、平常時において避難計画をたて、町（対策本部事務局）、消防本部、木津警察署等との連絡を密にする。

2 避難の誘導

避難の誘導については、次の点に留意して行う。

- (1) 避難行動は住民が自らの判断で行うことが原則であるが、警察官、消防職員、町職員等が避難誘導に努め、誘導に当たっては極力安全と統制を図る。なお、地域住民組織等とも連絡をとり、協力を求める。
- (2) 避難、立退きに当たっては、避難行動要支援者及び要配慮者等を優先する。
- (3) なお、災害時には避難行動要支援者を保護するために特に必要があると認められる場合に限り、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。
- (4) 誘導経路については、事前に検討し、その安全を確認し、危険箇所には標示、縄張り等を行うほか、要所に誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間は照明を確保し、誘導の安全を期する。
- (5) 避難、立退きに当たっての携帯品は、必要最小限度（貴重品、食糧、飲料水、日用品等）に制限し、円滑な移動ができるよう指導する。ただし、要配慮者ごとに必要な携帯品については十分配慮する。

3 移送の方法

避難に当たっての移送及び輸送は、避難者が各個に若しくは家族の援助を得て行うことを原則とするが、障害等により避難者の自力による避難が不可能な場合は、消防団及び自治会等により支援を車両等により行う。

なお、被災地が広域で大規模な移送を必要とし、町において処置できないときは府山城災害対策支部に対し応援要請を行う。

第4節 土砂災害警戒区域等の避難計画

1 土砂災害の警戒・避難

(1) 警報・注意報の発令

土石流、がけ崩れによる人的危険を回避するため、災害が発生するおそれのある気象状況等を、内閣府「避難勧告等に関するガイドライン」（平成31年3月）の基準と照らし合わせ、また府土砂災害警戒情報システムの危険度レベルを確認する等「精華町地域防災初動期対応マニュアル」を活用し、できる限り先行的かつ柔軟に土砂災害への注意の喚起、巡視、警戒、避難準備情報の発表、避難勧告、避難指示を行う。（災害対策基本法第51条、第56条、気象業務法第15条第3項、第15条の2第4項）また、自主避難を希望する者に対しては、自治会等は自主避難所を開設する。

また、工事中の建築物、工作物等の施工者に対し、必要に応じて工事の中断、倒壊落下防止等の人的危険回避措置を講ずるよう指示・要請する。

土砂災害等警戒活動の実施に当たっては、情報連絡上のミスによる逃げ遅れのないよう府をはじめ、各部、消防本部、消防団、各機関・自治会等との密な情報連携を漏れなく行う。

表 発令基準

基準 発令※1	気象予警報等	現象
避難準備・高齢者等避難開始 (レベル3)	<input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）＋土砂災害警戒判定メッシュ情報（赤） 大雨警報（土砂災害）が発表され、且つ土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合（50mm/hかつ土砂雨量指数120mm以上）	-
	<input type="checkbox"/> 大型台風の夜間の接近・通過※2 強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合	
	<input type="checkbox"/> 大雨注意報＋夜間の大雨警報（土砂災害）発表の可能性大※3 既に大雨注意報が発表されており、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が言及されている場合	
避難勧告 (レベル4)	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報が発表された場合	<input type="checkbox"/> 土砂災害の前兆現象が発見された場合 土砂災害の前兆現象である、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等が発見された場合
	<input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）＋土砂災害警戒判定メッシュ情報（薄い紫） 大雨警報（土砂災害）が発表され、且つ土砂災害警戒メッシュ情報の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合	
	<input type="checkbox"/> 大雨警報（土砂災害）＋記録的短時間大雨情報 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合	
避難指示 (レベル4) ※4	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報＋土砂災害警戒判定メッシュ情報（濃い紫）等 土砂災害警戒情報が発表され、且つ土砂災害警戒情報を補足する情報（「土砂災害警戒判定メッシュ情報」または「府土砂災害警戒情報システム危険度レベル」）で土砂災害警戒情報の基準を実況で超過した場合	<input type="checkbox"/> 差し迫った土砂災害の前兆現象が発見された場合 山鳴り、流木の流出、溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にひび割れ発生等が発見された場合
	<input type="checkbox"/> 土砂災害警戒情報＋記録的短時間大雨情報 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	

内閣府「避難勧告等に関する判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成30年3月）より

- ※1 … 避難勧告等の発令単位は、土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所を含む地区、もしくは災害の危険が高まっている場合は町全域とし、府土砂災害警戒情報システムのメッシュ情報において危険度が高まっている領域と重なった区域に行く。該当する区域には、防災行政無線、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、町ホームページ、広報車等により、避難勧告等の情報を伝達する。
- ※2 … 台風による影響は急激に深刻化しやすい点と、暴風雨により避難が困難になりやすい点を鑑み、基本の基準よりも早めの発令を行う。また、住民にも台風時は早めの立退き避難を心がけるよう呼びかけておく。
- ※3 … 夜間の避難は昼間に比べより危険が伴うことから、基本の基準よりも早めの発令を行う。また、住民にも避難が夜間にならないよう呼びかけておく。ただし、避難が夜間若しくは早朝に必要な場合においても、躊躇することなく避難勧告等は発令する。
- ※4 … 大雨特別警報（土砂災害）は、大雨警報（土砂災害）の基準をはるかに超える大雨に対して発表されるものであるため、発表時には既に災害が発生している場合も考えられる。したがって、大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合は、発令領域の範囲が十分であるか等既に実施済みの措置の内容の再検討を行い、住民に対し、大雨特別警報（土砂災害）が発表され土砂災害の危険性が高まっていることを周知する。また、町内の個別の雨量観測データの収集に努める。

(2) 異常発見時の措置

災害が発生するおそれのある異常な現象（土砂流出、崖くずれ、洪水等）を発見した者または地域住民から通報を受けた警察官等は、その旨を直ちに町災害対策本部等に通知しなければならない。

2 二次災害等の防止

(1) 巡視により収集すべき情報項目

ア 土砂災害危険箇所等及びその付近の地表及び湧水の状況（落石・湧水の濁りの有無、湧水量の増加など）

- イ 土砂災害危険箇所等及びその付近の亀裂の有無
 - ウ 土砂災害危険箇所等及びその付近の竹木等の傾きや倒れの状況
 - エ 土砂災害危険箇所等及びその付近の建築物等の損壊等の状況
 - オ 土砂災害危険箇所等及びその付近の住民及び滞在者の数
 - カ その他住民の生命の安全を損ねる可能性のある危険箇所に関する上記に準じた事項
- (2) 警戒に関する手順その他必要な事項
- ア 警戒体制をとるべき時期：危険区域内の状況等に異常が生じた場合で、本部長が必要と認めたととき
 - イ 警戒員の配置：危険が予想される箇所に警戒員を配置し、巡視、警戒にあたる。
 - ウ その他：警戒体制をとったのち必要と認める場合は、各雨量観測所における雨量計により10分～30分の間隔で雨量測定を行う。また必要に応じて、変位計、傾斜計その他必要なセンサー類の設置を行う。
- (3) 危険箇所における緊急避難
- 必要な場合は、危険箇所における避難の勧告等を発令する。
- (4) 住民等の活動
- 団体・事業所責任者及び住民は、常に気象状況、崩壊の前兆となる事象等に注意し、自らの居住地域において、土砂災害等が予想される場合は、自主的に避難する。
- (5) 要配慮者利用施設の利用者のための警戒避難
- 高齢者、障害者、乳幼児等、自力避難が困難なため土砂災害の犠牲となりやすい要配慮者の利用する施設が土砂災害警戒区域内にある場合は、土砂災害に関する情報等の伝達を、自治会等を通じ実施し、避難勧告等を伝達する。

第5節 浸水想定区域等の避難計画

避難勧告等の想定対象区域（行政区をもとに区域を設定）を定め、下表のとおり、防災行政無線、テレビ放送、広報車等により避難勧告等を行う。なお、災害緊急時に「河川氾濫の危険」という情報発信だけで住民が避難行動を開始する必要があるかどうか自ら判断できるよう、あらかじめ住民に対し浸水想定区域の理解を促す。

1 避難勧告等のための河川毎の基準

町における、避難勧告等の基準は以下のとおりである。

河川名	木津川		煤谷川・山田川	左記以外
水位観測所	加茂	祝園	菱田・山田川	—
河川の種別	洪水予報河川		水位周知河川	中小河川、水路等
基準の特徴	洪水予報が可能	洪水予報の基準ではない観測所だが、町独自の避難勧告基準の1つとする	洪水予報が困難	リアルタイムの水位観測ができない
避難準備 高齢者等避難開始 レベル3	<input type="checkbox"/> 避難判断水位（警戒水位）に到達したとき（加茂 5.9m）	<input type="checkbox"/> 避難判断水位（警戒水位）に到達したとき（祝園 4.2m、菱田 1.3m、山田川 2.4m） ※上流の降雨状況や降雨予測等による洪水発生の可能性も考慮する		<input type="checkbox"/> 近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測等により浸水の危険が高い
避難勧告 レベル4	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達確実なとき（加茂 6.0m）	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達確実なとき（祝園 4.8m、菱田 1.7m、山田川 2.7m） ※上流の降雨状況や降雨予測等により、危険水位に達しないことが明らかである場合を除く		<input type="checkbox"/> 近隣で浸水が拡大 <input type="checkbox"/> 排水先の河川の水位が高くなり、ポンプの運転停止水位に到達することが見込まれる
	<input type="checkbox"/> 堤防の決壊につながるような漏水等の発見			
避難指示（緊急） レベル4	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき <input type="checkbox"/> 堤防天端水位に到達したとき	<input type="checkbox"/> 氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき（祝園 4.8m、菱田 1.7m、山田川 2.7m）		<input type="checkbox"/> 排水先の河川の水位が高くなり内水ポンプの運転停止、水門閉鎖
災害発生情報 レベル5	<input type="checkbox"/> 堤防が決壊・越水 <input type="checkbox"/> 堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等発見 <input type="checkbox"/> 水門等の施設状況（水門が閉まらない等の事故）			<input type="checkbox"/> 近隣で浸水が床上に及んでいる

2 参考基準

町は、町域に最も近い水位観測所である祝園観測所の値も参考にして、避難勧告等を実施する。

河川名	基準点	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
木津川	祝園	1.0m	2.5m	4.2m	4.8m

第6節 暴風警戒地区の避難計画

近年、強い台風の連続した発生や積乱雲の急速な発達により暴風（強風）被害が頻発している。一方、風による災害は通常災害と異なり、このため暴風警報発表後の立ち退き避難はかえって危険性が高い。このため避難の基準を定め、行動の準拠とする。

表 発令基準

発令（警戒レベル）	要件	住民の行動	備考
レベル1	警報級の可能性	立退き（自主）避難可能	
レベル2	強風注意報（12m/s）	立退き（自主）避難可能	樹木全体が揺れる。
避難準備・高齢者等避難開始 レベル3	暴風警報（20m/s）	屋内安全確保	めったに起こらない広範囲の破壊
避難勧告・避難指示（緊急） レベル4	暴風特別警報（数十年に一度の強度の台風等）	屋内安全確保	重大な災害が起こる恐れが著しく大
災害発生情報 レベル5	被害の発生	屋内安全確保 命を守る行動	

第7節 学校等の集団避難計画

学校等においては、平素から関係機関と協議の上、避難訓練等を実施するとともに、適切な処置、行動ができるよう、その組織等を確立して、園児、児童、生徒の生命の安全について万全を期する。

なお、休校（園）、登下校の指導については、本編第20章「文教対策計画」に準じて実施する。

第8節 火災に対する避難計画

病院、工場、事業所、興行場、社会福祉施設等の防火管理者又は施設の長等は、非常時に際して的確な避難行動ができるようあらかじめ避難計画をたて、必要な訓練を行う。

第9節 避難所群及び福祉避難所群の開設

災害により住家の用を失った被災者等に対しては、速やかに避難所群を開設し、これを受け入れる。

1 避難所群と時期的区分

避難所群へは、発災後3日を基準に指定緊急避難場所（第1次避難所）から指定避難所（第2次避難所）に移行する。

- (1) 指定緊急避難場所（第1次避難所）は、避難者の安全を重視した一次的な群編成である。したがって、目的に適合しない避難者については、必要に応じて他の避難所に避難する。
- (2) 指定避難所（第2次避難所）は復旧・復興を重視して避難所群内で再編成を行なうものである。

資料5-15 指定避難所等一覧

2 福祉避難所群

福祉避難所群は、地域福祉センターかしのき苑に本部を有し、町全体の避難行動要支援者及び介護者を収容する。高齢者等避難（レベル3）が発出された場合、職員が開設する。

3 避難所の開設及び被災者受入れ

避難所の開設は、災害救助法の開設基準に準じて開設する。

(1) 開設の要領

ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設及び閉鎖の指示は町長が行い、施設管理者（学

- 校長等)は、協力して避難所の管理を行う。
- イ 避難所として使用する学校施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とし、あらかじめ定めておく。
 - ウ 各指定避難所等においては、避難者の受入れ場所、その他のスペースを決めておく。避難所の収容能力が限界に達した場合は、避難所協力施設の協力を求める。
 - エ 広域避難所では、避難者を確認し、逐次指定避難所へ誘導する。
 - オ 避難所の開設に当たっては、指定避難所のほか、災害の状況に応じ、土砂災害や浸水被害のおそれのない場所の施設を選定する。
 - カ 状況の沈静化に伴い、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
 - キ 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (2) 災害救助法による避難所開設基準等
- 災害救助法が適用されたときは、知事の通知に基づき町長が実施する。
- ア 対象
 - 災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
 - イ 設置方法
 - 学校、公会堂、神社、仏閣、旅館等の既存の建物を利用するのが原則とするが、これがない場合は野外に仮設した幕舎、応急建築物を仮設する。
 - ウ 開設期間
 - 災害発生の日から7日間

第10節 避難の実施

避難の実施に当たっては警戒レベルに応じ、各避難所群の目的別各避難所へ、安全かつ整然と車両により避難することを第一とする。細部は精華町行動避難計画による。

第11節 避難所群の運営管理等

避難所群の管理は施設管理者が行ない、運営は自治会等及び保護者会等（以下「自主防災会等」という。）が行う。

- 1 避難所群の管理
 - 避難所群開設と同時に、担当職員は避難所群の管理を行い、自主防災会等の協力得て、次の事項を行う。また、消防団、警察官は、避難者の安全確保と治安維持を図るため、巡回パトロール等を実施する。
 - (1) 避難所群の状況報告
 - 避難所群の担当職員は、各避難所日報から、受入れ状況、地域住民のニーズ等を本部に報告する。
 - (2) 要配慮者の援護等及び支援要請
 - 要配慮者の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペース及び相談所の確保など、必要な援護を行う。また、保健師、DMAT、DWAT、栄養士、災害ボランティア等の派遣要請を行なう。
 - (3) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握
 - 指定避難所の担当職員は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、高齢者等指定地区避難所及び妊産婦乳幼児家族指定避難所に配分するとともに、車両避難者等に配布する。また、需要量を把握し本部に連絡する。
- 2 避難所の運営
 - 避難所での生活環境を良好に保つため、自主防災会等は以下の対策を図る。
 - (1) 名簿の作成
 - 避難所を運営する自主防災会等は、当初の段階は避難者数の把握を優先するが、その後できるだけ速やかに、入退所届けにより避難者名簿を作成し、避難所群の担当職員に報告する。また、避難所で生活せず食事のみ受け取りにきている被災者等に係る情報の把握に努

- め、報告する。
- (2) 避難所の状況報告
 避難所を運営する自主防災会等は、避難所日報を作成し、受入れ状況、地域住民のニーズ等を避難所群の担当職員に報告する。
- (3) 要配慮者別の援護等
 高齢者、在宅治療者、妊産婦、乳幼児等、要配慮者別の状況把握に努め、優先的な食料等の配布、適切なスペース及び相談所の確保など、必要な援護を行う。また、健康相談、栄養指導及び授乳、離乳食指導を行う。
- (4) 飲料水、食料、物資等の配布及び需要把握
 避難所を運営する自主防災会等は、避難所に届けられる飲料水、食料、物資等を受領し、避難者等に配布するとともに、需要量を把握し避難所の担当職員に連絡する。担当職員は本部事務局に報告する。
- (5) 生活ルールの徹底
 多くの避難者が共同で生活するため、避難所運営マニュアルに基づいて、避難所での生活ルールを徹底する。
- (6) 生活環境の管理
 避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努める。
 ア 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
 イ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
 ウ 必要に応じ、家庭動物のためのスペースの確保に努める。
- (7) 男女のニーズ及びLGBTへの配慮
 避難所の運営における男女共同参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。また、男女共同参画の視点による避難所運営に活用できるガイド等を策定し、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するとともに、努めてLGBTへも配慮した避難所の運営に努める。
- (8) 避難所外の被災者支援
 やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (9) 避難生活が長期化する場合
 ア 大規模な災害により避難所生活が長期化することが見込まれる場合、可能な限り避難者が自主的運営を行うよう努める。
 イ 災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

第12節 避難所における感染症対策

感染症法に基づく、Ⅱ類以上の感染症の脅威下に大規模災害が発生した場合、災害から身を守ると同時に感染症の拡大防止に最善を尽くす必要がある。

このため、感染者との濃厚接触者や感染の疑いがある者、疑似患者（以下「濃厚接触者等」という。）については、受付時に一般避難者とは別の専用施設（以下「濃厚接触者等専用施設」という。）に移動させる。その際、専用施設についても濃厚接触者と感染の疑いがある者などに明確に分けることに留意する。濃厚接触者等専用施設として精華町保健センターを指定する。能力を超える場合は、府との調整の上、別に示す。

1 事前準備（避難所開設前）

- (1) 十分なスペースを確保するための避難所の確保
 避難者があらゆる場面で密接することがないように1人5㎡以上を確保する。

- ① あらゆる公共施設を避難所として活用
- ② 避難所協力施設の活用
- ③ 車両避難の活用
- (2) 避難所のレイアウト等
避難所ごとに避難者があらゆる場面で十分なスペースを確保できるよう準備する。
 - ① 総合受付の設置
 - 努めて避難所の入口の外に設置し、検温・問診・濃厚接触者等区分のポイントとする。
 - 消毒液、配布用マスクの配置、間仕切り、フェースガード又はビニールカーテン等を準備する。
 - 避難者との接触をなるべく避けるよう I C T を用いた受付、管理ができるよう努める。
 - ② 避難所
 - トイレ、洗面所、洗濯場や携帯電話の充電場所等は、密集にならない運用をする。
 - パーテーションや簡易テントは、専用スペースへの配置を優先する。
 - ③ 発熱、咳等の体調不良を発生した者のための専用施設移送
 - 発熱、咳等の体調不良を発生した者が自らもしくは家族により移動することを原則とする。
 - やむを得ない事情がある場合、公用車により移送する。
- (3) 濃厚接触者等専用施設
濃厚接触者、感染の疑いがある者、疑似患者に区分しスペースを確保する。
- (4) 準備すべき資器材
 - ① 共通
 - マスク、消毒液、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤等
 - ② 専門施設
 - 濃厚接触者等の健康管理用：非接触型体温計、血圧計、酸素濃度計、H E P A 空気清浄機
 - 運営者の防護用：使い捨て手袋、ガウン、ゴーグル
 - その他資材：テント、仮設トイレ、ダンボールベッド
- (5) 山城南保健所との連携
避難者及び感染症に関する自宅療養者、濃厚接触者等の健康管理及び避難については山城南保健所の指導を仰ぎ、該当者に徹底する。
- (6) 避難所運営者の安全確保
避難所運営者等の安全を確保するため、基本的な感染症対策等の知識を、確実に事前説明を行う。
- 2 避難者の受け入れ
 - (1) 事前受付の設置及び誘導
 - ① 避難者の健康状態を把握するため、避難所入り口の外に事前受付を設置
 - ② 発熱の有無や問診により体調不良を確認
 - ③ 事前受付の結果により、専用施設又は避難所へ誘導
 - (2) 濃厚接触者等の専用施設への移動
保健所へ連絡し、指示に従う。
 - (3) 施設の消毒
濃厚接触者等が使用した箇所について消毒を実施する。
- 3 避難所運営
 - (1) 避難者情報の管理
I C T を用いた受付ができない場合、避難者カードを記載してもらい、個人情報に配慮し情報を管理する。
 - (2) 健康管理と衛生管理

- ① 健康確認
1日2回の検温・問診や保健師の定期的巡回を行う。
 - ② 緊急時対応
避難中に濃厚接触者等が発生した場合、山城南保健所と連携し専門施設へ移送する。
また、接触した可能性がある箇所を消毒する。
 - ③ 在宅避難者への支援
在宅避難や車中泊避難を行っている住民に対し、救護所設置や食糧供給等の生活情報の広報を行う。
 - ④ 衛生管理
 - 「密集・密接・密閉」の回避
 - 生活区域の清掃
 - 施設の消毒
 - ⑤ 食事時間等の管理
避難者ごとに食事時間をずらし、対面に座ることを避ける。
- (3) 避難所等閉鎖後の対応
避難所内の清掃・消毒を行う。
- 4 濃厚接触者等専門施設の運営
避難所に順ずるが、保健師の指導の下、入所者自ら運営する。

第13節 避難者健康対策

災害発生から刻々と変化する中で、避難生活による精神的・身体的疲労等に伴う健康状態の悪化予防や生活環境の激変に伴う心身の変化への迅速な対応により、避難者の健康保持を図る。

1 支援活動体制及び活動内容

避難者の健康問題に対応するため、町は防災総合保健センターを本部として、府が設置する保健医療調整本部の指導の下、山城南保健所の地域災害医療コーディネーターと連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用するとともに、京都府DMATの来援を受けて避難者の健康を確保する。

(1) 災害発生から概ね48時間以内（急性期）

ア 山城南保健所との連携

- (ア) 災害対策本部は避難者の健康状態を把握するとともに、連絡員を山城南保健所に派遣し、災害医療コーディネーターと今後の災害医療方針を調整する。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用し、避難所においては健康維持が難しい自宅療養者の病院移送を行う。
- (ウ) 災害発生後おおむね1日以降、DMAT・DPATは残存病院で機能を発揮する。

イ 各避難所の避難者への保健活動

- (ア) 災害医療体制が整うまでの間、生命を確保することを最優先し、災害死の根絶を図る。医療が必要な者を早期に発見し必要な医療・保健指導を行うため、巡回診療体制を準備し実施する。
- (イ) 各避難所へ看護師・保健師・管理栄養士等を派遣し、避難者への健康相談を実施し避難者の健康状況を把握するとともに健康指導、栄養管理指導を行う。
- (ウ) 福祉避難所群への避難者については、各施設の指導に従う。

ウ 支援体制の企画・調整活動

- (ア) 派遣支援者へのオリエンテーションを企画・実施する。
- (イ) 居宅及び避難所等の被災者への支援体制づくり及び調整を行う。
- (ウ) 救護所やこころのケアチーム等関係部局や関係機関と連携を図り、必要な支援調整や情報の共有を図る。
- (エ) 支援者の健康管理についても、心身の疲労状況を把握し必要に応じて対処する。
- (オ) 必要物品・設備の点検及び整備、調整を行う。

(2) 災害発生概ね48時間から1週間（亜急性期）

ア 避難所を再配置後の新たな環境に適応できるよう、住民間交流やコミュニティづくりを支援する。

- イ 通常業務を再開するための体制づくりを行う。
- ウ 車両避難者の健康管理に対応する。
- (3) 災害発生概ね1週間以降（慢性期）
 - ア 避難所から仮設住宅入居あるいは自宅等へ移る者及び仮設住宅から自宅へ戻る者等に対する生活環境等を支援する。
 - イ 避難生活の長期化に伴う身体的・精神的・社会的健康問題の変化を把握し、支援方法について検討し実施する。
- 2 被災体験、避難所生活などのストレスによって生じる心の健康対策
 - (1) 関係者による支援組織の編成

被災者のニーズに応じた心の健康保持のため、次の方策を検討・実施するとともに、必要に応じて府精神保健福祉総合センター等に支援を要請する。

 - ア 知識の普及・啓発
 - イ 巡回相談の実施
 - ウ 相談電話の設置
 - エ アルコール問題等への対応
 - (2) 専門的なケアを必要とする者への支援

専門的なケアを必要とする者を早期に発見し、適切な医療に繋げるため、保健、福祉、教育等の専門機関の行う支援活動と連携を図り相談体制を確保する。
 - (3) 心のケアチームの派遣

災害発生により、被災者等の精神的ケアが求められる場合、町は府に心のケアチーム（医師、保健師又は看護師、臨床心理士又は精神保健福祉士等により構成）の派遣を要請し、被災者、避難住民等に対する精神医療、カウンセリング等を行う。

第14節 広域一時滞在

- 1 府内における広域一時滞在
 - (1) 町が要請する場合

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府内他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に報告の上、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示して、府内他市町村に被災住民の受入れについて協議することができる。

また、府に対し、広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入れ能力（施設数、施設概要等）その他広域一時滞在に関する事項について助言を求めることができる。
 - (2) 府内から町が受け入れる場合

町が協議を受けた場合は、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。
- 2 府外への広域一時滞在

町は、被災住民の生命・身体を保護し、又は居住の場所を確保するため、府と協議の上、他の都道府県における広域一時滞在の必要があると認めるときは、府に対し、具体的な被災状況、受入れを希望する被災住民の数その他必要な事項を示し、他の都道府県に被災住民の受入れについて協議するよう求めることができる。
- 3 他の都道府県から町が受け入れる場合

町は、府から他の都道府県からの被災住民の受入れについて協議を受けたときは、被災住民を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れ、避難所を提供する。
- 4 被災住民に対する情報提供と支援

町は、町からの被災住民の広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域一時滞在进行している被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供するための体制を整備する。

また、広域一時滞在を受け入れた場合、町は、被災市町村と連携し、受け入れた被災住民の状況の把握と、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備に努めるとともに、その生活支援に努める。

第15節 被災者への情報伝達活動

被災者のニーズを十分把握し、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

特に、避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

第16節 車中泊避難計画

大規模災害発生時において、避難所の収容能力の不足、人権への配慮やプライバシー確保、感染症対策、ペット同伴等の理由から車中泊避難の必要が生じる。そこで、避難者数の把握や救済物資の提供、駐車スペースの確保、エコノミークラス症候群による災害関連死等の課題に対応するため、地域の実情に応じてあらかじめ支援物資の備蓄等、体制整備を図る。

第17節 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除については、京都地方気象台の気象情報、近畿地方整備局及び府山城土木事務所の河川情報等から、住民の安全確保を総合的に判断し決定する。

第10章 観光客等保護・帰宅困難者対策計画

(危機管理室、企画調整課、事業部)

町及び府等は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により一斉帰宅の抑制を図るとともに、ターミナル駅周辺の混乱防止、観光客等・帰宅困難者が安全に帰宅できるよう支援を図る。

第1節 観光客等・帰宅困難者への広報

- 1 発災後の混乱が落ち着くまでは「むやみに移動を開始しない」ことの広報
出勤帰宅時発災のときは、自宅、事業所、学校等のいずれか近い方へ向かうことの広報
- 2 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言板サービス等、複数の安否確認手段の活用

第2節 交通情報の提供・災害時帰宅支援ステーション本部の運用

- 1 駅での情報提供
 - (1) 駅構内・駅前の滞留者に対し、鉄道運行状況や避難施設等の情報を多言語により提供する。
 - (2) 災害用伝言ダイヤル（171）や携帯電話による災害用伝言板サービス等を利用した安否確認を推進する。
 - (3) 帰宅可能地域や帰宅ルート、代替交通手段等の情報を提供する。
- 2 帰宅支援ステーション本部の運用
 - (1) 指定避難所の一部を帰宅支援ステーション本部として運用する。帰宅支援ステーション本部は他の帰宅ステーションに情報を提供するとともに、一時的に滞在可能であるよう宿泊施設、炊き出し施設を含み、食糧等災害用備蓄を準備する。また、鉄道運行状況や災害状況を適時に多言語で提供できるよう視聴覚機材を充実させる。指定避難所の一部を施設の提供に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者等の多様なニーズに配慮した運営に努める。
 - (2) 帰宅支援ステーション本部の受入れ能力には限りがあるため、特に外国人の受入れを優先する。
 - (3) 感染症対策は避難所に準ずる。

第3節 災害時帰宅支援ステーションの開設

災害時における帰宅困難者支援に関する協定に基づき、帰宅支援ステーション登録事業者に対して以下の帰宅支援サービスの提供の実施を要請する。

- 1 水道水・トイレ等の提供
- 2 地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報の提供

第4節 災害時帰宅支援ステーション本部への誘導

JR及び近鉄の各駅に語学ボランティア等を配置し、災害時帰宅支援ステーション本部へ誘導する。

第5節 ホテル・旅行者等に対する観光客への情報提供の要請等

帰宅支援ステーション本部の能力を超える場合には、町内のホテル業者、旅行者に対して、必要に応じ国内及び外国人観光客への情報提供や、一時滞在を要請する。

各機関、団体の役割

機関名	内容
町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅周辺の一時滞在施設等の情報提供 ・ 一時滞在施設の開設・運営 ・ 観光関係団体との連携
府	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道事業者等から情報を収集し、ホームページやきょうと危機管理webを通じて、府民や外国人を含む観光客に提供する。 ・ 緊急速報エリアメールによる注意喚起 ・ 避難誘導・交通規制
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行状況・折り返し運転・代替輸送手段・復旧状況等の多言語による情報の提供 ・ 他の鉄道機関の乗り継ぎ可能な路線の多言語による情報の提供 ・ バスによる代替輸送手段の確保 ・ 計画運休や運転再開等の情報提供など行政機関との連携
西日本電信電話株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用伝言ダイヤル（171）の運用 ・ 特設公衆電話の設置
ラジオ、テレビ等放送報道機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光客等保護・帰宅困難者向け情報の提供 (府内及び近畿地域の被害状況、安否情報、交通関係の被害・復旧等の運行状況)

第11章 食料供給計画

(事業部、健康福祉環境部、教育部)

被災者等に対する食料供給の基本的考え方は、発災後3日間は家庭の備蓄を使用する。避難支援体制が整う4日目以降災害対策支援法に基づき、町が食料を供給する。

なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズの違いに配慮する。

第1節 食料供給の方法

1 実施責任者

実施責任者は、町長とする。

被災等により町長が実施できない場合は、府に応援を要請する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事又は知事の委任を受けた町長が実施する。

2 食料供給の対象者

- (1) 指定避難所、救護所等に収容されている被災者
- (2) 住家被害で炊事のできない被災者
- (3) 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先の一時避難者
- (4) 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者（町職員及び応援職員含む）及び災害ボランティア計画で定めるボランティア

3 食料供給の内容

炊き出し、給食業者からの米飯その他食品による給食とする。

なお、学校等公共施設の調理設備の利用、指定避難所への仮設炊事場の設置等により適温食の確保に努めるとともに、妊産婦・乳幼児・高齢者・外国人など配慮を必要とする者について適切な食料が供給されるよう努める。

第2節 給食に必要な米穀の確保

1 災害の発生が予想される場合の事前措置

- (1) 町は、町内の米穀小売業者の手持状況を把握するとともに、必要に応じとう精を依頼し、精米の確保に努める。
- (2) 町は、卸売業者（支店等）及び府山城広域振興局長等と密接な連絡を取り、精米及びその他応急対策用食料品の確保に努める。

2 災害時における米穀の調達

- (1) 町長は、町内の米穀小売業者から調達が困難である場合、必要とする米穀の数量を府山城広域振興局長経由で、府知事に要請する。

- (2) 知事は、1の要請を受けた場合、近畿農政局長と連携しつつ、「農林水産省防災業務計画」に基づく供給支援を農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）へ要請し、米穀の確保に努める。知事からの要請を受けた生産局長は、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者への手持ち精米の売渡しを要請する。知事又は知事の指定する者は生産局長からの要請を受けた者から手持ち精米を調達し供給する。

3. 災害救助法が適用された場合の米穀の調達

- (1) 町長は、給食に必要な米穀の数量を府山城広域振興局長を経由して、知事に報告する。
- (2) (1)の報告を受けた知事は、2.に基づき、米穀販売事業者の手持ち精米の確保に努める。
- (3) 米穀販売事業者の手持ち精米が十分に確保できない場合には、「基本要領」に定めるところにより、生産局長に対し、政府所有米穀の供給を要請する。
- (4) 政府所有米穀の供給についての手続きは「災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続きについて」に基づき、次のとおりとする。
- ア 生産局長への要請は「災害救助用米穀の引渡要請書、」等により行う。
- イ 知事は、生産局長と供給する政府所有米穀及び引渡方法を調整し「政府所有主要米穀売買契約書」を締結する。
- ウ 知事又は知事の指定する引取人は、生産局長から指示された受託事業者から災害救助用米穀の引渡し（売渡し）を受け、とう精機所有者にとう精を依頼の上、町長に対して供給を行う。
- エ 被災地が交通通信の途絶により孤立した場合には、町長は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、生産局長に対して文書等で要請を行うことができる。この場合、町長は連絡のつき次第、その旨を知事に報告しなければならない。

第3節 その他の食品の調達

町長は、町内の販売業者から調達が困難な場合においては、知事にあつ旋を要請する。

第4節 輸送

原則として本編第21章「輸送計画」によるが、必要に応じて臨機に措置する。

第5節 炊き出しの計画

- 1 炊き出し実施場所、施設状況等
炊き出し実施場所、設備状況等は、資料5-20のとおりである。
資料5-20 炊き出し予定施設・町内の配水池及び緊急時対応貯水槽一覧
- 2 炊き出しの方法
炊き出しの実施にあたっては、学校・保育所給食調理員及び臨時雇用員が行なう。能力を超える場合には、町社会福祉協議会又は自治会等、女性団体、婦人防火クラブ、その他一般協力団体の協力を得て実施する。
- 3 炊き出し時の食品衛生及び感染症対策
炊き出し時には、これによる伝染病等の発生を防止するため、山城南保健所と連携し、炊き出し作業員及び食品の衛生について十分留意するものとし、消毒液その他必要薬品を炊き出し施設ごとに備え付ける。また、感染症のおそれがある場合は個食配食とするよう努める

第6節 災害救助法による炊き出しその他食品の給与基準

- 1 対象
避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者、住家に被害を受け一時縁故地へ避難する必要がある者
- 2 費用の限度
災害救助法施行細則に定める額以内
- 3 給与期間
災害発生の日から7日以内
ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に3日分以内を現物支給

第12章 生活必需品等の供給計画

(健康福祉環境部)

被災者に対する被服、寝具、その他の生活必需品及び応急復旧資材について、これらの迅速な確保と配給又は貸与の円滑化を期す。なお、被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

第1節 物資の調達等

(財政課)

1 実施責任者

物資の調達は、災害の状況に応じて町長又は知事が行うが、町長は、あらかじめ各種物資保有業者を把握し、必要に応じ直ちに調達できる体制を確立しておく。

2 生活必需品

被災者の支給又は貸与する生活必需品とは、次の品目をいう。

- (1) 寝具 就寝に必要な最小限度の毛布、布団、枕等の類
- (2) 衣服 普通着、作業衣、婦人服、子供服及び雨衣、防寒衣等の類
- (3) 下着 肌着、靴下の類
- (4) 身回り品 タオル、ゴム長靴、サンダル、手袋、かさ、懐中電灯の類
- (5) 炊事道具 鍋、包丁、コンロ、まな板、ヤカン、バケツ等の類
- (6) 食器 茶わん、皿、はし等の類
- (7) 日用品 石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨等の類
- (8) 光熱材料 マッチ、ローソク、乾電池、LPガス、灯油等の類

3 応急復旧資材

応急復旧資材とは、おおむね次の品目をいう。

ガラス、セメント、木材、畳、トタン板、パネル、くぎ、針金、かわら等の類

4 府（国）及び近隣市町村による物資応援

生活必需品等の供給が町において実施できない場合、物資調達・輸送調整等支援システムにより、府（国）及び近隣市町村に応援を要請する。その場合、早急に必要な物資の品目、量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。細部は「精華町災害時受援計画」による。

第2節 災害救助法適用の場合の措置

1 対象、品目、費用の限度、給（貸）与期間

(1) 対象

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品等を喪失またはき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 品目

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

(3) 費用の限度

季節及び世帯区分により、1世帯当たりに対し災害救助法施行細則に定める額以内（季節の区分は、災害発生の日をもって決定する）

(4) 給（貸）与期間

災害発生の日から10日以内とする。

2 災害救助法適用の場合の町の措置

町域に災害救助法が適用された場合、災害対策本部は次の対策を講じる。

- (1) 世帯別構成員別被害状況等に基づき、配分計画をたてる。
- (2) 配分計画に基づき、直ちに必要量を府山城広域振興局長に要請する。

3 物資配分要領

- (1) 災害救助法による物資配分は、知事が町の世帯別構成員別被害状況に基づき、配分額を決定し、備蓄物資倉庫の物資保管責任者に蔵出しを指示する。
- (2) 指示を受けた物資保管責任者は直ちに物資を仕分、梱包のうえ町に輸送する。
- (3) 物資を受領した町長は、世帯別構成員別の配分計画をたて被災者世帯に配分し、受領書を受け取る。

なお、配分にあたっては、その世帯の構成員数に応じて世帯別限度額の範囲内で配分計画をたて、限度額を超えて配分しないよう注意する。

第3節 災害救助法が適用されない場合の措置

災害救助法が適用されない場合においては、町長は被災の実情に応じ適宜同法に定める基準に応じて、生活必需品の給与又は貸与を行う。

第4節 町内の物資の主な販売業者

大規模小売店、卸売業者、小売店、食品製造業者に協力を要請し、生活必需品を調達する。

調達品は、指定避難所に直接搬送するものとし、その後各避難所に分配する。不可能な場合は、集積拠点に受け入れ、仕分けした上で、各指定避難所に搬送する。町内の生活必需品その他物資の取扱い店は別途定める。

第5節 物資の輸送、配給方法

(住民部)

現地への物資の輸送は原則として本編第21章「輸送計画」によるが、必要に応じ臨機の措置をとるものとし、自治会等を通じ配給する。

1 実施責任者

被災者に対する支給は、町長が行い、受領、配分の責任者を明確に定める。

2 供給の対象者

住家の全壊、半壊等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

3 災害対策用備蓄生活必需品の供給

町備蓄の災害対策用生活必需品を供給する。

(1) 供給できる必要数量を把握し、供給計画を立てる。

(2) 生活必需品の供給に当たっては、ボランティアの協力を得て、関係各機関と連携をとりながら行う。

(3) 避難施設等における受入れ及び配布に当たっては、当該避難施設等の管理者等の協力を得て行う。

(4) 生活必需品の配布に当たっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、障害者など要配慮者の人達に配慮を行う。

4 救援物資の配布

救援物資については、あらかじめ定めた集積拠点に受入れ、仕分けの上各指定避難所へ搬送する。配布方法についてもあらかじめ定めた手順で行う。

第13章 給水計画

(上下水道部)

災害による給水施設の破壊、飲料水の枯渇、汚染などにより、現に飲料に適する水を得ることができない者に対して、住民と協力しながら効率的な飲料水供給を行う応急給水体制の確立を図る。

第1節 実施責任者

飲料水供給の実施は、原則として町長が行うが、町単独で実施できないときは、隣接市町の協力を得て実施するものとし、災害救助法が適用された場合及び知事が必要と認めた場合は、府が実施する。

第2節 水道施設等の応急対策

1 水道施設の被害状況を以下の事項において速やかに調査し、応急復旧工事により給水できる場合には直ちに仮設工事を実施し、水道による給水を行う。

(1) 浄水場、配水池等の被災調査

(2) 送・配水管路網の被災調査

2 被災地では感染症等の発生を伴うことが多いため、給水に際しては、必ず消毒の強化を実施し、かつ残留塩素の確認を怠ってはならない。

3 上水道の復旧についての資材、人員、工事業者等の手配関係を迅速に行う。

4 上下水道課は、断水地域の復旧情報及び見通しについて本部事務局へ定期的に報告する。

- 5 被害状況、復旧費、復旧期間、復旧方法については判明次第直ちに府関係当局へ電話等で報告し、後日別に定められた様式により山城南保健所を経由し文書で提出する。

第3節 医療機関等への応急給水

緊急に水を必要とする医療機関、救護所、福祉施設より応急給水の要請があった場合は、被害状況に応じ優先して応急給水を行う。

第4節 給水の方法

飲料水は、おおむね次の方法によって支給し、又は確保する。

- 1 給水車又はポリ容器、ポリエチレン袋により運搬供給する。
- 2 仮設配水管により供給する。
- 3 消火栓に仮設給水栓を設置し、応急給水する。
- 4 拠点給水

給水は、防災受援センター、町役場、指定避難所、妊産婦乳幼児家族指定避難所、高齢者等指定避難所、炊き出し施設、医療機関、福祉施設、帰宅支援センター本部等で実施する。給水量標準は、1人1日当たり3リットルとする。災害の規模によっては、1戸当たりの給水量を制限し、なるべく多くの住民に公平に給水できるようにする。

- 5 要配慮者等への給水
要配慮者や中高層住宅の住民などが行う水の運搬への支援に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や、ボランティア活動との連携を図り、計画的に給水する。
- 6 給水場所等の広報
断水地域及び応急給水拠点において、給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保、復旧状況及び復旧見通し等について広報車、掲示板への掲示を行うとともに、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に協力を求める。
- 7 供給期間
災害発生の日から7日以内（必要な場合は、期間を延長する）

第5節 近隣市町村による給水応援

給水活動が町において実施できない場合、応援協定締結先の市町村等に応援を要請する。その場合、早急に必要な量、輸送方法（配送先）等を連絡し、迅速に対応する。

また、近隣市町からの応援の申し出があった場合は、上下水道部が調整の上受け入れる。

- 1 府内の水道事業の管理者への応援要請
水道事業の管理者は、「公益社団法人日本水道協会京都府支部水道災害相互応援に関する覚書」に基づき、次の事項を明らかにして応援要請を行う。
 - (1) 災害の日時、場所及び状況
 - (2) 応援を必要とする職種別人数並びに機械、器具、車両、資材等の種類及び数量
 - (3) 応援場所及び日時
 - (4) その他応援に必要な事項
- 2 府及び他府県への応援要請
水道事業の管理者は、必要事項を明らかにして府へ要請を依頼する。
町本部は、本編応急対策計画第39章「応援受援計画」に基づき応援を要請する。

第6節 災害救助法による飲料水の供給

町域に災害救助法が適用された場合（知事の通知に基づき町長が実施する場合を除く。）及び知事が必要と認めた場合の給水は、府が町と他市町村間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努める。

- 1 対象
災害のため、現に飲料水を得ることができない者（必ずしも住家に被害を受けた者に限らない）
- 2 給水量
給水量は、最低必要量として1日1人3リットルを確保するものとし、状況に応じて増量する。
- 3 供給期間
災害発生の日から7日以内

ただし、災害状況等によって、7日を超えて対応が必要となる場合については、適切な期間について関係機関と協議を行う。

第14章 住宅対策計画

(事業部、住民部、消防本部)

災害により、住家を失い、又は損壊した場合、住民自ら修理することが原則である。町は、自己の資力では新しい住宅を確保できない住民のために、り災証明証に基づき、迅速に応急修理を促すとともに円滑に応急仮設住宅を設置する。

第1節 り災証明証の発行

発災直後は被害認定調査員の確保が困難になる可能性があるため、府と共同して被災者の生活再建システムを構築し、円滑な支援体制を整備する。

- 1 火災による場合
消防本部が実施する。
- 2 その他（浸水被害等）の場合
住民部が実施する。

第2節 被災住宅の応急修理

被災した住宅が補修等により居住が可能な場合について、災害救助法に基づいて補修等を支援する。この場合、災害救助法適用の基準は次のとおりである。（災害救助法が適用されない場合は、災害の規模に応じて町長が定める）

- 1 応急修理の対象者
次のすべてに該当する者
 - (1) 住家が半焼、半壊し、自らの資力では応急修理ができない者
 - (2) 大規模な補修等を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者
- 2 修理部分
居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分
- 3 応急修理の方法
町が業者に委託する。
- 4 費用の限度
1戸当たりの限度額は、災害救助法施行細則に定める額の範囲内
- 5 工事期間
災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から1カ月以内に完了する。

第3節 公営住宅等へのあつ旋

町域における公営住宅等に入居可能な空き室がある場合には、被災者に対し、これら空き室への一時的な入居のあつ旋を行う。

また、民間の住宅所有者の協力を得て、民間住宅への入居をあつ旋する。り災の状況が地域で異なることに鑑み、広域的支援が必要な場合は、近隣市町村と支援体制を組んで対応する。

第4節 応急仮設住宅建設と供与

災害救助法が適用された災害により住家を滅失した被災者に、長期避難生活が可能な施設や公営住宅の空き室で対応しきれない場合、応急仮設住宅を供与する。ただし、り災の状況が地域で異なることから、府、近隣市町村の広域的支援による応急仮設住宅の供与も考慮する。

応急仮設住宅の設置は、災害救助法適用の場合は、府知事が行い、町長はこれに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合は、町長が特に必要と認めた場合、設置する。

- 1 応急仮設住宅設置場所の選定
公共用地を優先して選定し、建設予定地を飲料水の確保、交通の便、保健衛生、教育等を可能な限り考慮し、ほうその運動公園とする。
- 2 応急仮設住宅供与対象者
次のすべてに該当する者とする。
 - (1) 住家が全焼、全壊又は流失した者
 - (2) 居住する住家がない者
 - (3) 自らの資力では住宅を得ることのできない者

- ア 生活保護法による被保護者及び要保護者
 - イ 特定の資産のない失業者、勤労者、小企業者、高齢者、寡婦及び母子世帯、病弱者及び身体障害者
 - ウ その他町長が必要と認める者
- 3 選定・あつ旋に当たっての考慮事項
- (1) 応急仮設住宅入居者の選考に当たっては、入居者選考の機関を設置し、高齢者、障害者、ひとり親世帯等を優先し、生活条件などに考慮する。
 - (2) 応急仮設住宅は、被災者に一時入居の場所を提供するための仮設住宅であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに、住宅のあつ旋等を積極的に行う。
- 4 規模
- 1戸当たり 29.7 平方メートルを基準として、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
- 5 応急仮設住宅の着工期間
- 災害発生の日から 20 日以内に着工する。
- 6 応急仮設住宅の管理
- (1) 供与できる期間は、竣工の日から 2 年以内とする。
 - (2) 災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅の管理は、原則として府が行うものとし、入居者管理等は町が行う。なお、災害救助法が適用されない場合に町長が設置するものについては、町が管理を行う。
 - (3) 応急仮設住宅の運営

応急仮設住宅は、男女共同参画による適切な運営を行い、男女双方の視点等に配慮した安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、生活者の意見を反映できるよう配慮する。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。
 - (4) 応急仮設住宅の管理者は、入居者の生計基盤等を把握し、状況に応じて一般住宅への転居を勧める。この際、各種貸付制度等による住宅資金のあつ旋等積極的な活用を図る。

第 15 章 医療助産計画

(健康福祉環境部、関係各機関)

災害により傷病者が多数発生したとき、また、被災地域の医療の機能がなくなり、若しくは著しく不足し、又は医療機構が混乱した場合、精華町単独で医療助産の体制を確立するのは困難である。したがって、山城南保健所を通じて京都府保健医療調整本部及び各防災機関と密接な連携をとりながら一体となって、被災者の医療救護、助産及び心のケアの万全を期する。

資料 5-13 医療施設一覧

第 1 節 実施責任者

災害時における医療及び助産は、町長が独自の応急対策として実施するが、災害救助法を適用した場合及び知事が必要と認めた場合には、知事が行う。

第 2 節 医療及び助産の対象者

- 1 災害による負傷者及び傷病者
- 2 医療を必要とする状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- 3 災害発生の日前後 7 日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者

第 3 節 京都府保健医療調整本部の設置等

- 1 京都府保健医療調整本部の設置

大規模災害が発生した場合、京都府災害対策本部の下に、保健医療調整本部を設置し、災害医療活動（助産を含む）の総合調整を行なう。
- 2 組織
 - (1) 構成員

京都府庁の医療関係課及び保健所の職員及び災害医療コーディネーター等の関係者
 - (2) 連絡窓口

保健所、保健医療活動チーム（京都府 DMAT、JMAT、日本赤十字社救護班、独立行政法人

国立病院機構医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT、その他災害医療活動チーム)

3 保健医療活動の実施

- (1) 保健医療調整本部は、京都府内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮または連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの保健所への派遣の調整を行う。
- (2) 山城南保健所は、派遣された保健医療活動チームに対し、町と連携して、保健医療活動に係る指揮または連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所への派遣の調整を行う。また、保健医療活動を効果的に行うため、町に対し被害状況及び保健医療ニーズの情報の提供を求める。

第4節 保健医療活動チーム派遣の要請と災害対策本部の行動

1 保健医療活動チーム派遣の要請

医療は、原則として保健医療活動チーム及び相楽医師会により行う。災害警戒本部は、避難勧告（レベル4）を発令した場合は、府山城南保健所にDMAT、DPAT待機を要請する。

2 医療品等の調達

医療品等が不足した場合は、府山城南保健所と協議し、調達の協力要請を行う。また、町外からの救急医療物資は、消防等の輸送車両により搬送する。

3 トリアージの実施

- (1) 多数の傷病者が発生し、短時間での救急搬送が困難であると判断される場合、事故現場においてトリアージを実施する。
- (2) トリアージは、現場出動した救急救命士及び応援要請により出動したDMAT等が実施する。
- (3) 消防団員は、災害現場において傷病者の搬送等を実施する。

※ トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいう。

トリアージには「トリアージタグ」と呼ばれる「札」を使用する。これには負傷者の「名前」「住所」「年齢」などの一般情報と、「トリアージ実施者氏名」「トリアージ実施月日・時刻」「搬送機関名」「受入れ医療機関名」などのトリアージの情報が記載される。

そして「トリアージタグ」の一番メインになるのは、タグの一番下の部分、「黒」「赤」「黄」「緑」に色分けされた部分である。これはタグをつけられた人の「重傷度」を示すもので、「緑」＝命に別状は無いので、治療を待ってもらおう状態、「黄」＝処置は必要だが、2、3時間程度は待てる状態、「赤」＝直ちに処置しないと、生命が危険な状態、「黒」＝死亡の兆候が認められる状態で処置はしない、の4段階に分けられる。

4 救急搬送

(1) トリアージに基づく搬送

救出した傷病者は、トリアージタグの取付け及び応急措置がなされた後、トリアージタグの指示に従い救急病院等へ搬送する。

(2) 搬送車両等の確保

ア 負傷者の搬送は原則として救急車により行うが、負傷者多数の場合は救急隊の応援を要請する。救急隊の派遣が困難な場合は、本部に対して臨時の搬送車両の要請を行う。

イ 本部は、第21章「輸送計画」に基づき、公用自動車の派遣や、民間自動車の借り上げ等の措置を実施する。

ウ 緊急を要しヘリコプターによる救急搬送が必要な場合は、現場の要請により、本部長が府に要請する。

(3) 搬送先病院の指定

ア 消防本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を活用して、搬送先医療機関の重傷者等の受入れ状況を確認し、負傷者数と負傷程度に合わせて的確に負傷者の搬送先の指定を行う。

イ 広域停電事故に伴い、町内医療機関の機能維持に支障が発生するおそれがある場合、町

は、医療機関と協力して応急対策資機材等の調達を図る。

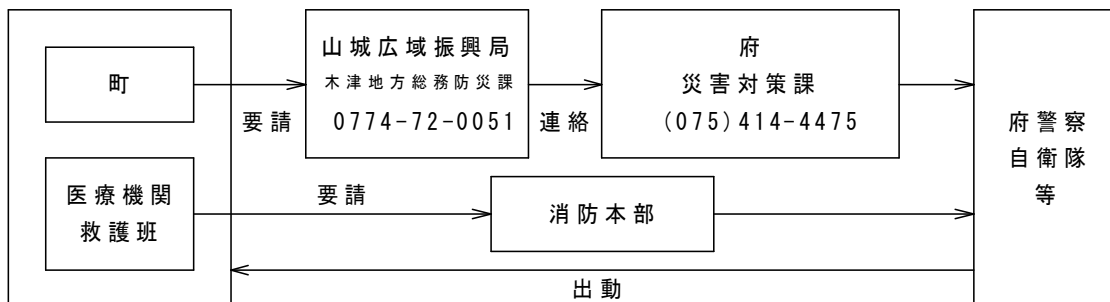
5 後方医療体制

救護所での治療が困難な重症者、特殊治療を要するものについては、後方の医療機関に応援要請、又は搬送する。

6 空輸のための応援要請

「空輸のための応援要請」については、以下のとおり府山城南保健所または府山城広域振興局へ連絡要請を行う。

空輸のための応援要請をする場合の連絡系統



第5節 救護所

迅速な医療救護活動を実施するため、状況により、府山城南保健所を救護指揮所とするほか、町総合防災保健センターを救護調整所とし庁舎内に設置するとともに、最寄りの病院又は診療所を救護所とする。ここでは、おおむね発災3日目以降、JMAT等の保健医療活動チーム及び相楽医師会の活動を期待する。特に地元医師についてははかりつけ医としての活動を重視する。また、人工透析を必要とする腎不全者や難病患者等については、患者の所在を把握し、必要な医療が得られる医療機関に移送することに努める。

激甚災害の場合は、各医療機関及び公共施設等、適当な施設を選定し、救護所を開設する。

1 設置場所

被災現場、避難所に設置する。

2 業務内容

- (1) 救護班は、負傷者の応急処置、重傷者の後方医療への搬送、助産救護、死亡の確認等の他、状況に応じて遺体の検案に協力する。
- (2) 傷病者の救護は、医療関係機関、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。

第6節 助産

原則として、妊婦を助産施設に受入れて行う。

第7節 医療、助産活動に必要な携行資材、補給方法

1 保健医療活動チームは、医療助産に必要な資材並びに次の諸用紙を携行する。

診療録、死亡届、出生届、伝染病発生届

補給は、原則として調達により、病院又は診療所を基地として必要に応じ行う。

第8節 医療品等の調達

- 1 医療品等の調達については、府山城南保健所と協議し、必要に応じてその処置をとる。
- 2 緊急に多量の血液が必要となる場合は、府山城南保健所を通じ、京都府医療調整本部を経て、日本赤十字社京都支部等の協力を得て輸血用血液製剤を調達する。

第9節 心のケア

災害により激しいショックを受け、精神的に傷ついた心における障害に対し、心のケアが必要である。精神疾患及びPTSD（心的外傷後ストレス障害）等に適切に対応できるよう、以下の対応を整える。

- 1 府山城南保健所を拠点とし、相談室等を設置する。
- 2 DPATの巡回チームを編成して心のケアにあたる相談体制を整える。
- 3 心のケアを図るため、精神保健に関する情報提供及び電話相談を行う。
- 4 近隣自治体の精神保健医療従事者の応援を求めるとともに、精神保健ボランティアの受入れ

体制の確立を図る。

第10節 災害救助法による医療

- 1 対象
災害のため医療の途を失ったもの
- 2 範囲
 - (1) 診療
 - (2) 薬剤の投与又は治療材料の支給
 - (3) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (4) 病院又は診療所への収容
 - (5) 看護
- 3 費用の限度
 - (1) 保健医療活動チーム・・・使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機器の修繕費等の実費
 - (2) 一般病院、診療所・・・社会保険診療報酬の額以内
 - (3) 施術者
 - ア あんま・マッサージ指圧師：社会保険診療報酬に準ずる額以内
 - イ はり師、きゅう師及び柔道整復師：協定料金の額以内
- 4 期間
災害発生の日から14日以内

第11節 災害救助法による助産

- 1 対象
災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者
- 2 範囲
 - (1) 分べんの介助
 - (2) 分べん前及び分べん後の処置
 - (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
- 3 費用の限度
 - (1) 保健医療活動チーム・・・使用した衛生材料等の実費
 - (2) 産院、病院、診療所・・・使用した衛生材料等の実費及び処置費
 - (3) 助産婦・・・慣行料金の8割以内
- 4 期間
分べんした日から7日以内

第16章 保健衛生、防疫及び遺体処理等活動計画

(健康福祉環境部、住民部)

第1節 防疫及び保健衛生計画

災害時においては、水道の断水、家屋の浸水等の被害により、感染症や食中毒の発生が心配される。感染症等を予防するための防疫や保健衛生上の応急救助が必要であり、災害発生時における防疫措置を迅速に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

- 1 実施責任者
 - (1) 細菌検査、検病調査、食品衛生監視は知事（山城南保健所）が実施する。
 - (2) 井戸、家屋、便所等の消毒及びネズミ・昆虫駆除は町と府が協力して実施する。ただし、町で実施できないときは府に依頼する。
 - (3) 感染症患者の入院措置等は知事が実施する。
- 2 防疫活動の実施
 - (1) 1班2人以上で2班を原則として、実情に応じて編成する。
 - (2) 細菌検査・検病調査・食品衛生監視を実施するよう府に依頼する。
 - (3) 府と協力して、井戸・家屋・便所等の消毒、そ族及び衛生害虫駆除を実施する。
 - (4) 感染症患者の受入れを円滑に行うよう府に依頼する。
- 3 防疫の実施基準

災害時における防疫活動は、「災害防疫実施要綱」（厚生省公衆衛生局長通知）の基準により行う。

4 備蓄資器材等

- (1) 防疫用薬品及び資材
クレゾール石けん液、次亜塩素酸ナトリウム液、逆性石けん液、マスク、ゴーグル、個人用防護衣、グローブ
- (2) 防疫薬剤、医療品等の調達先
即時調達可能な防疫薬剤、医療品等の販売店は、資料編のとおりである。
- (3) 防疫用機器保有数
動力噴霧器、動力煙霧器

資料 5-21 防疫用薬品備蓄等一覧

5 家畜伝染病の予防

災害発生に伴う家畜（愛玩動物を含む）伝染病の発生予防及びまん延防止については、家畜伝染予防法の規定に基づき、府山城家畜保健衛生所（城陽市寺田北山田 31-47、電話（0774）52-2040）を主体として、検査、衛生指導、予防注射及び消毒等を実施する。なお、精密な病性鑑定については、中丹家畜保健衛生所が実施する。また、災害で被災放置された犬、猫等の家庭動物は保護・収容することにより、感染症の予防、危害防止、動物愛護の保持に努める。

第2節 し尿処理対策計画

災害の発生により、上水道の断水、下水管渠の損壊等で水洗トイレ及びマンホールトイレが使用できない事態が予想される。被災地の衛生環境を確保する上からも、速やかなし尿処理が必要である。

1 し尿処理車の避難

災害対策本部は、し尿処理業者に対し、避難準備の段階でし尿処理車の避難待機、避難勧告の段階で避難を要請する。

2 仮設トイレの設置

町における各避難所等の水洗トイレの使用の可否の状況を把握し、必要に応じて準備した仮設トイレの設置を行う。

また準備した仮設トイレで不足した場合には、現地で工夫して適切にトイレを設置する。

断水した場合には、洗浄水として学校のプール、防災用井戸等で確保した水の利用を図る。

3 し尿の収集

くみ取り式トイレ、仮設トイレのし尿の収集には、状況に応じて他市町の応援協力を求める。

4 し尿の処理

し尿処理は、相楽郡広域事務組合の所定の施設で行い、処理能力が不足する場合は、他市町の応援要請及び府へのあつ旋要請等必要な措置を講じる。

5 緊急くみ取り

し尿に関しては、収集・運搬・処理及び処分については相楽郡広域事務組合が行っており、その要領については次のとおりである。

(1) 対象

豪雨等に起因して浸水のあった家屋を緊急くみ取りの対象とする。

(2) 緊急くみ取り判定基準

次の各号の一に該当する場合で、かつ浸水によりふん尿が便つぼにあふれ、外部に流出する家屋を緊急くみ取りの必要がある家屋と判定する。

ア 河川等の決壊若しくは氾濫、又は排水溝の不良若しくは不完全等のため、浸水の原因が自己の責に帰さない場合

イ 浸水家屋の占有者、管理者又は所有者が便つぼ浸水を予防するために必要な施設を改善することが、立地条件、経済的条件等から不可能であると判断できる場合

(3) 作業要請連絡

災害対策本部で把握した内容又は住民等からの連絡による緊急くみ取りの要請は、すべて環境推進課で統括し、直ちに現地調査を行い必要事項を相楽郡広域事務組合に連絡するとともに作業の要請を行う。

(4) 手数料の免除

緊急くみ取りの場合の手数料は免除される。

第3節 遺体の搜索、処理及び埋火葬計画

(住民部、消防本部、消防団、木津警察署)

災害の発生により不幸にして死者や行方不明者が発生したときは、搜索、埋・火葬などを速やかに行うことにより、人心の安定を図ることが必要である。一方、搜索、埋・火葬等、いずれも町独力では実行困難である。そのため、災害によって死亡したと推定される者の搜索及び死亡者の受入れ、処置、埋・火葬等、適切な実施に関して府・町及び事業者等の役割区分を明確にする。

1 搜索の実施

(1) 搜索の対象

- ア 行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者。
- イ 死亡した原因は問わない。

(2) 搜索の実施

町長が、消防関係機関、木津警察署その他の機関の協力を得て実施する。場合によっては地域住民の協力を得る。災害対策本部は、人員及び機械器具を確保し搜索にあたる。

- ア 行方不明者の確認は、住民基本台帳と照合した上で実施する。
- イ 住民から届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。
- ウ 届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部に通報する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話によるほか、後日書面を提出する。
- エ 行方不明者の搜索中において死体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。また、町内に感染症が蔓延しており、遺体に感染症が疑われる場合は、個人用防護具を着用して処理をする。

(3) 応援要請

町のみでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合又は遺体が流失等により他市町に漂着していると考えられる場合は、府山城広域振興局及び隣接市町並びに遺体の漂着が予想される市町に対して、次の事項を明示して応援を要請する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、着衣等
- ウ 応援を要する人員又は舟艇、器具等

2 遺体の受入れ、処理

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、町長が、関係機関及び木津警察署に協力を要請して実施する。また、必要に応じ町内の医師、地域住民等の協力を求める。

(2) 変死体の届出

変死体については直ちに木津警察署に届出し、検視後に遺体の処理にあたる。

(3) 関係者への連絡

検視・検案終了後に、遺体の身元が判明している場合は、原則として遺族、親族又は町長に連絡の上遺体を引き渡す。

(4) 遺体の処理

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

泥土、汚物等が付着したまま遺体を放置することは、人道上からも衛生上からも好ましくなく、遺体の識別を容易にするためにも洗浄、縫合、消毒等の処置が必要となる。保健医療活動チームが実施するが、町は、必要に応じて、作業員を雇い上げるか専門業者に委託する。また、遺体の識別等の措置として、遺体の撮影等により身元確認措置を行う。なお、遺体に感染症が疑われる場合は、個人用防護具を着用して身元確認を行う。

イ 遺体の一時安置

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、または死亡者が多数のため短時間に埋・火葬等ができない場合は腐敗防止等の観点からも、寺院、葬祭場等の施設を借り上げ又は

野外に天幕を設置して、埋・火葬等まで保存する。なお、安置場所は、あらかじめ体育館、運動場、公園等の公共施設を遺体安置場所予定地として指定するが、避難場所との重複を避けるとともに、遺体取扱い業務の特性にかんがみ、遺族対応や検視業務等を視野に入れた施設を指定する。また、指定施設が災害によって損壊し使用できないことを想定し、複数の施設を指定する。

(5) 遺体の検視・検案

災害発生後に速やかに遺体収容所を開設し、遺体の検視・検案が的確に行える体制を整える。

ア 木津警察署と医療機関との秩序ある分担の元に、遺体の検視・検案を行う。

イ 町のみに対応では不十分な場合は、府及びその他の機関に応援を要請する。

3 身元不明者に対する措置

戸籍法、行旅病人及び行旅死亡人取扱法、災害救助法等により措置する。なお、身元不明者については、遺体及び所持品等を写真撮影するとともに、人相、着衣、特徴等を記録し、遺留品を保存する。

4 遺体の埋・火葬等

災害により死亡した者について、その遺族が混乱期のため資力の有無にかかわらず埋・火葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急措置として遺体の埋・火葬等を行うが、その方法としては、町が直接土葬若しくは火葬に付し、実施に当たっては次の点に留意する。

(1) 事故死等による遺体については、木津警察署から引き継ぎを受けた後、埋・火葬等を行う。

(2) 身元不明の遺体については、その身元調査にあたりとともに埋・火葬等に当たっては土葬若しくは火葬とする。

(3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋・火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

(4) 埋・火葬等の実施が町において実施できないときは関係機関の協力を得て行う。

(5) 遺体に感染症が疑われる場合は、まん延防止の観点から、努めて早く埋火葬を実施する。

5 行方不明者に対する措置

(1) 住民から届出のあった際は、行方不明者の住所、年齢、性別、身長、着衣その他必要事項を聴取し、記録する。

(2) 届出のあったものについては、前号の事項を記載した書面で本部に通報する。ただし、状況により書面をもって通報することが困難な場合は、電話によるほか、後日書面を提出する。

6 埋火葬場

円滑な埋火葬を実施するため、府と連携し、埋火葬場の利用計画を作成する。

7. 災害救助法による基準

(1) 遺体の搜索

ア 対象

死亡した者の居住地、住家、死亡の原因と関係なく、その者の被災場所に災害救助法が適用されておれば対象とする。

イ 費用の限度

舟艇その他搜索のための機械器具等の借上賃、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

災害発生の日から 10 日以内

(2) 遺体の処理

ア 対象

災害の際死亡した者

イ 処理の内容

(ア) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理

- (イ) 遺体の一時保存
- (ウ) 検案
- ウ 費用の限度
 - (ア) イの (ア) については、災害救助法施行細則に定める額以内
 - (イ) 遺体の一時保存で既存建物利用の場合は当該施設の借上費について通常の実費、既存建物を利用できない場合は1体当たり災害救助法施行細則で定める額以内
 - (ウ) 検案は原則として救護班が行う。救護班によることができない場合は当該地域における慣行料金の額以内
- エ 期間
 - 災害発生の日から10日以内
- (3) 遺体の埋・火葬等
 - ア 対象
 - 災害の際、死亡した者
 - イ 埋・火葬等の範囲
 - (ア) 棺（附属品を含む）
 - (イ) 埋葬又は火葬（人夫賃を含む）
 - (ウ) 骨つぼ及び骨箱
 - ウ 費用の限度
 - 災害救助法施行細則で定める額以内
 - エ 期間
 - 災害発生の日から10日以内

第17章 救出救護計画

（消防本部、危機管理室、健康福祉環境部、住民部）

災害発生時には、建物等の倒壊、流出、火災の発生等で多数の救出救護事象の発生が予想される。

町は、府をはじめ、警察、消防、自衛隊、保健医療活動チーム（DMAT等）等の関係機関との協力体制を確保し、迅速・的確な対応により災害発生による生命身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して救出救護活動の万全を期すことが必要である。

第1節 救出救護の対象

被災者の救出救護は、次の状態にある者に対して、生命身体が危険な状態にある場合を優先し、関係機関が一致協力して行う。なお、救出は災害の種別あるいは住家の被害、国籍、町民である与否とは関係なく実施する。

- 1 災害のため、生命・身体が危険な状態にある者
- 2 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定され、又は生死が不明の状態にある者（以下「安否不明者」という。）

第2節 救出救護体制

救助・救急は、消防本部が中心となって担当し、木津警察署、自衛隊、DMAT、消防団、自治会等、地域住民等の連携・協力のもとに活動にあたり、それぞれが所有する設備、資機材、技能、要員等の全機能を総合的に発揮し、相互に緊密な連携を保ってその活動を実施する。

なお、活動にあたっては、各要員の安全確保に十分配慮する。

- 1 救出救護の方法
 - (1) 救出を要する状態にある者を発見した者は、直ちに町又は警察官、自衛官若しくは消防職・団員に通報する。
 - (2) 救出救護活動は、救助隊及び救急隊が、資機材を活用して、組織的な人命救助・救急活動を行う。
 - (3) 救出救護活動に必要な重機等は、関係事業者の協力を得て、迅速に調達を図り、人命救出救護活動を行う。
 - (4) 傷病者の救護には、DMAT、医療関係機関、消防本部、消防団、ボランティア団体等の協力・連携のもとにあたる。

- (5) 救護活動に当たっては、現地に応急救護所を開設し、医師及び救急救命士等によるトリアージや応急手当を行う。
- (6) 傷病者の搬送は、トリアージに基づき重症者を最優先とし、救急車、ヘリコプター等で、医療機関に迅速に搬送する。
- (7) 救出作業中において遺体を発見したときは、速やかに警察官の検視及び医師の検案を受け、身元が判明し、引取人があるときは、遺族等に引き渡す。
- 2 救出救護の効率化
安否不明者の捜索を迅速に行うため、災害時の安否不明者の氏名等の公表を検討する。
- 3 活動拠点の確保
関係機関の活動拠点として総合防災受援施設設置までは打越台グラウンドを予定する。
- 4 資機材等の調達等
 - (1) 救出救護に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
 - (2) 町は、必要に応じ、当該活動を実施する機関からの協力等により、救出救護のための資機材を事前集積する。
- 5 活動の調整
 - (1) 町災害対策本部等は、関係機関が行う活動が円滑かつ効率的に行われるよう、総合調整を行う。
 - (2) 関係機関は、町災害対策本部等による総合調整の円滑化を図るため、積極的な情報提供を行うとともに、活動現場付近の適当な場所に現地調整所を設置するなどして、綿密な活動調整を行う。
- 6 惨事ストレス対策
救出救護活動を実施する各機関は、DPAT の指導に基づき、適時の交代・休養及びカウンセリングの実施等により、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第 3 節 関係機関への協力要請

救出救護活動に当たり、消防本部のみで救出が困難な場合は、速やかに府山城広域振興局、木津警察署、その他隣接市町等に協力を要請するとともに、必要に応じ自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣を要請する。これら関係機関の連携・協力のもとに活動にあたる。

第 4 節 災害救助法による救出

- 1 費用の限度
舟艇、その他救出のための機械器具等の借上費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費
- 2 救出の期間
災害発生の日から 3 日以内

第 18 章 障害物除去計画

(事業部、危機管理室、関係各機関)

災害により堆積した土砂、木材等の障害物を除去し、日常生活の支障を取り除くとともに交通路を確保し、必要物資の輸送を円滑ならしめるなど、災害の応急対策に資する。

第 1 節 道路上の障害物除去

災害時には、道路上に放置された自動車、道路へ倒壊した建物、倒れた電柱や看板、ガラス等の落下物によって、道路がふさがれることが予想される。したがって、緊急車両の通行をの確保、救出救護の応急対策の実施及び緊急物資等の輸送等を可能にするための道路上の障害物を除去する。この際、町は木津警察署の他、道路管理者である京都国道事務所、山城南土木事務所との連携を重視する。

- 1 指定されている以下の緊急輸送路について障害物除去を最優先して行う。
 - (1) 広域路線
事前に定められた道路の重要度を考慮した緊急輸送路、緊急啓開路線
 - (2) 町域内路線
事前に定められた物資の供給、廃棄物収集等の町内の緊急輸送ルート
- 2 町は緊急車両の通行に要する上下各 1 車線の交通路を確保ため、管理区分にしたがって障害

物除去を要請する。

- 3 道路上の障害物の除去を最優先に行う。
- 4 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
- 5 土砂等の崩壊による場合は、町道は町長が行うものとし、国、府が管理する道路についてはそれぞれの関係機関に速やかに連絡しその除去を要請する。除去の方法は崩壊の程度に応じて、地元応援による除去又は請負による除去により実施する。
- 6 電柱、電線等公共物の倒壊による場合は、当該物件の管理者に連絡し除去を求める。
- 7 道路状況により、交通規制、う回路が必要な場合は、木津警察署と協議の上適切な措置をとる。

第2節 道路の補修

障害物の他に、舗装面の亀裂や段差、陥没、さらに橋梁取り付け部の段差などが発生し、緊急通行車両等の通行の障害となる。このため、指定された緊急輸送路における障害を的確に把握し、必要な応急補修を優先的に行う。

第3節 緊急道路啓開等協力体制

避難用道路及び緊急輸送を確保するため、各種団体との災害協定等を活用し、応急工事及び障害物除去を早急に実施する。また、必要に応じ、木津警察署等と協議し交通規制を行うとともに、住民に的確な情報提供を行う。

- 1 木津警察署及び自衛隊と協力して、強制的な障害物除去等により輸送路を確保する。
- 2 道路応急補修及び道路啓開等の協定を締結した建設業協会等に、建設機械の提供、解体・撤去及び補修作業の要請をする。

第4節 住宅関係の障害物除去（災害救助法適用の場合の基準）

倒壊及び浸水家屋等において、次のような場合、障害物除去を行う。

- 1 対象
居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態であり、かつ、自己の資力では当該障害物を除去することができない者
- 2 対象者の選定基準
障害物除去対象者の選定は町が行う。
- 3 除去対象数
町の半壊、半焼した世帯数の1割5分の範囲内
- 4 費用の限度
ロープ、スコップその他除去のため必要な機械器具の借上費、輸送費、人夫賃等とし、災害救助法施行細則に定める額の範囲内とする。
- 5 期間
災害発生の日から10日以内、町長はその結果を府へ報告する。
- 6 ボランティアの派遣
災害ボランティアセンターとの調整による。

第5節 河川の障害物除去

木津川は国が、煤谷川（府管理分）、山田川は府が行う。町は流木等障害物により河道が閉塞すると溢水のリスクが高まるため、各河川管理者との連携を重視する。

第19章 廃棄物処理計画

（健康福祉環境部）

災害時には建物の倒壊や浸水により、被災地にはごみ処理の問題が発生し、町の迅速な復旧・復興のみならず、住民の日常生活や道路交通等に大きな障害となることが考えられる。

このような事態に的確に対応するため、被災地における災害廃棄物処理等の業務を迅速適切に処理し、環境衛生の万全を期する。なお、この防災体制の整備に当たっては、関係者特に協定締結業者との連携協力を図るとともに、必要に応じ、災害廃棄物の広域処理を府に要請する。細部については「災害廃棄物処理細部計画」による。

第1節 廃棄物の収集体制

1 作業方針

作業の原則として、災害の沈静化に伴い、直ちに自治会等と協力して実施するが、災害及び道路復旧の状況に応じて必要機材、人員を増減する。ただし、町の保有機材、人員のすべてを動員してもなお、不足を生じる場合は、協定締結業者、他市町の応援及び府への必要なあつ旋要請等の措置を講じ実施する。

2 廃棄物等の収集体制

災害地の状況を調査の上、ごみ等の量、必要機材、人員等を把握するとともに、運搬及び処分等の方策については、木津川市・精華町環境組合と連絡調整の上決定する。

3 ごみ等の運搬及び処分

災害により生じたごみ以外の運搬については、災害の状況に応じて、あらかじめ関係処理施設と協議の上、受入れに万全を期す。

- (1) 処分地への収集及び運搬は自己搬入を原則とする。
- (2) 特に町長が必要と認めた場合は町が収集運搬する。

4 ごみ処理手数料の減免

(1) 一般廃棄物の収集手数料の減免範囲

精華町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和55年条例第11号）第10条の規定に基づき、次の場合に、収集手数料の減免措置を講じることができる。

- ア 災害救助法の適用を受けた地域に居住する者及びこれに準ずるものとして、災害対策本部が認めた場合
- イ その他特に町長が必要と認めた場合

(2) 減免手続き

一般廃棄物の処理手数料の減免についての手続きは、原則として環境推進課が担当するが、状況に応じて関係処理施設と協議の上、必要な措置を講じる。

(3) 産業廃棄物処理手数料の減免

産業廃棄物にかかる手数料の減免等については、府と町が協議し、その適否の判断を行い、状況に応じて減免の措置をとることができる。

第2節 がれき等処理

災害時には、建築物の焼失、浸水、倒壊等によるがれき等（コンクリート、木材、ガラス、水没量、家電、家具等）が大量に発生する。緊急道路啓開に伴って生じるがれきとあわせ、それらの処理を速やかに行う必要がある。

1 建築物等がれきの処理

建築物の倒壊、浸水により生じる量、家具、廃材等の「災害廃棄物」については、地域の状況に応じ、優先度の高いところから処理を行う。

住宅等の建築物について、全壊もしくは半壊でも修復不可能なものについては、解体処理する。

2 収集運搬

災害地の状況を調査の上、廃棄物の量、必要機材、人員等の把握に努め、木津川市・精華町環境組合と調整し収集を行う。

その際、町はがれき等について、臨時集積地を設置する。住民には、倒壊家屋等からのがれきについては、直接臨時集積地への持ち込む。

3 分別収集

災害廃棄物は、分別収集を徹底とする。

自己搬入する場合も同様に、可燃性ごみ・不燃性ごみを分別して搬入するように呼びかける。

4 処 理

収集した災害廃棄物の処理については、木津川市・精華町環境組合との連絡調整のもとに行う。産業廃棄物にかかる手数料の減免等については、その適否の判断を行い、状況に応じて減免の措置をとることができる。

5 仮 置 き

廃棄物処理を円滑に実施するため、廃棄物の一時仮置き場を当面の間、打越台とする。

6 応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつ旋要請等の処置を講じる。

第3節 生活ごみ処理

災害時に発生するごみとしては、避難所をはじめとする住民の生活活動から生じる生活ごみがあり、被災地の環境衛生の面からも適正に処理する。特に腐敗性の高い生ごみについては、被災地の防疫上からも早急に収集する必要がある。

1 収集運搬

避難所及び被災地の必要な場所に生活ごみの置場所を指定し、自治会等との協議のうえ、木津川市・精華町環境組合と調整し収集を行う。

2 分別収集

生活ごみも分別収集とし、住民には可燃性ごみ、不燃性ごみ（資源ごみ）、粗大ごみ、有害ごみの分別の呼びかけを徹底する。

3 処 理

生活ごみのうち生ごみについては、早急に処理する必要があるため、優先して焼却処理する。

4 応援要請

廃棄物処理能力に不足が生じる場合は、他市町の応援及び府への必要なあつ旋要請等の処置を講じる。

第4節 処理施設等の現況

処理施設等の現況は、資料 5-22 に示すとおりである。

資料 5-22 し尿・ごみ処理施設、し尿収集車一覧

第20章 文教対策計画

（教育部、健康福祉環境部、危機管理室）

災害発生時における児童、生徒等の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、学校等における災害予防、応急対策について万全を期す必要がある。

したがって、災害時の文教対策について、情報の収集・伝達、学校等の安全対策、教育に関する応急措置、学校等における保健衛生及び危険物等の保安、被災者の救護活動への連携・協力を確実に実施する。

第1節 実施責任者

- 1 府立学校、その他の教育機関については府教育長
- 2 町立学校及び保育所については町長
- 3 私立学校等については当該学校の長、園長及び保育所・保育施設については当該保育所等の長（以下「校長等」という。）
- 4 町に対する指導助言は府教育長

第2節 情報の収集・伝達

1 発災情報の把握

災害が発生するおそれがある時点から、気象官署その他関係機関との緊密な連絡を保ち、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報にも留意し、気象及び災害情報の収集に努める。

2 被害情報の収集・伝達

災害の規模・程度に応じ、迅速に情報収集に関する態勢をとり、被害情報について被災地域の学校等から必要な情報を収集する。

情報の収集は発災後、できるだけ迅速に行い、順次精度を上げるよう努め、学校等において、災害に対する所要の応急措置が講じられるよう必要な情報の伝達を行う。

災害により固定電話、ファクシミリ等の通信が途絶した場合、無線 LAN システムや携帯電話、電子メール等の通信機器のほか、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報など、必要に応じあらゆる手段での情報の収集・伝達に努める。

第3節 施設・設備の緊急点検等

災害発生後、二次災害の防止や教育活動再開等のため、学校等において施設・設備の緊急点検及び巡視を実施するとともに、被災により教育の実施が困難となった場合、必要な応急措置を講

じる。また、すみやかに被害状況等を報告し、必要に応じ、重要な教材・教具、書類等の損失、損傷を防護し、安全な箇所への移動等適切な措置を講じる。

第4節 学校等における安全対策

在校中（放課後児童クラブ時を含む。）に災害が発生するおそれがある場合は、予測される災害の規模等を勘案し、園児、児童、生徒等の安全を確保するため、次のような対応をとる。

- 1 学校等の施設管理者は、園児、児童、生徒等に対して次の措置を講ずる。
 - (1) 園児、児童、生徒等は、災害の状況に応じ、安全な場所に避難させた後、保護者等と連絡をとり安全・確実に引き渡するとともに、保護者の安全にも十分に留意する。
 - (2) 保護者等に引き渡すことが出来ない場合は、学校等で保護をする。
 - (3) 保育所が妊産婦乳幼児家族指定避難所になる場合は、保育所は家族と合流するまで保育園児をそのまま保護する。
 - (4) 学校等の施設管理者は、避難誘導等の状況を教育委員会を通じて、保育所長は子育て支援課を通じて災害対策本部等へ速やかに報告する。
- 2 保護者への対応
発災時の学校等の対応について、理解と協力を求める。
- 3 対応マニュアルの作成
上記の内容の他、災害発生時の対応について「対応マニュアル」を作成し教職員にて徹底する。

在校時以外に災害が発生した場合は、園児、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。

第5節 教育に関する応急措置

- 1 休校、登下校の措置
 - (1) 授業開始後の措置
気象警報のうち暴風、大雨、洪水警報（以下「警報」という）が発令された場合、状況判断の上、校長等は速やかに休校措置をとる。
また、警報発令前において災害が発生し、又は発生が予想される場合は、校長等の判断により町教育委員会もしくは子育て支援課と協議し、必要に応じて休校措置をとる。なお、帰宅させる場合は気象状況、災害の状況等を十分に把握し、児童、生徒の生命の安全について万全を期する。
 - (2) 登校前の措置
午前7時現在において、警報の発令があった場合は、校長等は、児童、生徒を自宅待機させ、中学校においては午前11時00分までに、小学校以下においては午前10時00分までに警報が解除されたときは、安全に注意した上、速やかに登校させる。この場合においては、各学校の定める緊急連絡網に基づき、児童、生徒等の保護者に連絡の徹底を図る。
 - (3) その他
状況により、弾力的な対応の必要が生じた場合には、校長会長又は学校長は町教育委員会と、保育所長は子育て支援課と協議し、決定する。
在校時以外に災害が発生した場合は、児童、生徒等及び保護者に関する安否の確認等を速やかに実施する。
- 2 学校施設の確保等
 - (1) 復旧が長期にわたる見込の場合には、事情に即し児童、生徒の登校の安全を考慮した上で、できる限り授業の確保に努め、校舎等破損の場合はその状況に応じて、附属施設、近隣の公共施設、隣接校の余剰教室等を利用する。
 - (2) 復旧の上は、事後における教育計画を変更するなど、年間授業時間の確保、学習意欲の回復等に努める。
- 3 応急保育の実施
 - (1) 保育所長は、職員を掌握して各保育所の整理を行い、保育園児の被災状況を調査し、復旧体制に努める。
 - (2) 健康福祉環境部長は、情報及び指令の伝達について万全の措置を講じるものとし、保育所長は、その指示事項の徹底を図る。

- (3) 応急保育計画に基づき、受入れ可能な保育園児は、各保育所において、保育する。また、被災により通園できない保育園児については、地域ごとの実情を把握する。
- (4) 避難所等として保育所を提供したため、長期間保育所として使用ができないときは、災害対策本部と協議して、他の保育所に依頼する等早期に保育が再開できるよう措置する。
- (5) 保育所長は、災害の推移を把握し、平常保育に戻るよう努め、その時期を早急に保護者へ連絡する。

4 応急教育の実施

公立学校は本項に従い、私立学校については、府の指導の下で応急教育を行う。

- (1) 災害時には、学校長は準備した応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- (2) 災害の様態によって、通常の教育が実施できない場合、学校長は町教育委員会と協議し、応急教育計画を決定し、その計画を速やかに保護者及び児童生徒に周知徹底を図る。
- (3) 学校長は、災害の推移を把握し、町教育委員会と緊密に連絡の上、平常授業に戻すように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

5 実施者の確保

教職員の被災に伴う補充は、与えられた権限内において、府教育委員会の指導助言を得て町教育委員会が措置する。

6 学用品の調達並びに支給

災害により住家に被害を受け、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある児童・生徒に対し、被災の実情に応じ、次の規定にしたがって教科書、文房具、通学用品を支給する。

(1) 災害救助法が適用された場合

学校教育課は、町立学校について、これを調査し、必要あると認定された学用品について調達支給する。災害救助法による学用品の給与基準は次のとおりである。

なお、町立学校以外の公立学校（独立行政法人が設置する学校を含む。以下同じ。）及び私立学校については、府が補給必要冊数をまとめ、京都府教科図書販売株式会社に補給を依頼し、教科書を補給、配分を実施する。

ア 対象

住家が全壊（焼）、半壊（焼）、流失又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学校生徒を含む。）

イ 学用品の品目及び費用の限度

- (ア) 教科書（教材を含む）・・・実費
- (イ) 文房具・・・災害救助法施行細則に定める額以内
- (ウ) 通学用品・・・文房具と同様

ウ 期間

- (ア) 教科書・・・災害発生の日から1カ月以内
- (イ) 文房具及び通学用品・・・災害発生の日から15日以内
- (ウ) 災害救助法が適用されない場合

教育長（学校教育課）が各学校等の教科書の喪失き損の状況を調査する。

その報告に基づき、補給する必要のある冊数をまとめて、府山城教育局を経て府教育委員会へ補給について必要な要請をする。

なお、給与の費用期間等については、災害救助法が適用された場合に準じて行う。

7 給食の措置

学校給食物資の確保及び応急的な給食の実施については、公益財団法人京都府学校給食会等と協議し、以下の措置を講じる。

- (1) 学校給食施設、設備及び給食物資納入業者の被害状況を調査し、完全給食の実施が困難な場合は、調理を要しない食品等による応急措置をとるとともに必要に応じて学校給食を中止する。
- (2) 被害状況が判明した後において、具体的な復旧対策をたて、速やかに実施する。

8 児童、生徒等の健康管理

被災した児童、生徒等に対し、保健指導やカウンセリング等を実施し、健康の保持、心のケ

ア等を行う。また、必要に応じて健康診断を実施する。

9 児童生徒等の転入学に関する措置

被災地から一時的に転校する児童生徒等に対し、災害の状況等に応じ、速やかに転入学の受入れ及び教科書、学用品等の支給が行われるよう必要な措置を講じる。

10 卒業、入学試験、就職活動に関する措置

教育に関する応急措置の期間が卒業、入学試験、就職活動等の時期に及ぶ場合は、必要に応じてその円滑な実施のため適切な措置を講じる。

第6節 学校等における保健衛生及び危険物等の保安

1 保健衛生

災害発生時における児童生徒等及び教職員等の保健衛生に留意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び感染症の予防等の措置並びにそれらに必要な防疫用薬剤及び機材の確保が適切に行われるよう努める。

2 危険物等の保安

学校等において管理する電気、ガス（高圧ガスを含む）、危険薬品、アルコール、石油その他の危険物の災害発生時における保安のため、管理上必要な措置を講じる。

第7節 被災者の救護活動への連携・協力

学校等が指定避難所やボランティアの活動拠点となる場合は、災害対策本部と連携を図り、次の対応をとる。

1 指定避難場所の開設

校長等施設管理者は、学校教育課もしくは子育て支援課と互いに協力して、まず指定避難場所及び妊産婦乳幼児家族指定避難所を開設する。指定避難場所として使用する施設は、原則として学校教育等に支障が生じない範囲とするも避難者の状況に応じ柔軟に対応する。

2 指定避難所への移行

発災後3日以内を目安に指定避難所へ体制を移行する。この場合、長期にわたる可能性があるので学校教育のための使用を優先する。

3 教職員等の協力

指定避難所及び妊産婦乳幼児家族指定避難所の運営については、あらかじめ作成した避難所運営マニュアルに従う。その運用にあたり、教職員等は最大限の協力をしなければならない。

4 長期避難

できる限り授業及び保育の早期確保に努めることを原則とし、長期避難に対してはあらかじめ作成したマニュアルに従う。

5 給食施設の提供

校長等施設管理者は、災害対策本部の要請に従い、炊き出しに際して給食施設の提供を行う。

第21章 輸送計画

（総務課、危機管理室、事業部、関係各機関）

災害時の応急対策活動において、被災者、応急対策要員及び救援物資の緊急な移送及び輸送は、情報の収集・伝達と並んであらゆる応急対策活動の基幹をなすものであり、輸送手段や輸送拠点の確保に万全を期す。

第1節 実施責任者

災害時における輸送力の確保措置は、災害対策本部（危機管理室等）において行う。ただし、災害が激甚のため災害対策本部で確保することが困難な場合は、関係機関の応援を求めて実施する。

第2節 輸送及び移送の方法

輸送及び移送は、被害の状況及び地形等により判断し、次のうちの最も適切な方法により行う。

- (1) トラック、バス、自動車等
- (2) 鉄道等
- (3) ヘリコプター・航空機等
- (4) 作業員等

第3節 災害時における輸送方法

1 緊急輸送の対象

町が実施する緊急輸送の範囲は次のとおりとする。

- (1) 被災者（特に車両非保有者）
- (2) 医療、救助、通信等の応急措置に必要な要員、資器材等
- (3) 飲料水、食料、生活必需品等
- (4) 救援物資等
- (5) 応急復旧に係る要員、資器材等（特にライフラインの回復）

2 優先順位

- (1) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送
- (2) 災害の拡大防止のために必要な輸送
- (3) (1)、(2) 以外の災害応急対策のために必要な輸送

3 輸送方法

災害発生後の時間経過にしたがって、交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するため、それらを検討の上で緊急輸送を実施する。なお、緊急輸送の実施においては、陸上輸送を原則とする。

(1) 浸水被害発生後 24 時間程度まで

浸水被害発生後 24 時間程度の間は、道路交通の機能が十分に回復していないことが予想されるため、人命救助の観点から、次の順序で輸送を行う。

ア 逃げ遅れた被災者

イ 消防車両、消防職員・団員、救急救助隊員及びその活動に必要な資器材、医療スタッフ及び医療資器材の通行及び輸送

ウ 緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧のための物資の輸送及び要員の被災地への通行

エ 被災者への飲料水・食料・毛布等の生活必需品等の救援物資の輸送。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要なとされる物資の輸送、要員の通行

(2) 浸水被害発生後 3 日程度まで

浸水被害発生後 2 日目からは、道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、応急対策に必要な物資等への輸送へ切り替える。

(1) で示した輸送体制を最優先させるが、それに加えて、避難者に対する救援物資の輸送や傷病者や被災者の被災地外への輸送等の応急対策を目的とする車両等の通行を認める。

(3) 浸水被害発生後 4 日目を以降

道路交通機能の安定が想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行する。

なお、町の確保する食料、飲料水、生活必需品等の物資及び府を含めた町外からの支援救助物資等は、集積拠点（防災受援センター）に集積し、配分を行ったのちに各地区の指定避難所等に輸送する。

第4節 輸送力の確保

1 公用自動車等の配車

公用自動車等の配車計画については総務課が行うこととし、配車要領の細部内容については災害対策本部各課活動計画において定める。

なお、公用自動車等一覧表は、資料 5-25 のとおりである。

資料 5-25 町役場公用車一覧

2 自動車等の借上げ

町所有のものを使用してもなお不足する場合は、関係機関又は民間の自動車等を使用又は借上げる。この場合借上げ手続き、その他必要事項は危機管理室において措置するが、おおむね次の事項を明示して要請する。

- (1) 輸送（移送）区間及び借上げ期間
- (2) 移送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数

- (4) 集合場所及び日時
- (5) その他必要事項

3 その他の手段による輸送

災害の状況により、車両、ヘリコプター、舟艇等により輸送手段が講じられない場合、若しくは辺地あるいは孤立予想地域に対する物資等の輸送については、必要に応じて人力による輸送を行う。また、車両、単車、自転車等の確保体制を確立する。

(1) 物資輸送用トラック等の確保

トラック協会等と協定を締結し、災害時の運用体制について連絡体制を強化する。また、町内輸送業者等との連携協力体制を整備する。

(2) 要員輸送用車両等の確保

災害対策要員の輸送手段の確保のため、路線バス事業者の臨時活用方策を検討する。また、関係業者等との連携協力により、緊急調達体制の整備を図る。

(3) 単車・自転車・リヤカー等の確保

大規模災害時には道路機能の麻痺により、特に狭い道路での車両の通行が困難になるおそれがあるため、地域でのきめこまかな情報伝達、物資の配給が行えるよう、単車、自転車、リヤカー等の確保及び調達体制の整備を図る。

(4) 負傷者、死亡者輸送用車両の確保

災害による負傷者、死亡者の輸送のため、関係団体との連携協力体制の整備を図る。

第5節 輸送力確保についての協力要請

1 人員輸送

被災者を避難させる必要が生じた場合は、原則として被災者自ら避難する。状況により町が輸送を実施する。

ただし、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、府が、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請する。

なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がなく、要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があると認めるときに限り、当該輸送を行うべきことを指示する。

2 輸送機関等の協力

JR及び私鉄等は、車両の増発等を行って町の援助活動に協力する。

危機管理室においては、救助物資等の輸送の万全を期するため、災害の状況に応じて、次に掲げる関係機関に対し、連絡又は必要な措置を講ずるよう、協力を要請する。

- (1) 西日本旅客鉄道株式会社（長尾駅）
- (2) 近畿日本鉄道株式会社（新田辺駅）
- (3) 奈良交通株式会社（本社）
- (4) その他の民間運送機関

第6節 航空機等による輸送、移送

地上輸送、移送がすべて不可能な場合及び緊急を要する場合は、直ちに府山城広域振興局長を通じもしくは京都府広域消防相互応援協定に基づき航空機の要請を行う。

なお、災害時のヘリコプター発着予定場所は、表のとおりとするが、避難状況等に応じて小・中学校グラウンドなども活用する。

- ① 発着地点に石灰で ○H を描き、地点を明示する。
- ② 地点で煙をたて風向をはっきりさせる。
- ③ 夜間は投光等により発着地点を標示する。

表 ヘリコプター発着予定場所

名称	所在地	連絡先	座標	面積 (㎡)	標高 (m)
打越台 グラウンド	北稲八間 小字打越	(昼) 95-1907 (生涯学習課)	E135° 46' 27" N34° 46' 06"	11,382	71.3
株式会社 けいはんな ヘリポート	光台1丁目 7番地	(昼) 95-5111 (総務部) (夜) 95-5000 (セキュリティ室)	E135° 45' 53" N34° 44' 41"	289	167.6

第7節 緊急通行車両の取扱い

1 確認の申請

町は緊急通行車両の確認申請が必要になった場合は、木津警察署長に、緊急通行車両確認申請書(資料4-38)及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う事務又は業務内容を疎明する書類(輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)を提出し、確認証明書の交付を受ける。

資料4-38 緊急通行車両等確認申請書

2 事前届出車両の確認申請

緊急通行車両の事前届出制度により、あらかじめ届出済証(資料4-42)の交付を受けている車両については、次の手続きにより確認申請を行う。

- (1) 木津警察署は、確認申請があった場合は、他に優先して再確認を行う。この場合において、必要な審査は省略する。
- (2) 町は、確認申請においては、届出済証を提出し、緊急通行車両確認証明書に必要事項を記載することにより手続きを行う。

資料4-42 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両事前届出済書

第8節 災害救助法による輸送基準

1 対象

被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救助用物資の整理配分のための輸送に要する経費

2 費用の限度

当該地域における実費

3 期間

当該救助の実施が認められる期間以内

第22章 交通規制計画

(木津警察署、危機管理室、総務課、消防本部)

災害時には、さまざまな社会的混乱や道路交通の混乱の発生が予測されるため、避難誘導、負傷者の搬送、応急資機材及び食料品の搬入など救援・救護のための緊急通行車両等がスムーズに通行できるよう交通規制の実施が必要である。

災害時の交通の安全と円滑の確保は、被害を最小限に抑える上からも重要であるため、交通規制により避難行動、消火活動、救出救護活動、負傷者の搬送、緊急物資及び食料の輸送などの迅速化を図る。

1 交通規制の実施

山城南土木事務所、各道路管理者より伝達される道路及び交通の災害情報等に基づき、以下の対策を実施する。

(1) 緊急交通路の確保

府公安委員会の指示により道路区間指定が行われる場合、道路区間指定の周知を行うとともに、指定された道路における緊急通行車両等のスムーズな通行のため、支障となる車両の運転者等に対し、車両等の移動を指示し、車両を移動させる。また、木津警察署に対して、これら道路区間への一般車両の進入を規制する等の交通規制の実施を要請する。

(2) 交通規制等

災害発生直後、木津警察署長は災害対策基本法に基づく交通規制が実施されるまでの間、

一般車両の被災地への流入を防ぐための交通規制を実施する。また、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、当該現場に警察官がいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、それぞれの運転する緊急通行車両等の通行を確保するために必要な措置をとることができる。

表 異常気象時における道路規制基準

道路種別	路線名	規制基準（降雨）	
		通行規制	通行止
一般有料道路	京奈和自動車道 (田辺西～木津)	計測震度4.0以上4.5未満	計測震度4.5以上
		連続雨量 50mm以上	連続雨量 100mm以上

※連続雨量：1. 降り始めてから、降り終わるまでの累計降雨量とする。

2. 雨量が3時間以上とぎれずに降り続いた場合には、連続降雨量として扱う。

なお、途中時間雨量2mm以下の状態が6時間以上継続した場合は、連続雨量としない。

2 一般社団法人京都府警備業協会との協力

町は、応援要請により派遣された一般社団法人京都府警備業協会に対し、一般車両の交通規制を行う木津警察署との連携を要請する。

3 広報活動

企画調整課は被災者及び一般住民に対して、被災地の交通状況や規制の状況について、報道機関等を通じて迅速な広報活動を行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、一般車両の被災地への運行を抑制するため、被災地の交通状況、交通規制の状況等についての広報を要請する。

(2) 被災地における広報

被災地における通行車両の運転者等に対し、交通規制の情報を広報して、車両運行の抑制、協力を依頼する。

第23章 災害警備計画

(木津警察署、危機管理室、消防本部、消防団)

1 災害警備の基本方針

災害発生後、被災地域等においては災害に便乗した犯罪が発生するなど、社会的な混乱が生じることが予想される。それらの混乱を防止するため、速やかに実態を把握し、的確な情勢判断のもとに初動体制を確立し、必要に応じて木津警察署に、必要な警備体制を維持するための協力を要請する。

2 防災関係機関の活動

町、木津警察署及び消防本部等防災関係機関は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行いながら、次の警備措置と活動を行う。

(1) 被害実態の把握

(2) 被災者の救出救助及び行方不明者の捜索

(3) 住民等の避難誘導

(4) 遺体の検視、死体調査、身元確認

(5) 遺族への対応

(6) 避難道路及び緊急交通路の確保等、被災地及びその周辺における交通規制

(7) 緊急交通路の確保

(8) 被災地及び避難場所、避難所等に対する警戒活動

(9) 被災地等における犯罪の予防及び取締り

(10) 災害に関する広報活動

(11) 防災関係機関による災害応急対策及び復旧活動に対する協力

(12) その他災害警備に必要な警察活動

第24章 危険物等応急対策計画

(危機管理室、消防本部)

危険物、火薬類、ガス類、毒物劇薬及び原子力以外の放射性物質等の災害に際しては住民の生命、身体及び財産を保護するために関係機関は相互に緊密な連絡をとり活動を開始し被害の拡大防止軽減に努める。

1 危険物製造所等応急措置計画

危険物製造所等での危険物の流出または火災等災害に発生に際しては、その施設の責任者、消防本部と連携を密にし、被害の拡大防止等の総合的な応急対策を実施し、当該施設の関係者及び付近住民の安全を確保するため次の措置をとる。

- (1) 消防機関への通報
- (2) 危険物の流出、延焼防止及び二次災害の誘発防止
- (3) 付近住民等に対する広報活動
- (4) 立ち入り禁止区域の設定、火気の使用禁止および交通規制
- (5) 避難誘導及び群衆整理
- (6) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (7) 危険物火災の特性に応じた消防活動
- (8) 危険物の除去

2 火薬類保管施設応急措置計画

火薬類を取り扱っている場所付近に火災が発生し、貯蔵または取り扱い中の火薬類に引火爆発の恐れがある場合は、その施設の責任者、関係防災機関等と連携を密にして、速やかに火薬類を安全な場所に移動させる措置をとるとともに、関係者以外の立ち入りを禁止する。この際、火薬類を移動させる暇がない場合は、火薬類の爆発等により危害の及ぶおそれがある区域を警戒区域として設定し、延焼防止に当たるとともに、住民の避難、立ち入り禁止など、警備上必要な措置をとる。なお、火災が発生した場合は、関係防災機関と連携し、状況に応じて次の措置をとる。

- (1) 在置火薬類に関する情報収集
- (2) 消火活動
- (3) 注水その他の延焼防止活動
- (4) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (5) 警戒区域の設定及び交通規制
- (6) 飛散火薬類等の検索改修
- (7) 二次爆発の防止

3 高圧ガス貯蔵施設応急措置計画

災害の規模及び態様、地形、建築物の状況、高圧ガスの種類およびお数量、気象条件を考慮し、施設の管理者、消防その他の防災機関、京都府高圧ガス地域防災協議会指定事業所と連携を密にして迅速かつ適切な措置をとる。なお、爆発、火災または可燃性もしくは支燃性のガスの漏えいが発生した場合は、状況に応じて次の措置を講じる。

- (1) 京都府高圧ガス地域防災協議会指定事業所への出動要請
- (2) 高圧ガス設備運転の緊急停止及び重点容器等の安全な場所への移動
- (3) ガス漏えい状況及び流動範囲の確認
- (4) 漏えい防止作業
- (5) 注水及び消火活動
- (6) 付近住民等に対する広報活動
- (7) 立ち入り禁止区域の設定、火気の使用禁止および交通規制
- (8) 避難誘導及び群衆整理
- (9) 負傷者の救助、応急手当及び搬送
- (10) 応急措置に必要な資機材の緊急輸送路の確保
- (11) 引火性、発火性または爆発性物質の移動

4 毒物劇物保管施設応急措置計画

府山城南保健所が行う。町は協力する。

5 原子力以外の放射性物質応急対策

原子力以外の放射性物質の放射線障害が発生した場合は、これを取り扱う施設の責任者に、

直ちに関係防災機関に通報させるとともに、施設の責任者及び関係防災機関は、次の応急措置を講じる。

- (1) 放射線量の測定
- (2) 危険区域の設定と立ち入り禁止制限
- (3) 危険区域内住民の退避措置
- (4) 被爆者等の救出、救護
- (5) 交通規制と群衆整理
- (6) 人心安定のための広報活動
- (7) その他災害の状況に応じた必要な措置

第 25 章 鉄道施設応急対策計画

(危機管理室、消防本部)

災害時は、人命の安全を図り、輸送の確保を図るため、迅速かつ適切な応急措置を講ずることが必要である。

西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社は、それぞれの定める防災業務計画に基づき、旅客の救護を第一とし、関係機関と緊密な連絡をとって、被害の拡大防止、適切な情報開示、輸送業務の早期復旧を図る。

1 災害応急対策

各鉄道会社が、各社の防災計画に沿って行動するとともに、自衛隊、消防本部、木津警察署、町、医療機関等と緊密に連絡をとり、連携した応急対策を行う。

2 復旧対策

関係機関と連携のもとに、緊急輸送路等を考慮し、早期再開が行えるよう作成された復旧計画のもとに取り組む。

第 26 章 通信・放送施設応急対策計画

(危機管理室)

第 1 節 通信施設応急対策計画

(西日本電信電話株式会社、携帯電話各会社)

災害時における電気通信施設の保全及び被害の復旧は、西日本電信電話株式会社の災害対策規程に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。また、災害により、電気通信施設が被災した場合、社会的混乱を招き、応急活動にも大きな影響を与えるため、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社と連絡を密にとり、復旧活動を実施する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

1 情報収集

町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社に情報を提供する。同時に西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2 災害時の活動

西日本電信電話株式会社及び携帯電話各会社は、災害により電気通信施設が被災した場合に、通信回線並びに電波発信装置に応急措置を講じるとともに、局舎の応急復旧及び中継所の仮設等の対策を行う。

3 情報伝達

町及び西日本電信電話株式会社、携帯電話各会社は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を防災行政無線、新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

4 復旧対策

次表に定められた優先順位に従って復旧対策を行う。

表 回線の復旧順位

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、医療機関、輸送機関、通信機関、電力機関
第2順位	ガス・水道機関、選挙管理機関、金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、第1順位以外の国、地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第2節 放送施設応急対策計画

(日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都)

災害時における放送施設の保全及び被害の復旧は、日本放送協会京都放送局、株式会社京都放送、株式会社 KCN 京都の災害対策規程に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。

放送施設は、災害時における情報伝達の上からも、重要な役割を果たすため、町においても、緊密に連絡をとり、連携した復旧対策を行う。

第27章 電気・ガス・上下水道施設応急対策計画

(上下水道部、企画調整課、事業部、関係各機関)

電気、水道、ガス、通信等のライフラインは、日常の生活と密着しており、災害による機能の停止は、生活機能及び地域の産業活動そのものの麻痺をもたらすおそれがある。

迅速なライフラインの復旧が生活基盤の安定につながることも、ライフライン施設等の応急復旧対策を迅速に図っていく必要がある。

町は必要に応じて、電気、ガス、通信等のライフライン業者と応急復旧対策において、効率的なライフラインの復旧が図れるよう統合的な調整を行うとともに拠点を提供する。

第1節 電気施設

(関西電力送配電株式会社)

災害時における電気施設の保全及び被害の復旧は、関西電力送配電株式会社の災害対策規程に定めるところに従い、迅速に復旧対策を行う。

災害により、電気施設が被災した場合、二次災害を防止し、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。町は関西電力送配電株式会社と連絡を密にとり、復旧活動を支援する。必要な情報は、互いに共有を図り、相互の情報交換を行う。

また、広域的な停電に際しては、府及び関係各機関との連携を図る。

1 情報収集

町職員による現地被害調査、住民からの情報を収集し、関西電力送配電株式会社に情報を提供する。同時に関西電力送配電株式会社からも、収集している情報を入手する。

本部事務局は、関係各課・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行う。

2 災害前の対策

(1) 設備の予防強化

洪水等の被害より防護するため諸施設の災害予防について対策を講ずる。

発電機、送配電設備の工事中又は仮工事実施中のものは速やかに本工事を完了するほか、予防措置を講ずる通信設備については予備電源装置の試運転、燃料冷水の補給等を行う。

(2) 工具・機動力・資材等の整備確認

工具・車両・舟艇・ヘリコプター等を整備又は手配し、応急出動に備えるとともに手持資材の確認、応急資材の確保に努める。

(3) 人員の確保、連絡の徹底

非常災害時における編成に基づき、動員体制を確認するとともに連絡方法を再確認する。請負契約に基づく社外応援を準備し、復旧要員の確保を図る。災害の規模に応じて隣接電力会社との相互協力体制を確立する。

3 災害時の活動

関西電力送配電株式会社は、災害時においても、原則として送電する。建物倒壊等により漏電による危険があり、事故を拡大するおそれがあるときは送電の停止等の適切な危険予防措置

をとる。顧客サービス及び治安維持上から送電可能な範囲で送電を継続する。

電気施設が被災し、運転不能が予測される場合は運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。

4 情報伝達

町及び関西電力送配電株式会社は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、インターネット、広報車等を通して伝達する。

5 復旧対策

関西電力送配電株式会社は、被害状況に基づいて復旧計画を策定する。各施設の復旧は、原則としてあらかじめ定められた優先順位に基づくが、被害状況や復旧の難易度等考慮し、供給上効果が大きいものから行う。

表 復旧の復旧順位

第1順位	町役場、消防本部、木津警察署、医療機関、通信機関、福祉避難所、高齢者等指定避難所、妊産婦乳幼児家族指定避難所、指定避難所
第2順位	ガス・水道機関、金融機関、放送事業者、第1順位以外の国の機関
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

第2節 上水道施設

災害により、上水道施設が被災した場合、迅速に応急復旧対策を講じ、機能回復を図る。飲料水にかかわる給水に関する応急対策については、本編第13章「給水計画」に定める。

1 被害状況の把握及び伝達

町及び精華町上下水道工事事業者組合により、被害状況を速やかに調査し、関係機関に伝達する。

本部事務局は、関係各課・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況の把握を行い、関係機関に迅速に伝達する。

2 復旧対策

町は、各施設の被害状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況に基づく復旧計画を策定し、管路の被害に対しては、迅速に給水を再開できるよう応急措置を講じ、特に、浄水機能に大きな支障をきたす取水、導水の被害は、最優先して復旧を行う。

優先順位として、水源より浄水場並びに配水池に至る導水管、ポンプ設備等の復旧を最優先とし、ついで配水本管及び配水支管等の順とする。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・下水道管理者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請等

町は、人員、資機材が不足する場合は、速やかに精華町上下水道工事事業者組合、精華町建設業協会及び相互応援協定等に基づき隣接市町の応援を要請し、水道事業者等間の連携が図れるよう調整を行うとともに、必要に応じて広域的な支援について要請を行う。

4 災害広報

町及び水道事業者等は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、ホームページ、SNS、広報車等を通して住民へ伝達する。

第3節 下水道施設

下水道管及び処理施設の被害を早急に把握するとともに、速やかに復旧し、未処理下水の河川への流入を防止する。

1 被害状況の把握及び伝達

町及び精華町上下水道工事事業者組合により管渠、ポンプ場及び処理場の各施設の被害状況の把握を速やかに行う。

本部事務局は、関係各部・各機関から被害状況、復旧情報等を入手し、総合的な被害状況把握を行い、関係機関に迅速に伝達する。

2 復旧対策

町は、各施設の被害状況に基づく復旧計画を策定し、災害による機能障害の内容、被害の原因を分析し、管渠及びポンプ場の被害に対しては、汚水、雨水の疎通に支障のないように、必要な応急措置を講じる。また、処理場に被害が生じて処理機能が低下した場合には、府に処理機能の早期回復を要請する。

なお、復旧にあたっては、道路管理者、ガス・水道事業者等との協同に配慮するとともに、災害時の的確な対応を図る。

3 支援要請

町は、被害状況により、不足する資器材について早急に発注手配するとともに、精華町建設業協会、精華町上下水道工事事業者組合や隣接市町へ応援の要請を行い、広域的な被害が発生した場合、応急復旧に必要な支援要員、資機材等の提供・調達について、下水道管理者等間の連携が図れるよう調整を行う。

4 災害広報

町は、被害状況や詳細な復旧情報（いつまでに、どこの地区で、どの程度）等を新聞、ラジオ、ホームページ、SNS、広報車等を通して住民へ伝達し、生活排水に関する不安を解消するよう努め、必要に応じて、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所等の使用を停止するよう周知する。

第4節 ガス施設

（大阪ガス株式会社、一般社団法人京都府LPガス協会）

1 基本方針

ガス施設に被害が発生した場合、ガス漏えいによる二次災害の防止等安全の確保を最重点とし、ガス施設の応急復旧を迅速に行い、ガスの供給を確保する。

2 情報の収集伝達及び報告

(1) 気象情報の収集、伝達

気象情報を収集し、一斉無線連絡装置等により直ちに各事業所へ伝達する。気象情報システム、河川・地域総合情報システムにより気象情報を収集する。

(2) 通信連絡

ア 災害発生時に、主要事業所間の通信手段を確保するため、無線通信網の確保を図る。

イ 事業所管内の諸状況を把握するため、工作車等に陸上移動局を配置して無線連絡の確保を図る。

ウ 対策本部を設ける事務所には、停電時対策として非常電源装置を設置する。

(3) 被害状況の収集、報告

会社管内施設及び顧客施設の被害状況を収集し、専用電話等により防災関係先への緊急連絡を行う。

3 応急対策要員の確保

(1) 災害の発生が予想される場合又は、発生した場合は、社員と関連会社を対象に、待機及び非常召集に基づく動員を行う。又、迅速な出社をするために自動呼出装置を活用する。

(2) 大規模な災害により、事業者単独で対応することが困難な場合には、一般社団法人日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき、被災をまぬがれた事業者からの協力体制を活用する。

4 災害広報

災害時において混乱を防止し、被害を最小限に食い止めるため、必要があるときは、顧客及び住民に対し、災害に関する各種の情報を広報する。

5 危険防止対策

災害発生時に、ガスによる二次災害の防止と復旧活動の迅速化のため、導管網のブロック化を行う。

6 応急復旧対策

(1) 供給施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認した上で、ガスを供給再開する。

(2) 災害復旧計画の策定及び実施にあたっては、救出救護活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧

- 効果の高いものから行う。
 (3) 上記活動のための拠点を打越台に準備する。

第5節 金融機関

民生の安定を図る上からも、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整が必要である。

通貨の円滑な供給が行われるよう関係行政機関と密接に連絡をとり、金融機関の所要現金の確保を図るよう要請する。

また、金融機関の営業開始、預貯金の便宜払戻措置等については、金融機関と協力し、住民に対し迅速に周知徹底を図る。

第28章 農林関係施設応急対策

(事業部、土地改良区、施設管理者)

風雨等により農林産用施設が被災した場合に、その被害の拡大や二次災害の発生を防止し、また適切な応急措置を実施して、農林業を迅速にもとの形態に復旧する。

1 農地、農業用施設

- (1) 農地、かんがい排水施設、ため池、農業用道路等の被災状況を送球に調査し、施設の管理者に必要な応急措置をさせるとともに、復旧が早急に行われるように努める。

また、土地改良区及び農業水利団体は施設及び農地の被害状況、被害額並びに気象資料を町を通じ広域振興局を経由して速やかに府に報告する。

- (2) 出水等による被災の程度が大規模で、ため池監視システムにより周辺地域に湛水の危険があるとき判断された場合には、すみやかに関係機関と連絡をとり、二次災害の防止対策等緊急の措置をとる。
 (3) 管理施設（頭首工、揚水機場、樋門、ため池、水路等）ごとの被災状況に基づいて応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講ずる。
 (4) 近畿農政局は、災害応急対策に使用する場合次の機械を貸し出す。

ア 機械の種類

排水機（エンジン付）

イ 貸付対象

災害の応急復旧を行うもの

ウ 機械保有場所

近畿農政局土地改良技術事務所

京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地（075-641-6391）

2 林業用施設

- (1) 林地荒廃防止施設及び林道の被災状況を早急に調査し、関係機関に報告するとともに二次災害の防止対策等緊急の措置を講じる。
 (2) 被災の程度が大規模で、被害が拡大する可能性又は周辺地域に危険を及ぼす可能性がある時には、立ち入り禁止等の措置をとり、地域住民に広報して安全対策を実施する。
 (3) 施設ごとの被災状況に基づいて関係機関は応急復旧の計画を策定し、緊急性の高いものから適切な復旧対策措置を講じる。

3 治山施設

- (1) 風雨等により、堰堤、護岸工事等の治山施設や土留工等の山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けたときには、早急に現場の被災状況を点検調査し、関係隣接市、消防署、消防団、警察署等関係機関に連絡するとともに、障害物の除去等の緊急措置を実施する。
 (2) 被害の程度が甚だしく、また、雨水の浸透等により破壊が拡大し、地域住民に危険を及ぼす可能性が大きいときには、その旨を広報して必要な安全対策を講じる。
 (3) 被災状況に応じて復旧計画を策定し、民生の安定を図るため緊急性の高いものから適応急復旧対策を実施する。

第29章 労務供給計画

(総務課、関係各機関)

災害応急対策を迅速的確に実施するため、これに従事するための必要な要員の確保に努めるものとし、平常時からそのための必要な労働者を把握し、災害時に対応できる体制を確立しておく。

第1節 作業員等の雇用

調理員、土木作業、清掃作業等の特別な労力が必要なときは、作業員等を雇用する。

- 1 労務供給の範囲
 - 無技能者、有技能者（調理員、大工、左官、石工等）
- 2 労務供給の方法
 - (1) 知事に対し労務の供給を依頼する。
 - (2) 自治会等に労務供給の協力を依頼する。
 - (3) 町内登録建設業者等に土木建築技術者及び作業員供給の協力を要請する。
- 3 費用の負担
 - (1) 知事が直接供給した作業員の費用は府が負担する。
 - (2) 町が要請し供給を受けた作業員の費用は町が負担する。

第2節 災害救助法による救助実施のための作業員等の雇用範囲、その他の基準

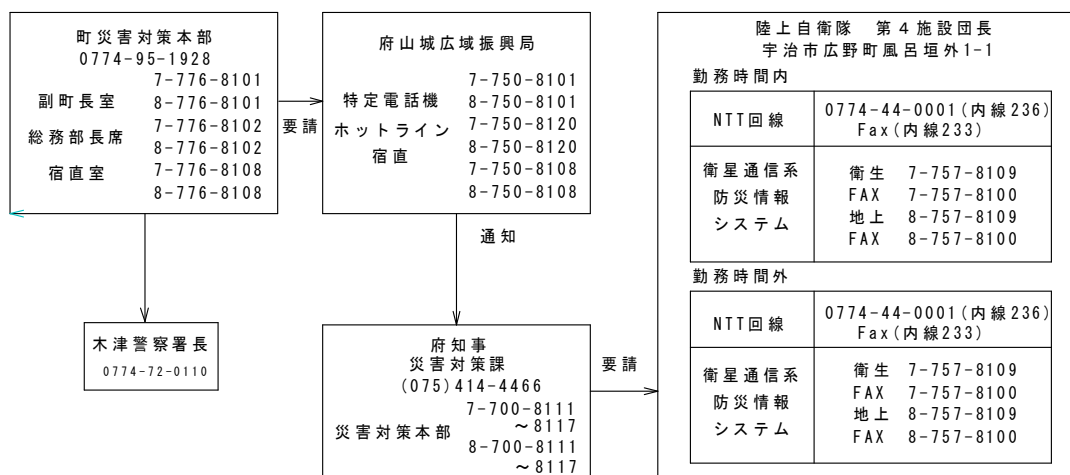
- 1 作業員等の雇用範囲
 - (1) 被災者の避難
 - (2) 医療及び助産
 - (3) 災害にかかった者の救出
 - (4) 飲料水の供給
 - (5) 遺体の捜索
 - (6) 遺体の処理
 - (7) 救助物資の整理配分
- 2 賃金の程度
 - 町内における通常の実費
- 3 雇用期間
 - 当該救助の実施が認められる期間

第30章 自衛隊災害派遣計画

(危機管理室)

- 1 災害派遣要請基準
 - (1) 町長又は災害対策本部の運用責任者あるいはその者が指示した者（以下「町長等」という）は、町域に災害が発生し、又はそのおそれがある場合で、消防本部や木津警察署等の関係機関の機能をもってしても、なお災害対策活動の万全を期し難いときは、知事に対し自衛隊の災害派遣を要請する。
 直接派遣を要請する連絡先は、陸上自衛隊第4施設団第102施設機材隊（大久保駐屯地）とする。

図 自衛隊派遣要請系統図



2 災害派遣要請要領

- (1) 町長等各機関の長が知事に自衛隊の災害派遣要請を具申しようとするときは、次の事項を明らかにした文書をもって行う。ただし、緊急を要するため文書をもってしては時機を失する場合は、口頭又は電話等によるものとし、後に速やかに文書を作成して正式に要請する。
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する期間
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項
- (2) 町長等が知事に自衛隊の派遣要請を求める場合、町長等は、その旨及び災害の状況を指定部隊等の長に通知することができる。
指定部隊等の長に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知しなければならない。
- (3) 通信の途絶等により府山城広域振興局長を通じて府知事への派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、町域に係る災害派遣担当部隊長に直接通知することができる。
この場合、町長等は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

3 災害派遣部隊の受け入れ態勢

自衛隊の派遣が決定された場合、次の受け入れ態勢を図る。

- (1) 自衛隊の宿泊施設・野営地、車両・資機材等の保管場所を調整する。
- (2) 災害派遣部隊及び府との連絡要員をおく。
- (3) 災害派遣部隊の活動に当たり、現場責任者をおき、自衛隊現地指揮官と協議し、作業を円滑に進める。
- (4) 災害派遣部隊で保有する使用可能資機材等以外の必要なものについては、町においてあらかじめ準備できるように努める。

4 撤収の要請

災害派遣部隊の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなった場合、町長等は速やかに知事に自衛隊の撤収要請の連絡をとる。

第 31 章 職員派遣要請及び町職員の派遣受援計画

(危機管理室、企画調整課、健康福祉環境部、消防本部)

大規模な災害が発生した場合、町だけでは対応が困難な場合、災害対策基本法第 29 条第 2 項及び第 30 条第 2 項に基づき、地方行政機関及び指定公共機関（以下「特定公共機関」）に対して特定公共機関の職員の派遣及び派遣のあっせんを要請する。また、同様に、災害対策基本法第 67 条に基づき、近隣市町村から応援要求があった場合、特別な理由がない限り、協力しなければならない。このため、町はいずれの場合も対応しうよう準備に万全を期す。

第 1 節 府等への職員派遣受援要請

1 派遣要請の基準

- (1) 災害対策本部事務局において、その時点又は以降に応急対策の実施が困難と判断される場合
- (2) 各部において、その時点又は以降に当該所管の業務実施が困難又は派遣を受けることにより災害対応がより有効に機能すると判断される場合
- (3) 特別な技術、知識、経験等を有する職員が不足する場合
- (4) その他本部長が派遣要請が必要と判断した場合

2 特定公共機関職員の派遣又はあっせん要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があると認めるときは、災害対策基本法第 29 条第 2 項に基づき、特定公共機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。また、災害対策基本法第 30 条第 2 項に基づき、内閣総理大臣又は京都府知事に対して当該地方行政機関及び指定公共機関の職員の派遣及び派遣のあっせんを求める。

内閣総理大臣、京都府知事または特定公共機関の長に対して、職員の派遣又はあっせんを求める場合は、次の事項を記載した文書を持って行う。

- (1) 派遣を要請（あっせん）する理由
- (2) 派遣を要請（あっせん）する職員の職種別人因数
- (3) 派遣を必要とする機関
- (4) 派遣される職員の給与その他勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

3 府職員の派遣応援要請

町長は、京都府地域防災計画第3編第39章の規定に基づき、府知事に対し所掌事務の遂行に支障がない限り適任と認める府職員の派遣について、町は要請することができる。

派遣された府職員は、概ね1週間以内の期間で、町の行う被災者の救出、障害物の除去、屋根のシート張りその他必要な災害応急・復旧応援活動及び現地における情報収集活動を支援する。

4 他市町村職員の派遣要請

関西広域連合もしくは府のあっせんに基づき、カウンターパートの市町村が示された場合、直ちに災害時相互援助協定を締結し、これに基づき職員派遣要請を行う。

第2節 町職員の応援・派遣

大規模災害時、町は府、市町村の要求に基づきもしくは独自に他市町村へ町職員を応援・派遣する。

1 京都府の要求

京都府知事は、災害対策基本法第72条第2項の規定に基づき、京都府内の市町村が実施する災害応急対策が的確に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市町村に応援を求めることができる。

2 市町村の要求

市町村長等は、災害対策基本法第68条の規定に基づき、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、他の市町村に応援を求めることができる。

3 災害時相互援助協定に基づく職員の応援・派遣

協定に基づき派遣した職員を、派遣先市町村長の指揮に入れる。

第32章 義援金品受付配分計画

（危機管理室、財政課、健康福祉環境部、住民部）

災害発生時において、府民及び被災者に寄贈される義援金品について、受け付けの便宜を図り、配分の円滑化について定める。

1 義援金

(1) 義援金配分委員会

町内に災害が発生し、日本赤十字社等からの義援金の寄贈が予想されるときには、健康福祉環境部長を中心に社会福祉課を事務局として、危機管理参事、危機管理室長、財政課長を構成員とする義援金配分委員会を設置する。同委員会は、当該災害に係る義援金の被災者への配分に関する事務を統括する。

(2) 受付機関

義援金配分委員会

(3) 受付・保管要領

義援金配分委員会は、受領した義援金を適正に保管するとともに収支を明らかにする帳簿を備え付ける。

(4) 配分

ア 義援金配分委員会は、義援金総額、被災地の被害状況等に基づき、配分基準を定める。

イ 義援金配分委員会は、定められた配分基準に基づき自治会等の代表等受入機関あてに送金する。

ウ 配分に当たっては、報道機関等の協力も得て、公平を維持し、迅速にこれを実施する。

2 義援物資

(1) 受付機関

精華町役場住民部

- (2) 受付・保管要領
精華町役場住民部は義援物資を適正に保管するとともに、物資の出納を記録する。
- (3) 配分
 - ア 町は、被災地の状況を把握し、義援物資の配分を調整する。
 - イ 町は、受領した義援物資を防災受援センターに集積する。義援物資総数を確認した後、ボランティアの支援を受けて各避難所への配分・運搬・交付を実施する。この際、迅速公平に留意する。

第 33 章 社会福祉施設応急対策計画

(危機管理室、健康福祉環境部)

社会福祉施設等の被災後の早期復旧と平常業務の早期再開に努める。

- 1 応急対策の実施
 - (1) 災害発生時においては、施設入所者等の生命の安全確保を第一義とし、各施設の災害対策規程、消防計画に基づき職員、地域住民、関係機関等の協力を得て敏速に安全な場所に避難させ、または被災状況に応じて施設入所の継続に努める。
 - (2) 通所施設にあつては、実情に応じ臨時休所（園）とする。ただし、必要に応じて要配慮者の一時的な避難場所（福祉避難所）としての活用を努める。
 - (3) 管内の社会福祉施設と連携し、被災者の受け入れと、水、食料、保健福祉サービス等が速やかに提供できる体制の確立に努める。
- 2 施設の復旧
 - (1) 町営の施設
被害状況の報告を待って復旧等について準備する。
 - (2) 私営の施設
被害状況の報告を待って法人が実施する復旧等について指導助言を行う。
 - (3) 応急援護計画
被災施設の復旧が長期にわたるおそれのある場合は、入所者等の安全を考慮し、非常災害支援協定に基づき、他の社会福祉施設の転園、在宅による援護等の実情に即した措置を行うよう、施設長に対し指導助言をする。この場合、施設長は措置の実施者との緊密な連携を図る。
 - (4) 保健管理、安全の指導
入所者の安全及び保健管理については、関係機関と緊密な連携を図り、対策の指導と助言を行う。
 - (5) 補助金及び融資
 - ア 補助金
社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
公益財団法人 J K A 臨時福祉施設の整備・運営事業等の補助金
 - イ 融資
独立行政法人福祉医療機構が行う融資
社会福祉法人京都府社会福祉協議会が行う融資

第 34 章 精華町災害支援対策本部運用計画

(危機管理室、企画調整課)

近隣市町村において、大規模な災害が発生した場合は、被災者の救援等災害支援体制をとり、応援に駆けつける。なお、災害時における相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ相互応援に関する協定などを締結する等、広域応援体制の整備に努める。

第 1 節 災害支援対策本部体制

近隣市町村において大規模な災害が発生した場合、被災者救済のため、災害支援対策本部を設置する場合がある。

- 1 災害支援対策本部の設置
町長は、近隣市町村において、大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めら

れたときは、災害活動の推進を図るため、災害支援対策本部を設置する。

- 2 災害支援対策本部の組織・運用
本編第2章の災害対策本部等の運用計画に準ずる。
- 3 災害支援対策本部の閉鎖
近隣市町村において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認められるとき、町長が災害支援対策本部を閉鎖する。

第2節 情報収集

- 1 状況把握
情報収集及び連絡調整に必要な人員を確保し、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報等を把握する。
- 2 緊急派遣チームの派遣
危機管理室を中核として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

第3節 応援の実施

- 1 応援ニーズの把握と調整
先遣隊や現地連絡員等からの情報を踏まえ、被災地のニーズを踏まえた効果的な応援が実施できるよう調整に努める。
- 2 応援内容
被災地のニーズ等を踏まえ、以下の支援を行う。
なお、人的支援の実施においては男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するよう努める。
 - (1) 救援物資の供給
 - (2) 被災地への人的支援の実施
 - (3) 被災者の町内への受入れ
 - (4) 府民のボランティア活動の促進

第35章 高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要する者及び外国人に係る対策計画

(危機管理室、健康福祉環境部、企画調整課、消防団、事業所)

災害時の各避難所への避難誘導や避難所での生活に当たって、特に配慮を必要とする人々に対して、特段の支援と配慮が必要である。また、避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必要である。特に、高齢者、乳幼児、妊産婦、外国人や旅行者等の地理に不案内の人なども生活することになり、それぞれに十分配慮した応急対策を実施する必要がある。これらに対応するには、地域住民、自治会等、消防団、民生・児童委員、ボランティア等の協力が不可欠である。

第1節 避難行動要支援者の避難

要介護高齢者及び介護を要する障害者の避難に対しては、迅速な支援救援が最も有効である。そのため、自治会等、民生・児童委員、地域住民やボランティア団体等との協力体制を平常時において確立しておくことが重要である。

- 1 高齢者等避難（レベル3）発令時の行動
 - (1) 警戒本部は、注意報（レベル2）が発令され警報に移行が確実視された場合、当該地域の自治会等及び避難行動要支援者に避難準備の情報提供を行う。
 - (2) 警戒本部は、警報（レベル3）が発せられ、機を失せず避難行動要支援者避難などの情報提供を行う。
 - (3) 要介護高齢者及び介護を要する障害者等、自力での避難が困難な避難行動要支援者に対しては、自治会等や民生・児童委員など必要な協力体制を整えておき、避難行動要支援者本人の、避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、必要な措置を講じ避難行動要支援者の安否確認及びすみやかな避難支援を実行できるよう努める。
 - (4) 個別の避難の要領については、関係者が協議し、それぞれ別に定める。
- 2 福祉避難所における配慮
福祉避難所では、特に配慮を必要とする人に対して、生活環境面等に特段の配慮と支援が必

要である。また、福祉避難所の調査を実施し、避難行動要支援者の所在確認を行う。

- (1) プライバシーに対して十分配慮する。
- (2) 情報の伝達にファックス、ラジオ等の活用や手話通訳者の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
- (3) 慢性疾患をもつ等の医薬品や治療及び補装具を必要とする住民に対して、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。
- (4) 介護を要する場合には、施設等への受入れに努めるなど、精神的打撃に配慮する。
- (5) ニーズの違い等による男女双方の視点などに配慮する。

3 福祉全般の相談窓口の開設

高齢者や障害者に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

第2節 妊産婦・乳幼児家族の避難等

妊産婦及び乳幼児家族は、避難にあたり妊産婦及び乳幼児の健康と安全に、最大限の注意を払わなければならない。したがって、町は施設が充実している保育所を妊産婦乳幼児家族指定避難所として活用する。

1 高齢者等避難（レベル3）発令時の行動

- (1) 警戒本部は、注意報（レベル2）が発令され警報に移行が確実視された場合、保育所に対し妊産婦乳幼児家族指定避難所開設準備を行う。
- (2) 警戒本部は、警報（レベル3）が発せられ、保育所から開設報告を受けたならば妊産婦乳幼児家族に対して避難準備の情報提供を行う。
- (3) 保育中の場合は、保健所で保護し、保護者へ連絡する。
- (4) 避難所の運営に当たっては、職員及び保護者会の代表によりマニュアルを作成し運営するものとする。

2 乳幼児等への配慮

避難所では、哺乳びん、粉ミルク、液体ミルク、紙おむつ等の育児用品を確保・備蓄、提供できるよう努め、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。

3 要保護児童への対応

町は、保護者及び自治会等、府との連携のもとに、避難所の責任者からの通報体制の確立等により、被災による孤児、遺児及び保護者の負傷等による要保護児童の迅速な発見に努める。

要保護児童を発見した場合は、児童相談所に連絡するとともに、事態を把握し親族等への情報提供を行い、状況に応じ府に協力を求める。

4 児童福祉施設の早期復旧と平常業務の再開

保育所等の児童福祉施設は、被災後の早期復旧と平常業務の再開に努める。

5 妊産婦に係る対策

- (1) 妊産婦等のための相談コーナーや静養スペースの開設、避難所には着替えや授乳のためのスペースを設ける等の配慮を行う。
- (2) 町は、妊産婦のニーズに応じた物資の迅速な調達、提供に努める。この場合、物資の調達が困難なときは、府に協力を要請する。
- (3) 町は、府との連携のもとに、医療機関等の協力を得て、健診等必要な医療サービスが提供できる体制の確保に努める。
- (4) 妊産婦の健康管理には特に留意し、町は府と連携し、本編第9章第12節「避難者健康対策」により対策を講じる。
- (5) 助産を実施する場合は、本編第15章「医療助産計画」により対策を講じる。

第3節 高齢者・在宅治療者の避難

町内には、高齢者家族や在宅治療者等、避難にあたり直接的な支援は必要ないものの、配慮が必要な住民が数多く存在する。したがって、平常時からお互いが、顔が見える関係つまり地域コミュニティを確立しておき、臨機応変に共助の力を存分に発揮することが重要である。また、町は地区集会所が住民にとって最も身近にある公共施設であることから、地区集会所を高齢者等指定避難所として活用する。

1 高齢者等避難（レベル3）発令時の行動

- (1) 警戒本部は、注意報（レベル2）が発令され警報に移行が確実視された場合、自治会等に高齢者等指定避難所の開設準備を要請する。自治会等は高齢者等に避難準備を連絡する。状況により住民の求めに応じ、自治会等みずからが、開設を準備することがある。
 - (2) 警戒本部は、警報（レベル3）が発せられ、高齢者等指定避難所から開設報告を受ければ、機を失せず高齢者等避難を指示する。
- 2 高齢者等指定避難所における配慮
 高齢者等指定避難所では、生活環境面等に配慮が必要である次のことに留意する。
- (1) プライバシーに対して十分配慮する。
 - (2) 情報の伝達にファックス、ラジオ等の活用や手話通訳者の協力を得るなど、情報伝達手段を工夫し、対応する。
 - (3) 慢性疾患をもつ等の医薬品や治療及び補装具を必要とする避難者に対し、関係機関と連携して支援できる体制を整備する。
 - (4) ニーズの違い等による男女双方の視点などに配慮する。
- 3 医療全般の相談窓口の開設
 高齢者や在宅治療者に対するきめ細かな援護体制を確立するため、早期に総合的な相談窓口を開設する。

第4節 外国人・観光客等・帰宅困難者等の避難

外国人・観光客等・帰宅困難者等で、町域において災害に遭遇した者について、通訳・翻訳ボランティア、事業所等の協力を得て安全を確保するとともに、外国人に対しては風俗習慣・信仰に配慮することが重要である。町は指定避難所の一部を外国人対応避難所を兼ねた帰宅支援ステーション本部に指定し、外国人・観光客等・帰宅困難者等を誘導し安全を確保する。

- 1 高齢者等避難（レベル3）発令時の行動（共通）
 - (1) 警戒本部は、注意報（レベル2）が発令され警報に移行が確実視された場合、指定避難所の一部を帰宅支援ステーション本部として開設準備を命ずる。
 - (2) 警戒本部は、警報（レベル3）が発せられ、帰宅支援ステーション本部から開設報告を受ければ、機を失せず外国人等避難を指示する。
- 2 外国人の避難
 集団で就業・研修している場合で日本語の能力が十分でない場合は、可能な限り事業者の責任で避難させる。
 - (1) 日本語による意思疎通が十分できない外国人に配慮し、事業所は府が提供している、ホームページや電子メール、ソーシャルネットワークワーキングサービス等の媒体を活用し、多言語による情報提供に努める。
 - (2) 町は、府との連携のもとに、外国語（英語以外を含む。）に堪能な職員及び災害時の通訳・翻訳ボランティアとも連携して、平素から外国人との情報伝達システムの確立を図り、災害時には外国人被災者を対象とした窓口を開設する。
 - (3) 町は、府の連携のもとに、広報・公聴活動において、外国人にも十分配慮した活動に努める。
 - (4) 町及び府は、帰宅支援ステーション及び仮設住宅の設置・運営に当たっては、言語や生活習慣の異なる外国人に対し、避難生活に支障が生じることのないよう、外国人にも十分配慮した支援活動に努める。
- 3 観光客等の避難
 鉄道事業者、バス事業者及び関係機関とも協力し、帰宅支援ステーション本部に誘導し安全を確保する。その後状況の安定化に伴い、被災地外への速やかな退避誘導を行う。
- 4 帰宅困難者の避難
 各事業所で待機することを基本とする。各事業所が危険もしくは不可能な場合、帰宅支援ステーション本部に避難する。その後状況の安定化に伴い、帰宅を促す。なお、コンビニエンスストアや外食事業者とは、関西2府5県を代表して関西広域連携協議会が「災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定」を締結しており、コンビニエンスストアの店舗などは、「災害時帰宅支援ステーション」として、徒歩帰宅者に水道水、トイレ、道路情報等の帰宅支援サービスを提供することとなっている。

第5節 安否確認

高齢者等避難（レベル3）を発令した場合、町は府との連携のもとに、迅速に、町社会福祉協議会、自治会等やボランティア、消防団等の協力を得て、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、町防災計画に定めた避難支援等に携わる関係者に避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の各戸を訪問することにより、避難行動要支援者の安否確認を行う。

また、避難所の調査を実施し、要配慮者の所在確認を行い、在宅の要配慮者に対しては、必要に応じ、福祉避難所への誘導、社会福祉施設への緊急入所等の措置を講じる。

第36章 環境保全に関する計画

（健康福祉環境部）

災害により、有害物質等に起因する大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、生活環境への影響及び拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止を図る。

- 1 災害に伴って有害物質による環境汚染が生じた場合は、直ちに府及び関係機関に通報する。
- 2 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- 3 府が行う環境汚染の防止対策等の措置について協力する。

第37章 災害ボランティア受入計画

（健康福祉環境部、町社会福祉協議会）

災害時において被災住民に対してきめ細かい対応をするためには、ボランティアの活動が重要な役割を担っている。地元住民によるボランティア活動、地域外からのボランティア活動等が、効率よく行なわれるよう体制の整備をすすめていく必要がある。このため、町災害ボランティアセンター（以下、「町センター」という。）を設置する。

第1節 町センターの災害発生時体制への移行

- 1 災害発生時体制への移行
おおむね災害発生から24時間以内に災害発生時体制への移行の判断を行い、72時間以内に災害発生時体制で運営できるように協議・準備を行う。
- 2 移行期間
移行期間は、災害ボランティア活動要請状況に応じて対応し、その後災害発生時体制の閉所を検討し、平常時体制に戻る。

第2節 町センターの運営

府災害ボランティアセンター（以下、「府センター」という。）と連携して、以下の対策を行う。

- 1 ボランティアの受入れ
日本赤十字奉仕団をはじめ、ボランティア団体等からボランティア活動の申し入れがあった場合は、その活動内容、人員等を把握し、被災住民の要請に応じて必要人員を受け入れ、活動内容、活動場所、活動期間、必要人数、活動場所への移手段の提供をする。
- 2 ボランティアの保険加入のあっ旋
ボランティアに対して、保険のあっ旋を行う。
- 3 ボランティアの派遣
町センターに登録しているボランティア、ボランティアコーディネーターを被災状況、要請内容にあわせ派遣する。
- 4 ボランティアの活動内容
 - (1) 炊き出し及び救護
 - (2) 救援物資の整理、運搬
 - (3) 飲料水の供給
 - (4) 清掃及び防疫
 - (5) 被災調査等
 - (6) 災害応急措置のうち危険を伴わない作業
 - (7) その他
- 5 専門ボランティア
医師、保健師、管理栄養士、調理師、建築士等専門技術を有するボランティアの派遣について

ては、窓口となる団体と協議の上行う。

6 活動資材等の調整・提供

ボランティアの被災地での活動状況を把握し、必要な活動資材等の提供を行う。

7 ネットワーク化

災害対策本部、ボランティア団体と地域活動拠点との間のネットワーク化を図り、迅速な活動体制を図る。また、ボランティアによる効果的な支援活動を展開するため、自主的な活動を行うボランティアグループ・団体に対する情報提供や活動内容の調整等の連携を図る。ネットワーク化を図るための通信手段として、電話、インターネットなど災害時に使用可能なものを用いて行う。

8 ボランティアの滞在場所

災害対策本部は、ボランティアが支援活動に参加する際の滞在場所について配慮するなど、活動を支援する。

ボランティア団体等の組織においてボランティアを派遣するところは、できる限り各団体において、滞在場所を確保してもらうよう要請する。

9 ボランティアの撤退時期

被災住民の自主的な再建を念頭におき、ある時点で、協議を行い、ボランティアの方向性の検討を行う。

10 府センターとの連携

町センターの運営及び上記 1～9 の活動に際して、府センターと連携し、円滑かつ効率的なボランティア活動の推進を図る。

府センターは、災害発生後、府内で展開される災害ボランティア活動の総括調整機能を担い、被災地で円滑に活動が行えるよう以下の支援を実施する。

(1) 現地対策本部の設置

災害が広域にわたる場合、甚大な場合など、町センターのみによっては、同センターの機能を果たすことが困難な場合には、府センターは現地対策本部を設置し、町センターの活動を支援する。

(2) ボランティアコーディネーター等の派遣

府センターは、初動支援チーム（先遣隊）を派遣するとともに、町センター、府現地対策本部（以下「町センター等」という。）及び指定避難所等におけるボランティアコーディネーターの必要状況を把握し、ボランティアコーディネーターの派遣調整を行う。ボランティアコーディネーターは、ボランティアニーズを把握し、ボランティア活動を企画、実施し、ボランティアコーディネート業務を行う。

(3) 情報収集・情報提供

ア 町センター等は、ボランティアニーズに的確に対応できるよう、活動を通じて得た情報や関係団体等からの情報の収集を行い、府センター等に情報提供を行う。情報提供を受けた府センターは、報道機関の協力を得て、これらの情報を迅速に公表すること等により、受入れの調整に努める。

イ 町は、安否確認活動や相談活動に資するため、必要に応じ要配慮者名簿を現地対策本部等に提供する。

(4) 活動資材等の調整・提供

府センターは、町センター等での活動資材等の必要状況を把握し、調整、提供を行う。

第 38 章 文化財等の応急対策

（教育部）

文化財は、人類共通の貴重な財産であり、後世に伝えていくためにも災害から守り、被害を最小限に食い止める必要がある。

町、文化財の所有者及び管理者は、平常時から防災対策、災害発生時から復旧段階における行動の指針等が示された防災対策マニュアル及び文化財の所在状況がわかる文化財データベース等を整備し、災害から文化財を守り、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を行う。

1 防火・消火活動

災害による火災を防止するとともに、火災が発生した場合、被害を最小限に食い止めるため所有者、消防本部・消防団、自治会等、地域住民が連携して活動する。

- (1) 近隣で火災が発生している場合、延焼の危険性、飛び火の監視等を行うと同時に、既存の防災設備の損壊状況を調査し、損壊している場合は、代わりの消火方法を用意する。
- (2) 延焼、飛び火の危険性が高い場合は、持ち出し可能なものについて、搬出等の措置を講ずる。
- (3) 文化財そのものに火災が発生している場合は、消防本部・消防団と自治会等が連携をして初期消火にあたる。

2 被害の把握

文化財所有者は、被災後速やかに現地を巡回し、所有している文化財について被害状況を把握するとともに、被害状況を行政機関等に連絡する。

教育委員会は、所有者からの報告等により、被害状況を把握するとともに、現地調査を行い、被害状況を調査する。調査結果に基づいて、関係機関や専門家と十分に協議した上で、必要な措置を講じる。

資料 5-23 文化財一覧

第 39 章 応援受援計画

(危機管理室、総務課、企画調整課)

災害が一旦発生すると、その規模に係らず、行政業務所要量が飛躍的に増大する。限られた業務処理力を有効に活用するためには、災害対策基本第 42 条第 4 項に基づく応援受援の実効性を確保することが重要となる。したがって、「業務継続計画」に基づき応援受援計画を策定する。また、応援受援計画に基づき、実施すべき業務及び必要な資源の過不足を明らかにして「災害時受援計画」を策定する。他方、迅速な応援受援体制の確立のためには、相互応援協定に基づくカウンターパート方式が有効であり、早期の体制整備が望まれる。

第 1 節 応援

1 発災時の情報収集と応援要請の受入

京都府内に災害が発生した場合、迅速に災害情報を収集するとともに、危機管理室から連絡調整に必要な要員を選定する。状況により京都府庁（京都府広域振興局）に要員を派遣し、災害の状況や災害対策本部の設置状況、被害予測情報を把握する。

2 緊急派遣チーム（先遣隊）の派遣

必要に応じ、危機管理室を中核として緊急派遣チームを派遣し、被害状況、支援ニーズ等、応援に必要な情報を収集する。

3 応援の実施

緊急派遣チームの調整に基づき、人員及び物資を応援する。応援内容が関係部単独で行えるものは応援部隊長を当該部長が指名する。応援内容が各部にまたがる時は総務部参事を応援部隊長とする。

4 相互応援協定による場合

相互応援協定が締結されている場合は、協定内容を遵守する。

第 2 節 受援

1 受入れに向け必要な業務や体制の確立

応援を効率的かつ効果的に受けるため、次の業務や体制づくりに取り組むとともに「災害時受援計画」により、下記行動を行う。相互応援協定締結までは、「被災市町村応援職員確保システム」及び「災害マネジメント支援」を有効に活用する。

- (1) 救命救助・消火部隊の受入れ
- (2) DMAT等の受入れ
- (3) 支援物資の受入れ
- (4) 国、府、他市町村応援職員の受入れ
- (5) 広域避難

2 府への職員派遣及びあつ旋要請

町のみでは災害応急対策を円滑に実施することができない場合、本部長は、府知事に職員の派遣又はあつ旋を求める。ただし、緊急を要する、または、やむを得ない事情のあるときは、各部等の長の判断により所管業務に係る要請を行うことができる。その場合においては、速やかに本部長にその旨を報告する。

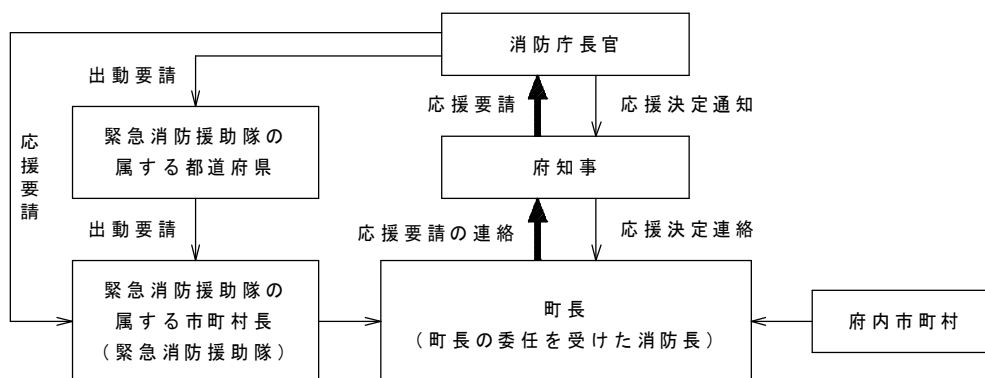
応援要請に当たっては、原則として、次の事項を明らかにして行う。

- (1) 災害の状況及び応援を求める理由
- (2) 適用する法令、協定等
- (3) 応援を希望する機関名
- (4) 応援を希望する人員、物資等
- (5) 応援を必要とする場所、期間
- (6) 応援を必要とする活動内容
- (7) その他必要な事項

3 緊急消防援助隊の応援要請

町域における災害が甚大で、府内の市町村の消防力で対処できないと認める場合は、府知事に緊急消防援助隊の応援要請をする。

図 緊急消防援助隊出動体制



資料 4-36 応援要請書

4 関係協力機関への連絡及び要請

消防を除く関係協力機関及び連絡や要請する事項は、表のとおりである。

表 関係協力機関及び連絡、要請事項一覧表

関係協力機関	連絡及び要請する事項	
京都地方気象台	地震情報、気象予報及び警報等	
近畿地方整備局淀川河川事務所	木津川の河川に関する情報等	
府山城 災害対 策支部	山城広域振興局	災害救助法の発動要請、自衛隊の派遣要請、避難指示の報告、被害状況等の報告、応急救助等
	木津警察署	災害救助、犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持、設備又は物件の除去等
	山城南土木事務所	道路及び河川の情報、水防並びに公共土木施設の応急復旧及び点検等
	山城南保健所	医療救護、防疫、飲用水及び汚物対策等
木津川市・精華町環境施設組合	廃棄物の適正処理等	
相楽郡広域事務組合	し尿処理等での応急対策等	
相楽郡川西土地改良区	灌漑、ため池等の復旧及び点検等	
日本赤十字社京都府支部	日赤救護班の派遣、義援金品の募集、配分及び奉仕活動等	
日本放送協会京都放送局 株式会社京都放送 株式会社KCN京都	災害情報、職員動員、救助状況等の一般住民に対する周知等	
関西電力送配電株式会社	電気設備の復旧	
大阪ガス株式会社北東部導管部	ガス設備の復旧	
一般社団法人京都府 エルピーガス協会	ガス設備での応急対策等	
建設業協会	土砂、障害物除去等についての協力等	

西日本電信電話株式会社京都支店	電信電話設備の復旧
西日本旅客鉄道株式会社祝園駅 近畿日本鉄道株式会社新田辺駅 奈良交通株式会社	災害救助物資及び避難者の輸送及び通信施設の確保と通信連絡の協力 災害救助物資及び避難者の輸送協力等
その他の機関	そのつど必要な事項

第40章 社会秩序の維持に関する計画

(危機管理室、木津警察署、自治会等)

災害時における警戒警備は、木津警察署、府及び民間警備会社等と協力連携を図り、かつ防犯推進委員等の自治会等の協力を得て住民の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防、取締り等の総合的活動により社会秩序の維持にあたる。

1 警備会社との協力

応援要請により派遣された一般社団法人京都府警備業協会の警備会社と連携、協力して、被災地や避難所の警戒警備にあたる。

2 自治会等との協力

防犯推進委員等、自治会等によるパトロールの協力を要請するとともに支援する。

また、自然発生的に地域住民による自警団が組織されることも予想されるので、自警団が行う防犯活動に対する指導、支援等も行う。

3 広報活動

町は、木津警察署等と連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、被災者の適切な判断、行動及び安全を確保するため、防犯についての注意を促すとともに、犯罪が多発する場所及び犯罪による被害状況等の情報に関して、報道機関等を通して又は現場において、正確かつわかりやすい公表、伝達及び広報活動を速やかに行う。

(1) 報道機関への広報要請

テレビ、新聞、ラジオ等の報道機関に対して、防犯に関する情報の広報の要請をする。

(2) 被災地における広報

避難所、仮設住宅等の被災者に対して、防犯に関する情報を提供し、防犯を呼びかける。また、防災行政無線を活用する。